

「埼玉県特別支援教育推進計画」に対する御意見と県の考え方

1 意見募集期間

令和4年1月5日（水） ～ 令和4年2月4日（金）

2 意見の提出者及び意見件数

区分	人数（個人）	団体数	意見件数
郵送	1		1
ファクシミリ	5		32
電子メール	37	4	277
合計	43	4	310

3 意見の反映状況

区分	意見件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	16
B 既に案で対応済みのもの	17
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	127
D 意見を反映できなかったもの	121
E その他	29
合計	310

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
1	全般	全体を通して、次の2点について明確にする必要があると思います。 一つは、「環境整備計画」を継承・発展させる計画として策定することです。 「環境整備計画」を継承・発展させる計画としてはいるのに、その位置付けは極めて不十分だと思います。 P15「第4章 埼玉県特別支援教育推進計画の目標と施策体系 2 本県における特別支援教育の現状と課題」に、「環境整備計画の継承と発展を図りつつ、特別支援教育を総合的に推進する新たな計画を策定」と記されているのに、環境整備計画の到達点や課題がほとんど記されていません。到達点や課題もきちんと整理したうえで、課題解決に向けた具体的な取り組みを明確に示す計画にしたいと思います。	環境整備計画については、第3章において検証を記載しております。実施段階においては、御意見の内容も参考として、各施策を推進してまいります。	C
2	全般	②埼玉県が喫緊の課題としている「学校の多忙化解消」「教職員の負担軽減」という視点が欠落していると言わざるを得ません。 新たな施策を実施するのであれば、現在のとりくみを見直し、学校現場の多忙化を解消し、教職員の負担軽減を図る観点を持たなければ、学校現場は疲弊し、計画は実効性を持たないと思います。研修体系全般を見直すことや「スクラップ」する事項も計画の中に明確に示してください。	本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画となっております。いただいた御意見の内容につきましては、実施段階で参考とさせていただきます。「学校における働き方改革基本方針」も踏まえつつ、各施策を推進してまいります。	C
3	全般	今回の推進計画は、県の責任で進めなければならない新たな学校建設などの教育環境整備等を弱め、学校や教職員個々の努力によって特別支援教育の推進を進めようとするものと感じられます。推進計画とは、環境の十分な整備があつて初めて成し得るものです。教室不足や学校不足、教員不足、予算不足など教育の必要最低限の前提条件が整わない中、特別支援教育の推進は難しいと思います。「環境整備計画」から「推進計画」への名称変更も県の責任での環境整備を手放す意図がうかがわれます。環境整備を県の責任でしっかり進めようとするならば「第二次埼玉県特別支援教育環境整備計画」とすべきです。仮に「推進計画」であっても、環境整備が整わない実態の解消に向け最大限の努力を示す計画でなければなりませんと思います。	本計画は、環境整備計画が令和4年3月で終了することから、その継承と発展を図りつつ、特別支援教育を巡る状況を踏まえ、特別支援教育を総合的に推進するため、新たな計画として策定するものです。いただいた御意見の内容も参考として、関連する施策9を推進してまいります。	C
4	全般	平成31年3月に策定された「埼玉県特別支援教育環境整備計画」(以下、環境整備計画)では記されていた「はじめに」のページを目次の前に起こし、埼玉県教育委員会として「特別支援教育推進計画」(以下、推進計画)策定に当たっての基本的な考えを以下の観点から明記すべきと考えます。 ①法改正も含め、養護学校から特別支援教育への転換の経緯 ②「特別支援学校設置基準」「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定趣旨を踏まえた埼玉県の推進計画の意義 ③環境整備計画を継承と発展させた計画であること ④設置基準で示された、教室不足の改善を図るための環境整備を行う「集中取組計画」であることの位置づけ	「はじめに」は、計画策定時に改めて記載いたします。	C
5	全般	今回の推進計画では、環境整備計画(H31年度～令和3年度)の中で示されていた図・表が、大幅にカットされています。これでは経年経過が見られないばかりか、これまでの環境整備のとりくみの検証も行えず、環境整備計画を継承・発展させた計画にはならないと思います。少なくとも障害種別、学部別児童生徒数の推移、教室不足数、特別教室からの転用教室数などは、最新の情報を入れて再掲すべきです。	本計画においても障害種別の児童生徒数の表等を記載していますが、環境整備計画に記載したもののうち、県立知的障害特別支援学校の学校別児童生徒数の推移を8頁に、肢体不自由特別支援学校の通学区の図を41頁に加えました。なお、知的障害特別支援学校の学部別児童生徒数の推移については、43頁の表2で記載しています。	A
6	全般	次の2点について明確にする必要がある ①「環境整備計画」を継承・発展させる計画として策定すること ②「環境整備計画」を継承・発展させる計画としてはいるが、その位置付けは極めて不十分。 「環境整備計画」の継承と発展を図りつつ、特別支援教育を総合的に推進する新たな計画を策定」(P15「第4章 埼玉県特別支援教育推進計画の目標と施策体系 2 本県における特別支援教育の現状と課題」)するとしながら、環境整備計画の到達点や課題がほとんど記されていない。	「環境整備計画」については、第3章において検証を記載しているところです。実施段階においては、御意見の内容も参考として、各施策を推進してまいります。	C
7	全般	②県として喫緊の課題としている「学校の多忙化解消」「教職員の負担軽減」という視点が欠落している 新たな施策を実施するのであれば、現在のとりくみを見直し、学校現場の多忙化を解消し、教職員の負担軽減を図る観点を持たなければ、学校現場は疲弊し、計画は実効性を持たない。研修体系全般を見直すことや「スクラップ」する事項も明確に示す必要がある。	本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画となっております。いただいた御意見の内容につきましては、実施段階で参考とさせていただきます。「学校における働き方改革基本方針」も踏まえつつ、各施策を推進してまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
8	全般	<p><「第1編 総論」及び全体を通しての考え方と記述について> 「埼玉県特別支援教育推進計画(案)」(以下、「推進計画」)策定にあたっては、以下の視点を明確に位置付け、それに基づいて「推進計画」全体を全面的かつ具体的に書き換える必要がある。 (1)憲法、子どもの権利条約、障害者権利条約、障害者差別解消法とそれに基づく「合理的配慮」など、関係諸法規の理念及び国際的動向を十分に踏まえた計画であること。 (2)「埼玉県特別支援教育環境整備計画」(以下、「環境整備計画」)と今回の「推進計画」が、特別支援学校設置基準に示された「集中取組計画」としての位置づけであることを明確にすること。 (3)「集中取組計画」の位置づけを明確にしたうえで、特別支援学校設置基準の趣旨に沿って、現在の学校・教室不足の抜本的解消のために、少なくとも今後10年を見通した具体的な検討課題と計画を示すこと。</p>		
8	全般	<p>(4)「環境整備計画」策定以降の以下の新たな動向を踏まえた計画とすること。とりわけ、以下の3点を十分に踏まえた「推進計画」とすること。 ①特別支援学校設置基準について 文科省は、設置基準策定にあたって発出した通知文書において、「在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善するための「最低基準」とするとともに、設置基準の第1条で「これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」と明記している。この趣旨を踏まえ、抜本的な改善策を示す必要がある。なお、設置基準は既存校には適用しないとしているが、一方で「水準の向上」に努めると明確に謳っている。従って、現状より条件が低下を可とする理由はない。既存校の教室不足が依然、深刻に進行していることを県教委は重く受け止め、それを踏まえた計画とすること。 ②「医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律」について 医療的ケアが必要な子どもたちの学習権保障と保護者によるケアを前提としない医療的ケアの実現のために、国や地方公共団体がその施策を実施するとした法の趣旨を踏まえること。そのために県内の医療的ケア実施校の現状と課題を丁寧に分析し、とりわけ「看護教諭」(看護師)増員と定数外別枠配置、現在の特別非常勤看護師の増員をはじめ、十分に安全なケア実施のための施設・設備改善、通学保障等の計画を明記すること。 ③「埼玉県学校における働き方改革基本方針」について 現在、学校現場とそこで働く教職員の多忙化解消・負担軽減は、県教委あがての最重要課題の一つである。多忙化解消と子どもたちの学習権保障は一体のものであり、教職員が健康で生き生きと職務に専念できることは、子どもにとっては最大の「教育条件」と言える。現在の「埼玉県学校における働き方改革基本方針」の「四つの視点」のうち、とりわけ「教職員の負担軽減のため条件整備」と「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の視点から「推進計画」を記述する必要がある。前者では、基本計画の具体的な項目にもある通り、学校建設や教職員増などの課題を、また、後者からは研修制度の見直しをはじめとしたさまざまな施策について、特別支援教育の専門性を踏まえた見直しが必要であり、負担増になる可能性があるものは排除するべき。</p>	<p>本計画は、環境整備計画の継承と発展を図りつつ、特別支援教育を巡る状況を踏まえ、特別支援教育を総合的に推進するため、新たな計画を策定するものです。 なお、実施段階においては、いただいた御意見の内容も参考として、関連する諸施策を推進してまいります。</p>	C
8	全般	<p>(5)「環境整備計画」以降の取り組みについての丁寧な現状分析を行うこと。「推進計画」は、この視点が極めて不十分。とりわけ学習権・人権侵害と言え、i)特別支援学校の過大・過密、教室・学校不足(既述)、ii)30%近い臨時教職員問題、未配置・未補充問題及び教職員数の不足、iii)学校予算の不足についての課題と解決策を明確に示すこと。 (6)盲、ろう、病弱、肢体不自由、知的障害の特別支援学校の障害種別ごとの現状分析と充実のための施策の記述が極めて不十分である。 (7)通常の学校(小・中・高等学校)、特別支援学級、通級指導教室など、すべての障害種別等による特別なニーズのある子どもたちの学習権保障とそのためのそれぞれの学習の「場」を充実させる計画とすること。とりわけ、2007年からのいわゆる「特別支援教育」体制の下で、結果的に発達障害等の子どもたちが通常学校(特別支援学級)からはじき出されるような形で特別支援学校に集中したり、特別支援学級等で学ぶことが適切と思われる子どもたちが特別支援学校に入学・転学したりしていること等について、丁寧に分析すること。法の趣旨に反して、依然通常の学校での「特別支援教育」が極めて不十分な実態であることを踏まえる必要がある。 (8)今回の「推進計画」は、全体として、教育条件整備義務としての教育行政責任の視点とそれに基づく具体性が極めて薄い。その一方で、学校現場と教職員の努力によって諸課題解決を進めようとしているとさえ思える。様々な困難の中でも日々努力している教職員、何よりも子どもと保護者・父母を励ます、そして教職員が安心して職務の専念できる「推進計画」となるよう切に望む。</p>		
9	全般	<p>第1編総論とそれに関連する第2編施策の展開について 「インクルーシブ教育システムの構築」を「多様な学びの場」の充実によって実現しようとしてきた、そして更に進めると読める。また、その内容として「特別支援教育とは、…略…一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、…略」とある。 ①知的障害特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒の大幅な増加に対応するため(P.1)とあるがなぜ増大の一途をたどっているのかの分析が全くされていない。(P.42、43)増大させているのがこの特別支援教育推進そのものにあると考える。 例えば、P.37に特別支援学級の充実を市町村教委へ働きかけるとあるが、すでに過剰設置といえる状況で「障害児」とされないような児童生徒が通常学級からふるいわけられている事例を相談される。あるいは、就学・進学にさいしても同様な事例がある。少なくとも特別支援学級の充実をはかる必要はない。またP.39「41にある特別支援学校の新設等は必要ない。 ②P.2特別支援教育の理念で「障害」を個人のものとして捉えて「改善・克服」するためとあり、これは旧来の教育観「医学モデル」であり、障害を社会的障壁の問題ととらえ「合理的配慮をしつつ多様な児童生徒が共に学ぶことができるよう指導・支援するもの」とすべき。</p>	<p>特別な支援を必要とする児童生徒が増加している事実はあるものの、その原因については、諸説あるところと認識しております。 本県では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、支援籍学習や交流及び共同学習を進めるなど、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶこと。また、障害のある児童生徒が必要な指導・支援を受けられるよう、連続性のある「多様な学びの場」の充実に取り組むこと。これら、どちらも重要なことと認識しております。いただいた御意見の内容については、参考とさせていただきます。関連する諸施策を推進してまいります。</p>	C
10	全般	<p>③「多様な学びの場」の充実にはP.3「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。」中教審の報告がでていて、つまり障害者の権利に関する条約の理念がどこまで反映されているかが重要といえる。 障害者権利条約の第1条目的には「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」とある。簡単にいえば「障害があっても当たり前の一人の人間としての権利をもつ」と。そのため権利条約批准へ向け様々な法整備がされた。その一部、文科省の「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」第一改正の主旨の中で「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、後略」がある。これは、障害の有無にかかわらず学齢に達した子は地域の学区に就学できる権利を認められたようになる。「最終的には市町村教委が決定することが適当である」という一文があるが、「決定する」と言い切れないのは、権利条約に違反してしまうからであり、前段に「本人・保護者の意見を最大限に尊重し、略 教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし」があるのも権利条約に沿うようにするためだと言えよう。 以上のことを前提に「多様な学びの場」の充実を進めるならば、まず「通常学級での学びを充実させる」を進めるべきなのに、このことについて不十分。P.21、22に記述されているが、「通常学級での学びを充実するため通常学級での共に学ぶ実践を共有する」を取組みにいれるべき。これは、県議会での教育長答弁にもそのものである。</p>	<p>通常学級での共に学ぶ実践を共有する取組みにつきましては、施策2(3)および、施策3(4)における、「支援籍学習や交流および共同学習の実施による心のバリアフリーの推進」を進める際の参考とさせていただきます。また、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が合理的配慮の提供により、共に学んでいる事例の収集も継続してまいります。</p>	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
11	全般	・「推進計画」全体を通して(環境整備計画を継承・発展させる立場から)P42、43の図・表では、これまでの環境整備の取り組みの検証も行えず、環境整備計画を継承・発展させた計画にはならない。少なくとも障害種別、学部別児童生徒数の推移、教室不足数、特別教室からの転用教室数等は、最新の情報を入れて再掲をお願い致します。	障害種別の児童生徒数の推移については、表1「県立特別支援学校児童生徒の推移について」において、過去10年間の児童生徒数を記載しております。また、学部別児童生徒数については、表2「県立知的障害特別支援学校の学部別児童生徒数」において、知的障害特別支援学校の状況を記載しています。	D
12	第1編第1章	P.1総論に記載されている「喫緊の課題である知的障害特別支援学校の大幅増加に対応する」ために、「環境整備計画」の「継承と発展を図る」という趣旨の計画としては、全く内容が伴わない計画と言わざるを得ない。ひどすぎる内容である。	御意見として承りました。	E
13	第1編第1章	(1)計画策定の趣旨 について 平成31年3月に公表された「環境整備計画」を継承・発展させる計画として「推進計画」を策定するのであれば、「環境整備計画」が10年間を見通した当面3年間の計画として策定されたことを明記する必要があります。 また、「環境整備計画」の最終年度である今年度、「特別支援学校設置基準」および「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(「医療的ケア児支援法」)が制定されるなど、特別支援教育に関わる大きな法整備が行われたことを記述した上で、こうした特別支援教育を巡る状況を踏まえ、「環境整備計画」の継承と発展を図りながら、本県における特別支援教育を総合的に推進するために新たな計画を策定することが趣旨として記される必要があると思います。	環境整備計画の継承・発展については、第1章1(1)計画の策定趣旨で記載しております。 また、特別支援学校設置基準、医療的ケア児支援法については、第4章1特別支援教育を取り巻く社会の動向において記載しています。	B
14	第1編第1章	(2)計画の位置づけ について 「第3期埼玉県教育振興基本計画(令和元年度～令和5年度)」を踏まえた計画であるとともに、「環境整備計画」を継承・発展させる計画であることを記す必要があると思います。	環境整備計画の継承・発展については、第1章1(1)計画の策定趣旨で記載しております。(2)計画の位置付けについては、本文中に記載したとおりです。	B
15	第1編第1章	(1)計画策定の趣旨 平成31年3月に公表された「環境整備計画」を継承・発展させる計画として「推進計画」を策定するのであれば、「環境整備計画」が10年間を見通した当面3年間の計画として策定されたことを明記する必要があります。 また、「環境整備計画」の最終年度である今年度、「特別支援学校設置基準」(令和3年9月24日交付、令和4年4月1日より施行)および「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下「医療的ケア児支援法」、令和3年9月18日より施行)が制定されるなど、特別支援教育に関わる大きな法整備が行われたことを記述した上で、こうした特別支援教育を巡る状況を踏まえ、「環境整備計画」の継承と発展を図りつつ、本県における特別支援教育を総合的に推進するために新たな計画を策定することが趣旨として記される必要がある。	「環境整備計画」の継承・発展については、第1章1(1)計画の策定趣旨で記載しております。 また、「特別支援学校設置基準」、「医療的ケア児支援法」については、第4章1特別支援教育を取り巻く社会の動向において記載しています。	B
16	第1編第1章	(2)計画の位置づけ 「第3期埼玉県教育振興基本計画(令和元年度～令和5年度)」を踏まえた計画であるとともに、「環境整備計画」を継承・発展させる計画であることを記す必要がある。	「環境整備計画」の継承・発展については、第1章1(1)計画の策定趣旨で記載しております。(2)計画の位置付けについては、本文中に記載したとおりです。	B
17	第1編第1章	○『「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ』とあるが、本計画(案)が具体性に欠けているために、この「基本計画」の焼き直しにとどまっている。 「基本計画」を充実あるものにして現実の教育現場を改善・充実をはかっていくものとしての、実効性ある「埼玉県特別支援教育推進計画」でなければならない。 実効あるものにするために、3点申し上げる。 ①この「埼玉県特別支援教育推進計画(案)」が実効あるものにする 「特別支援教育課」とは別に「義務教育指導課」と「高校教育指導課」の中に「特別支援教育担当」を明確に部署として置き、体制も厚く、小学校・中学校・高校の中の支援学級と通級の設置に責任をもって促進させる。通常学級における支援を明確に推進させる。 ②特別支援教育を求める子どもの比率は児童・生徒全体の6%とも10%とも言われている。それだけの子どもたちの教育の充実をすすめるのであるから、今よりも特別支援教育予算枠を拡充するように、県行政の中での理解を求め、増額させ、人員を配置する。 ③p.4にもあるように、特別支援教育の充実、時代の要請のある課題なので、いまこそ「特別支援教育振興協議会」を諮問機関として設置し、教育現場の当事者(教職員、保護者、卒業生など)と他分野(福祉、労働、医療など)の関係者を交えて、計画の精緻性を高めるために検討すること、計画の進捗状況を評価することを目的として機能させることが必須と考える。	御意見として承りました。	E

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
18	第1編 第1章	(1)特別支援教育の理念 「特殊教育」から「特別支援教育」への転換の経緯を記述する必要がある。 また、連続性のある「多様な学びの場」の充実の前提として、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、小・中学校の通常学級、高等学校などあらゆる教育の場の環境整備が重要であること、そのために「環境整備計画」を策定(平成31年3月)し、計画の推進に努めてきたこと、教育環境のさらなる整備・充実が必要であることを記述する必要がある。	第1章2(1)の内容は、平成19年4月に我が国の障害のある幼児児童生徒への教育が、「特殊教育」から「特別支援教育」に転換した際、特別支援教育の推進にあたって、国から示された理念に基づき記載しています。(H19.4.1文部科学省通知「特別支援教育の推進について」参照)なお、いただいた御意見にある連続性のある「多様な学びの場」の充実が求められること。また、こうしたことから環境整備計画を策定したことについては、第1章1(1)計画の策定趣旨で記載しています。	D
19	第1編 第1章	(2)本県における特別支援教育の方向性において、「これまで、本県では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、支援籍学習や交流及び共同学習を進めるなど」とあるが、埼玉県では重い障害のある子どもも含めて通常の学級で共に学んできた実績があるので、それについてまず記載すべき。	第1章2(2)は、埼玉県特別支援教育推進計画の策定に係る基本的な考え方として、本県における特別支援教育の方向性を、通読性を考慮のうえ、簡潔に記載させていただきました。	D
20	第1編 第1章	2 特別支援教育の理念と方向性 (1) 特別支援教育の理念 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。 <意見> これは障害者権利条約の批准以前と変わらない、障害を個人のものとして捉え指導する「医療モデル」であり、「社会モデル」の考え方で多様な児童生徒の中で合理的配慮をおこない一緒に学ぶ教育に変えるべき	第1章2(1)の内容は、平成19年4月に我が国の障害のある幼児児童生徒への教育が、「特殊教育」から「特別支援教育」に転換した際、特別支援教育の推進にあたって、国から示された理念に基づき記載しています。(H19.4.1文部科学省通知「特別支援教育の推進について」参照)	D
21	第1編 第1章	(2) 本県における特別支援教育の方向性 支援籍学習や交流及び共同学習を進めるなど、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ <意見> 場を分けたままでは、「共に学ぶ」といっても理解にはつながらず、共生社会の実現には向かっていかない	本県では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、支援籍学習や交流及び共同学習を進めるなど、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶこと。また、障害のある児童生徒が必要な指導・支援を受けられるよう、連続性のある「多様な学びの場」の充実に取り組むこと。これら、どちらも重要なことと認識しております。いただいた御意見の内容については、参考とさせていただき、関連する諸施策を推進してまいります。	C
22	第1編 第1章	【インクルーシブ教育システムについて】 「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳:包容する教育制度) 「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般) <意見> 障害者権利条約のいう「インクルーシブ教育システム」と特別支援教育(医療モデルで、障害のあるなしで分ける教育)は違い曲解している。「同じ場で共に学ぶこと」を基本にして、インクルーシブ教育を進めるべき	該当の文章は、中央教育審議会初等中等教育分科会報告(H24.7.23)を出典として、引用させていただいているものです。	D
23	第1編 第1章 第1編 第2章 第1編 第3章	「高等特別支援学校」や「分校」の選抜試験に落ちた生徒が、一般の高校に在籍しているケースがある。もはや逆転現象ともいえるこの事実から、一昔前なら普通に一般の高校にいた生徒が、「障害(発達障害、軽度知的障害等)」のレッテルで特別な場に追いやられていることがわかる。実際に、現場では、本人は希望していなかったのに、特別支援学校に入ってしまった生徒が毎年一定数いる。これは障害者権利条約のいう一般教育制度からの分離であり、排除である。 統計上の障害児・者が急激に増えているのは、このような発達障害や軽度知的障害等の障害児・者が新たにカウントされたからであって、そういった子たちをどう普通学級でインクルーシブしていくかという発想ではなく、「障害児・者が増えたから特別な場(特別支援学校・特別支援学級)を作らなければ」と障害者権利条約の理念とは逆の発想となってしまっていることが一番の問題である。 さらには、「高等特別支援学校」や「分校」の選抜試験も企業就労を看板にかかげた結果、企業就労可能な「障害」の程度でふるいにかけている。あたかも「障害」の程度による選抜を一般高校の入試のような学力による選抜と同等のように扱い、「障害者」をさらにその「障害」で分けていることは二重・三重の差別である。 今後の推進計画には、障害者権利条約の文脈で捉えた真の意味でのインクルーシブ教育の理念(普通学級で学ぶことを原則とする)が反映されることを求める。	本県では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、支援籍学習や交流及び共同学習を進めるなど、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶこと。また、障害のある児童生徒が必要な指導・支援を受けられるよう、連続性のある「多様な学びの場」の充実に取り組むこと。これら、どちらも重要なことと認識しております。いただいた御意見の内容については、参考とさせていただき、関連する諸施策を推進してまいります。	C
24	第1編 第2章	第2章 本県における特別支援教育の沿革 とありますが、環境整備計画では、P3に(3)、本県の環境整備に関する現状と課題として、教室不足の問題、教室転用の状況等が記されていましたが、今回の計画案ではカットされています。現状がどのような状況になっているのかをしっかりと明記するべきです。また、令和3年度現在の 県立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の学校別一覧表も再掲するべきです。	第2章本県における特別支援教育の沿革では、歴史的な経緯を記しております。いただいた御意見の内容のうち、環境整備計画中のP3(3)は、環境整備に関する現状と課題として記したものであることから、本章の趣旨とは異なるものと考えております。 一方、本計画においても第4章2に、本県における特別支援教育の現状と課題を記していることから、御意見を踏まえ、環境整備計画に記していた特別支援学校における過密状況への対応に類する記載を第4章2に追記しました。 なお、本計画の通読性等も考慮し、他の統計等を参照することで把握可能な学校別一覧表については精査し、掲載していません。	A
25	第1編 第2章	特別支援教育の推進 今年度、「特別支援学校設置基準」(医療的ケア児支援法)が制定された中で、さらなる教育環境の整備と充実が求められていることを記述する必要がある。	第2章は、本県における特別支援教育の沿革について記載しており、主に本県の特別支援教育における歴史的な経緯を記しております。いただいた御意見の内容にある「特別支援学校設置基準」及び「医療的ケア児支援法」については、第4章1特別支援教育を取り巻く社会の動向において記載しているところです。	B

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
26	第1編 第2章	2 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進 平成15年11月「埼玉県特別支援教育振興協議会」の報告 「新たな教育システムについての記述とともに、「埼玉県の特別支援教育の現状と課題」のところに、「教室不足」は喫緊の課題であるという記述があることが特徴。そのことをうけ、2006年には特別支援教育が「はじまりとともに、県としても「新たな教育システム」とともに、「教室不足対策事業」がはじまり、さいたま校・羽生ふじの高等養護学校、上尾かしの木・所沢おそら・深谷はばたき・草加かがやきなどの学校建設につながったことも事実として書くべきです。	第2章本県における特別支援教育の沿革については、本県の特別支援教育における歴史的経緯を、通読性を考慮のうえ、簡潔に記載させていただいています。	D
27	第1編 第1章	平成25年9月の学校教育法施行令改訂により、それまで特別に通常学級に就学が認められた児童生徒を「認定就学者」としていたが、反対に特別支援学校に就学すべきものを「認定特別支援学校就学者」となったが、その記述がないので、追加すべき。	第2章本県における特別支援教育の沿革については、本県の特別支援教育における歴史的経緯を、通読性を考慮のうえ、簡潔に記載させていただいています。	D
28	第1編 第2章	県立特別支援学校の配置状況(令和3年4月1日現在)の図の下の表で、※④②⑩は肢体不自由併置校とありますが、一覧表では⑤の東松山特別支援学校にも※がついているのが誤りでしょうか。 また、前環境整備計画にも記されていた肢体不自由特別支援学校の配置図と通学区域図を示すべきです。(通学の負担が大きく、スクールバスの運行ルートの見直しや学区変更を行ったのであれば尚更明示するべきだと思います)	6頁に掲載した県立特別支援学校の配置状況における⑤東松山特別支援学校の※については誤記のため、修正しました。また、環境整備計画に記載の肢体不自由特別支援学校の配置と通学区域図については、御意見を踏まえ41頁を修正の上追加しました。	A
29	第1編 第2章	・P.6 第2章 本県における特別支援教育の沿革の「 県立特別支援学校の配置状況(令和3年4月1日現在) 」で「※④②⑩は肢体不自由併置校」となっていますが、番号は記載されていないものの東松山特別支援学校にも※がついています。	6頁に掲載した県立特別支援学校の配置状況における⑤東松山特別支援学校の※については誤記のため、修正しました。	A
30	第1編 第3章	第3章 環境整備計画の検証 「検証」といいながら、取り組んできたことの羅列に過ぎないと思います。環境整備計画の推進によって、どのような状況がどう改善したのか、残された課題は何かを明らかにしなければ「検証」したことにならないのではないでしょうか。そうした真の「検証」の上に立ち、環境整備計画を継承・発展させる計画の策定を願います。	第3章については、環境整備計画に記載した目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載し、計画の進捗状況を検証しております。	B
31	第1編 第3章	1 環境整備計画に基づく取組の検証 環境整備計画が喫緊の課題である知的障害特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の大幅な増加への対応とともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた「教育環境の整備」と「人材育成」の2点に重点を置き、10年間を見通した当面3年間の計画として平成31年3月に策定されたものであることを正確に記述する必要があると思います。	第3章1 環境整備計画に基づく取組の検証については、環境整備計画の目標、施策の展開を記載し、その後の2以降へ繋げる構成としております。	D
32	第1編 第3章	2 特別支援学校における教育環境の整備 (知的障害特別支援学校について) 喫緊の課題である知的障害特別支援学校の児童生徒の大幅な増加への対応を大きな目的の一つとして環境整備計画が策定された経過を踏まえ、教室不足が深刻化し埼玉県が「教室不足対策事業」として、高等養護学校(現在のさいたま校、羽生ひじ高等学園)を開校させた2007年度前後からの各学校の児童生徒数の推移や県として進めてきた事業の経過を示し、さらに、環境整備計画でどのように環境整備を進めてきたのか、どのような変化・改善が見られたのか、残された課題は何かを明確に示す必要があると思います。 各学校では、教室不足の状況の中で多くの特別教室を普通教室に転用してきました。転用された特別教室の種類や数などを明らかにし、その復元を含めた教育環境の整備が課題であることは明らかであり、そのことを明確に記していただきたいと思えます。 また、高等部の増加に比べて小学部、中学部の増加が著しいことなどについても、新たな課題となっています。P43に図表が示され、そのことに関する若干の記述がありますが、学校現場の深刻な事態の認識としては極めて甘いと言わざるを得ません。全県的な状況だけでなく各学校の状況などもきちんと検証し、明らかにした上でない環境整備計画を継承・発展させる計画とはなりえないと思えます。	第3章2 特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する内容である施策9を推進してまいります。	C
33	第1編 第3章	2 特別支援学校における教育環境の整備 (肢体不自由障害特別支援学校について) 肢体不自由特別支援学校については、「通学時間」の問題にしか言及されていません。これは環境整備計画においては、通学時間の短縮に対するとりくみしかしてこなかったことだと思いますが、他にどのような課題があるのかを分析し記す必要があると思います。 少なくとも、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加を続けていることから、ケアが必要な児童生徒により豊かな教育を保障するための医療的ケアの充実、そのための看護教員をはじめとする人的体制の整備、「ケアルーム」の確保などの施設設備の充実、および保護者の負担軽減などは、肢体不自由特別支援学校において大きな課題であることは間違いありません。 私の勤務する学校においても、年々医療的ケアを必要とする子どもが増加しており、そのため看護教員・看護師一人当たりが担うケアの件数が激増しています。また、ケア児の増加により、従来からあるケアルームだけでは対応することが困難になり、廊下との仕切りも水道設備もない「多目的ホール」をケアルームとして活用しています。こうしたことは各肢体不自由特別支援学校に共通した状況であり、環境整備計画で取り組みきれなかった「課題」として記す必要があると思います。 また、この数年間では大幅な増加傾向は見られなくても、越谷特支をはじめ開校当初の想定規模を超え過密状況が続いている学校もあります。私の勤務する和光特別支援学校も「教室不足」の状況にあり、教室数に合わせて集団編成をしているのが現状です。また、適切な補充スペースがないため自立活動や給食指導で使用する立位台、ウォーカー、座位保持椅子などを廊下に置かざるを得ない状況や、トイレが足りず業間にはトイレ待ちの行列ができる状況があるなど、改善されるべき課題が多くあります。そうしたことも「課題」として明記し、その改善のための「推進計画」を策定してほしいと願います。	第3章2 特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9及び15を推進してまいります。	C
34	第1編 第3章	2 特別支援学校における教育環境の整備 (知的障害特別支援学校、肢体不自由障害特別支援学校以外の学校について) 知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校については、極めて不十分と言わざるを得ないながらも記述されていますが、それ以外の校種(盲学校、ろう学校、病弱特別支援学校)については何の記述もありません。環境整備計画として取り組めなかったのだとしても、それぞれ県に1〜2校しかない校種の学校であり、様々な課題があるはずで、それぞれの校種の学校について、どのような課題があるのかを調査・分析して示すことが、「推進計画」の第一歩となると思います。	第3章2 特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9を推進してまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
35	第1編 第3章	第3章 環境整備計画の検証 2 特別支援学校における教育環境の整備 意見 せっかく設置基準法定後に出す計画なら、基準との関係で具体的検証がなければ意味がない。事実を記述しているのみで検証となっていない。	第3章2特別支援学校における教育環境の整備については、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9を推進してまいります。	C
36	第1編 第3章	①「特別支援学校における環境整備計画の検証」について 戸田かけはし特別支援学校を閉校し、今後、高校内分校、県東部地域特別支援学校(仮称)を開校しても、県内の多くの特別支援学校の教室不足は解消されないのは明らかなのに、そのことに全く触れられていません。高校内分校や県東部地域特別支援学校の学区と全く関係のない特別支援学校の環境整備の課題が残っていますし、新校建設で若干の人数減少が予想される学校でも根本的な解決には程遠いものです。肢体不自由校の長時間通学の問題は運行ルートの見直しという小手先の手段では全く解決できていません。これで「特別支援学校における環境整備計画」を検証したとは全く言えません。残された課題を明記した「検証」とすべきです。	第3章2特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9を推進してまいります。	C
37	第1編 第3章	第3章 環境整備計画の検証 2 特別支援学校における教育環境の整備 ・これまでの整備について触れられていますが、その結果「教室不足」「過密解消」がどの程度解消されたのか、さらなる課題は何なのかを全く記述されていません。これでは検証とは言えないと思います。視覚・聴覚障害の学校、病弱の記述は全くないことから、特別支援学校における教育環境の整備とは言えないのではないのでしょうか。	第3章2特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9を推進してまいります。	C
38	第1編 第3章	過密状況と児童生徒数の推計などを踏まえ、計画的に施設整備に取り組むこととし、新設校の設置・・・あります が、戸田かけはし高等特別支援学校は2023年度、生徒数の大幅な増加が見込まれ、普通教室が足りなくなる見込みです。たった1年しか生徒数に適切な環境を保障できていない事実を全く計画的とは言えません。もっと長期的な展望のもと、学校建設を進めて下さい。しかも高校の敷地内に建てた新校で、校庭が共有ですので、自由に校庭にすることができません。高校側にとっても自由に校庭が使えなくなり不自由だと思えます。高校の敷地内に建設した特別支援学校の成果と課題をしっかりと整理する視点も、教育環境の整備に入れて下さい。高校内分校は自主通ができる生徒しか通うことができず、全く抜本的な解決にはなりません。過密問題を解消するには、新しい学校を建設するしかありません。新しい学校建設について、もっと言及してほしいです。	第3章2特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9を推進してまいります。	C
39	第1編 第3章	第3章 環境整備計画の検証 「検証」といながら、取り組んできたことの羅列に過ぎない」とりきみ(=計画の推進)によって、どのような状況からどのような変化・改善が得られたか、残された課題は何かを明らかにしなければ「検証」にはならない。そうした真の意味での「検証」があってこそ、環境整備計画を継承・発展させる計画となるのではないかと。	第3章については、環境整備計画に記載した目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載し、計画の進捗状況を検証しております。	D
40	第1編 第3章	1 環境整備計画に基づく取組の検証 環境整備計画が喫緊の課題である知的障害特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の大幅な増加への対応とともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた「教育環境の整備」と「人材育成」の2点に重点を置き、10年間を見通した当面3年間の計画として平成31年3月に策定されたものであることを正確に記述する必要がある。	第3章1環境整備計画に基づく取組の検証については、環境整備計画の目標、施策の展開を記載し、その後の2以降へ繋げる構成としております。	D
41	第1編 第3章	2 特別支援学校における教育環境の整備 埼玉高教が11/12の有識者等意見交換会に提出した意見に示したように、喫緊の課題である知的障害特別支援学校の児童生徒の大幅な増加への対応を大きな目的の一つとして環境整備計画が策定されたことを踏まえ、教室不足が深刻化し埼玉高教が「教室不足対策事業」として、高等養護学校(現在のさいたま校、羽生ひじ高等学園)を開校させた2007年度(この年は特別支援教育元年)からの各学校の児童生徒数の推移や県として進めてきた事業の経過を示すこと。その上で、環境整備計画でどのように環境整備を進めてきたのか、どのような変化・改善が見られたのか、残された課題は何かを明確に記す必要がある。 その中に各学校の開校当初の状況から転用された特別教室の種類や数などを明らかにし、その復元を含めた教育環境の整備が課題であることを示す必要がある。 また、高等部の増加に比べて小学部、中学部の増加が著しいことなどについても、新たな課題として明確に示す必要がある。 (P42～43に「施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備」の補足資料的に表やグラフ等を用いた説明が載せられているが不十分と言わざるを得ない) (埼玉高教が11/12の有識者等意見交換会に提出した意見に提出した資料の中の図・表を活用していただきたい)	第3章2特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する内容である施策9を推進してまいります。	C
42	第1編 第3章	肢体不自由特別支援学校については、「通学時間」の問題にしか言及されていない。環境整備計画において、通学時間の短縮に対すとりきみしかしてこなかったとしても、他にどのような課題があるのかを分析し記す必要がある。 少なくとも、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加を続けていること。そのため看護教員・看護師一人当たりが担うケアの件数が激増していること、適切な「ケアルーム」の確保が難しく整備が必要となっていることなどは課題として記す必要がある。 また、この数年間では大幅な増加傾向は見られなくても、越谷特支をはじめ開校当初の想定規模を超え過密状況が続いている学校があることをはじめ、各学校が「教室不足」の状況にあることから、その改善も課題であることを記す必要がある。	第3章2特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9及び15を推進してまいります。	C
43	第1編 第3章	盲学校、ろう学校、病弱特別支援学校については何の記述もないが、それぞれ県に1～2校しかないことで、様々な課題があるはずである。環境整備計画として取り組みがなかったのであれば、そのことを率直に記すことも必要である。その上で改めて課題を明らかに記すことが「推進計画」の第一歩となるはずである。	第3章2特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9を推進してまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
44	第1編 第3章 第1編 第4章	埼玉県特別支援教育推進計画(案)について、読書の視点から意見を述べる。2019年に出版された『ケーキの切れない非行少年たち』宮口幸治/著 新潮新書 にあるように、現在、特別支援学校ではいわゆる境界認知の子どもたちも増えていると聞く。その子どもたちが自分で、「読み」「書き」自分のことを「伝える」ことができるように、社会に出ていく力をつけていくようにするためには、特別支援学校の図書館の充実が欠かせない。 7Pの「2 特別支援学校における教育環境の整備」に、ぜひ、特別支援学校の学校図書館の充実及び専門家である学校司書の配置、同じく、17Pの「(3)教育環境の整備」にも学校図書館の充実及び学校司書の配置を加えてほしい。 他県では学校図書館との連携で、コグトレなどを活用し、境界認知の子どもたちが変わるという事例も生まれている。卒業後の支援にも関わってくるが、障害を持った方が自ら学び続けることも生涯学習の観点からも重要になってくる。読めること、考えること、書けること、伝えることをきちんと学べるように、司書の力を活かしてほしい。	学校図書館における学校司書の役割の重要性は認識しております。いただいた御意見の内容については、実施段階において、参考とさせていただきます。	C
45	第1編 第3章	第3章 環境整備計画の検証「環境整備計画」だったにもかかわらず、この部分がていねいに記述されていない。この部分こそ、本来はこの計画の中心的部分だったはずなのに、「特別支援教育推進計画」という名前の変更とともに、わざと焦点が見えないようにされているようにも感じます。	第3章については、環境整備計画に記載した目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載し、計画の進捗状況を検証しております。	C
46	第1編 第3章	2 特別支援学校における教育環境の整備 →検証が雑。学校建設などの事実を述べているだけ。さまざまな取組をすすめていく中で、現在、「教室不足」はどこまで解消されたのか。また、その後の状況であらたに児童生徒数がどれくらい増えているのか、さらに、肢体障害の学校にスクールバスを増車し、90分程度の乗車時間の短縮にとりくんできたというが、通常はスクールバスの乗車時間は60分程度のはず。つまり、この問題でもどうなのか等々、十分な検証がされていないことが問題(現在の課題が見えないと次の計画にいけないはず)。	第3章2特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する内容である施策9を推進してまいります。	C
47	第1編 第3章	・P.7～14 第3章 環境整備計画の検証 については、環境整備計画で行ってきたことをただ羅列して記載しているだけで、検証にはなっていないのではないのでしょうか。環境整備計画を行った結果どう変化したのか、どのような課題が残されているのかの記載がなければ意味がないのではないかと思います。「環境整備計画が令和4年3月で終了することから、その継承と発展を図りつつ、特別支援教育を巡る状況を踏まえ、特別支援教育を総合的に推進するため、新たな計画を策定するものです。(P.1)」と記載しているのであれば、尚ここ記載する必要があると強く思います。	第3章については、環境整備計画に記載した目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載し、計画の進捗状況を検証しております。	D
48	第1編 第3章	計画の検証になり得ていない。「児童生徒数の推計などを踏まえ、計画的に施設整備に取り組み」「順次整備を進めてきました」とあるが、このような評価は現実には即していない。児童生徒の実数の数や今後の見込みに照らすと、何校の設置が必要か、それをいつまでにどこに設置するのか、このような取組のしかとも概要の列記では意味をなさない。現状認識と課題の明確化が求められるので、以下の項目を7頁もしくは15ページの「現状と課題」の項に加筆し、学校、児童・生徒、保護者、教職員の置かれている現状を明らかに記すことを求める。 ◆特別支援学校の狭小化の現状(学ぶ場の不足、学習環境上の問題、安全管理上の問題、保護者負担の問題) ◆特別支援学級の過大化、未充足の現状(学ぶ場の不足、学習環境上の問題、安全管理上の問題、保護者負担の問題) ◆通級指導教室の未設置、未充足の現状(特別なニーズのある児童生徒の把握の課題、学ぶ場の不足、学習環境上の問題、保護者負担の問題)	第3章2特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9を推進してまいります。	C
49	第1編 第3章	「肢体不自由校の乗車時間の短縮」が唯一整備したこととして書かれているが、これについてはあくまで、新校が設置されるまでの、「暫定的措置としての整備」として記述し、本来的な過密・過大が常態化している越谷特別支援学校などについては「抜本的な整備も今後の課題として検討する」と記述する必要がある。	肢体不自由特別支援学校については、通学時間を短縮できるよう、スクールバスの増便、停留所の配置の工夫や運行ルートの見直しなどを行ってきました。 いただいた御意見も参考にしながら、引き続き、様々な観点から、通学時間の短縮に向けた取組を進めます。	C
50	第1編 第3章	2 特別支援学校における教育環境の整備 (肢体不自由障害特別支援学校について) 肢体不自由特別支援学校については、「通学時間」の問題にしか言及されていません。これは環境整備計画においては、通学時間の短縮に対するとくみしなくてはならないことだと思いますが、他にどのような課題があるのかを分析し記す必要があると思います。 少なくとも、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加を続けていることから、ケアが必要な児童生徒により豊かな教育を保障するための医療的ケアの充実、そのための看護教員をはじめとして人的な体制の整備、「ケアルーム」の確保などの施設設備の充実、および保護者の負担軽減などは、肢体不自由特別支援学校において大きな課題であることは間違いありません。 私の勤務する学校においても、年々医療的ケアを必要とする子どもが増加しており、そのため看護教員・看護師一人当たりが担うケアの件数が激増しています。また、ケア児の増加により、従来からあるケアルームだけでは対応することが困難になり、廊下との仕切りも水道設備もない「多目的ホール」をケアルームとして活用しています。こうしたことは各肢体不自由特別支援学校に共通した状況であり、環境整備計画で取り組みきれなかった「課題」として記す必要があると思います。 また、この数年間では大幅な増加傾向は見られなくても、越谷特支をはじめ開校当初の想定規模を超え過密状況が続いている学校もあります。私の勤務する和光特別支援学校も「教室不足」の状況にあり、教室数に合わせて集団編成をしているのが現状です。また、適切な補充スペースがないため自立活動や給食指導で使用する立位台、ウォーカー、座位保持椅子などを廊下に置かざるを得ない状況や、トイレが足りず業間にはトイレ待ちの行列ができる状況があるなど、改善されるべき課題が多くあります。そうしたことも「課題」として明記し、その改善のための「推進計画」を策定してほしいと願います。	第3章2特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9を推進してまいります。	C
51	第1編 第3章	・第3章環境整備計画の検証(P7)について 取り組み(=計画の推進)によって、どのような状況から、どのような変化・改善が得られたのか、残された課題を明らかにしてください。	第3章については、環境整備計画に記載した目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載し、計画の進捗状況を検証しております。いただいた御意見の内容も参考として、実施段階において、関連する施策9を推進してまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
52	第1編 第3章	3 小・中学校等における教育環境の整備 通級指導と担当する教員は10人以上の子どもを受け持っているケースが多く、その負担軽減は喫緊の課題であると思います。また、特別支援学級は全県的には設置が進んでいるとはいえ、一部の市町村ではなかなか設置が進まず特別支援学級が大規模化していることで児童生徒数に対する教員数の比率が悪くなっています。これらを課題として明記する必要があります。	第3章3小・中学校等における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策8を推進してまいります。	C
53	第1編 第3章	②「小・中学校における教育環境の整備」について 通級による指導を必要とする児童生徒が増えているにもかかわらず、県は通級指導教室設置の基準を13人～25人で1教室としました。その結果、通級指導を必要とする子どもたちがいるにもかかわらず通級指導教室がなくなってしまった自治体があります。また、一人の教員が25人もの子どもたちを担当しなければならない事態となり、担当者の負担は限界を超えています。基準の変更で、教職員や保護者からいろいろな意見が届いていると思いますが、どうしてそのことの検証がされていないのでしょうか。これも「検証」とは言えない内容です。基準を変更したこと、その理由、変更したことによる影響などについて記述すべきです。	第3章3小・中学校等における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策2、施策6及び施策8を推進してまいります。	C
54	第1編 第3章	3 小・中学校等における教育環境の整備 ・教育環境の整備の目標が、市町村の特別支援教育の推進に関する計画策定と、特別支援教育推進専門員の巡回回数のみでいいのでしょうか。P9の通級及び特別支援学級の児童生徒数の推移や学級数の推移をみても、この増加に対して担当教員の育成や継続、学級、通級の体制整備に関する根本的な施策がありません。	第3章3小・中学校等における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策2、施策6及び施策8を推進してまいります。	C
55	第1編 第3章	3 小・中学校等における教育環境の整備 通級指導と担当する教員は10人以上の子どもを受け持っているケースが多く、その負担軽減は喫緊の課題であるといえます。また、特別支援学級は全県的には設置がすすんでいるとはいえ、一部の市町村ではなかなか設置がすすまず特別支援学級が大規模化していることで児童生徒数に対する教員数の比率が悪くなっていることなどの課題も明記する必要があります。	第3章3小・中学校等における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策8を推進してまいります。	C
56	第1編 第3章	3 小・中学校等における教育環境の整備 →「通級指導教室や特別支援学級の設置を行っています」とあるが、設置率はどう増え、学級数はどうなったのか、そこでの課題はなんなのかを明らかにしないと検証とはいえない。例えば、依然として拠点方式の川口市（1校で8学級などが当たり前、県内でも最低の学級設置率）や、学級担任の半分近くが臨時教職員になっている問題。さらに、通級指導教室は特に中学校段階になると極端に設置数が減るなどの問題にも触れるべき。	第3章3小・中学校等における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策8を推進してまいります。	C
57	第1編 第3章	「3. 小・中学校等における教育環境の整備において、「通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加していることから、」という記述があるが、なぜ増加しているかの分析がない。障害児の出生が急増したとは考えにくいので、それまでは障害がないとされていた児童生徒が、特別な支援が必要と考えられるようになったのはなぜなのかについてぜひ分析すべき。	第3章3小・中学校等における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策8を推進してまいります。	C
58	第1編 第3章	①8Pの、3 小・中学校等における教育環境の整備の中での、通級指導教室や特別支援学級の適正な設置について、ですが、当事者と保護者と学校と教育委員会での協議の結果、必要を認めた場合の設置を引き続きお願いしたいと思いますが、もし設置できない(しない)場合は、その理由の公表(学校ホームページなどに載せていただくなど)がありましたら、進学、入学、転校の際に参考になるのではないかと思います。また目標の表内で、◇ 小・中学校への特別支援教育推進専門員による巡回支援の拡充欄(列)、の右、目標列の記述に、希望する学校～とありますが、現状(校長先生の)希望する学校にしか、特別支援教育推進専門員による巡回支援が行われていないようですので、できまじらややはり当事者と保護者と他教員(校長以外)の先生からの希望がありましたら、巡回支援(相談)を利用できるようなシステムを導入していただきたいと思っています。例えば、校長に訴えずとも直接、特別支援教育推進専門員に相談できる仕組みがあったら、いいかもしれません。	通級指導教室や特別支援学級の適正な設置は重要なことと認識しております。市町村の担当者を集めた会議等で適正な設置について働き掛けてまいります。また、特別支援教育推進専門員の巡回支援も実施方法の改善を図りながら、引き続き実施してまいります。	C
59	第1編 第3章	「小・中学校等における教室の環境整備」について 通級による指導を受ける児童生徒が増えているにもかかわらず、県は通級指導教室の設置基準を13～25人で1教室としました。また、特別支援学級の児童生徒も増加しています。「市町村教育委員会に対し、通級指導教室や特別支援学級の適正な設置について働き掛けるだけでは、自治体任せの対応であり、限界があります。通級指導教室がなくなる。設置できない自治体があります。また、特別支援教育推進専門員の巡回支援は、日数が限定され、指導には限界があります。県として通級指導教室と特別支援学級の教員加配、特別支援学級の編制基準の引き下げを実施することが一人ひとりの適切な指導及び支援につながる」と考えます。	第3章3小・中学校等における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策8を推進してまいります。なお、特別支援教育の推進するための必要な人員確保のため、引き続き、国に対して教員定数の改善について要望してまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
67	第1編 第3章	③「特別支援教育を推進するための人材育成等」について 特別支援学校教諭免許状保有率が上がらないのは、特別支援学校の教職員の異常な臨任率の高さが大きな要因と考えます。学校によっては3割から4割が臨任者という所もあります。そして、現在、県内の特別支援学校で産育休者や病休者が出ると、代替者が見つからないということが各校で起きています。「大学さえ卒業していれば、臨時免許を出しますから、やってくれる方を紹介してください」と学校の管理職が言わざるを得ないほど事態は深刻です。このような状態で、免許保有率の目標達成などできるわけがありません。臨任率を下げるための大幅な採用増と、教育に穴が空くことの解決を、現場は強く求めてきたのに、それを怠り、放置してきたのは県教委の責任です。その実態を明らかにし、「検証」すべきと考えます。	第3章5特別支援教育を推進するための人材育成等においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策5、施策6及び施策7を推進してまいります。	C
68	第1編 第3章	①「特別支援教育を推進するための人材育成」(P11)について 特別支援学校の教職員の臨任率は、異常です。毎年、教職員の異動が大幅にあり、コミュニケーションが課題の児童、生徒にとって適切な環境が整えられません。教育実践の積み重ねも困難です。病気休暇を取ったり、産休に入ったりするのに、代替者が見つからないのは、当たり前という状況です。もともと教員の配当が十分ではないなかでの休暇なので、病気を抱えた人や、おめでたい出産を控えた人が、職場の人に謝りながら休暇に入っていくという状況です。教育に穴が空くことの解決を直ぐに解決してください。解決策が全く見当たりません。	第3章5特別支援教育を推進するための人材育成等においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策5、施策6及び施策7を推進してまいります。	C
69	第1編 第3章	5 特別支援教育を推進するための人材育成等 (1)特別支援学校教諭免許状の取得促進 ・これまでの取組と免許保有率は記されていますが、今後どのように特別支援教諭免許の保有率を向上させていくのか(特に小・中学校)具体的にとりかみ、何も記されていません。	第3章5(1)特別支援学校教諭免許状の取得促進においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策6及び施策7を推進してまいります。	C
70	第1編 第3章	(2)異校種間の計画的な人事交流の推進 ・小・中→特支、特支→小・中、などの人事交流件数は示されていますが、件数のみではなくその後それぞれの学校でどのように特別支援教育が推進されているのか(人事交流がどのように有効なのか)の検証が全くありません。人事交流の件数だけが目標では意味がありません。	第3章5(2)異校種間の計画的な人事交流の推進においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策5を推進してまいります。	C
71	第1編 第3章	(1)特別支援学校教諭免許状の取得促進 特別支援学校教諭免許状保有率が目標に届かない要因がどこにあるのかの分析が極めて不十分。特別支援学校では臨時的任用や任期付職員割合が非常に高く、産休・育休、病休等の教職員の代替者の確保も難しくなっており、多くの学校で「未補充」となっている状況すらある。このことの抜本的な解消なくしては、免許状保有率の向上は難しい。臨時的任用者は着任当初は特支免許状を取得していなくても、認定講習等で免許状の取得を目指し始める人が多いなど、仕事に魅力を感じることで自ら専門性向上の努力をしています。学校現場を支え、努力を続けている臨任者等の豊かな経験をより適正に評価して、積極的に採用していくよう、教職員の採用制度を改善していくことは免許状取得率の向上に資することはもとより、教職員の専門性の向上にも必ずつながるはずであり、施策化することが必要。	第3章5(1)特別支援学校教諭免許状の取得促進においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策6及び施策7を推進してまいります。	C
72	第1編 第3章	(2)異校種間の計画的な人事交流の促進 人事交流の促進一方で、地域の実情を把握し、障害種別の専門性を培うという観点も必要。	第3章5(2)異校種間の計画的な人事交流の推進においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策5及び施策7を推進してまいります。	C
73	第1編 第3章	令和3年度当初の人事交流の具体的な数字は入れる必要なし	第3章5(2)異校種間の計画的な人事交流の推進においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。	D
74	第1編 第3章	「特別支援教育を推進するための人材育成等」について 特別支援学校教諭免許状の保有率が依然として上がらないのは、特別支援教育に関わる担当者に臨時採用教職員が多く充てられている実態が挙げられます。特別支援学級担任が臨採者である事例はよく聞かれます。臨採者は教職員免許法認定講習を人数が制限され、受講したくてもできなかった事例が起きています。このような実情では、教職員の専門性が担保されず、保有率も向上するはずがありません。県教委が臨採者の割合を減らす改善策を講ずる必要があります。	御意見として承りました。 今後とも、児童・生徒数、退職者数、再任用者数の動向及び定年年齢引上げの影響を見極めながら、長期的な展望に立ち、新採用者の確保に最大限努力してまいります。	C
75	第1編 第3章	(3)研修等の充実 埼玉県は最重要課題としている「教職員の「多忙化」解消、負担軽減」の視点とあわせて「研修等の充実」を考える必要があります。学校現場の多忙化は限界状態にあり、新たな研修等を実施するのであれば、廃止・縮小するものが必要となります。すでに実施している研修等を充実させるのであっても、どうやってその時間等を確保するのか、負担軽減策とセットでなければ学校現場には閉塞感しか生まれないことも考えられます。	教職員の「多忙化解消、負担軽減」は重要なことと認識しており、「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、研修のオンライン化を図るなど、研修について見直しを図りながら、関連する施策を推進してまいります。 なお、第3章では記載していませんが、施策5、施策6及び施策7に記載した(1)研修の充実において、「体系的な研修を、教職員の負担軽減に考慮しつつ実施」するよう記載を修正しました。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
76	第1編 第3章	(3) 研修等の充実 次の2つの観点も記述する必要がある。 ① 教職員の「多忙化」解消、負担軽減との関連 ② 県内に1～2校しかない盲学校、ろう学校、病弱校への配慮 (他県との連携や全国的な研修への参加の保障、特別な資格取得のためのシステムづくり、点字や手話など研修のための情報の保障など)	第3章5(3) 研修等の充実においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。 教職員の「多忙化」解消、負担軽減は重要なことと認識しており、本県では「学校における働き方改革基本方針」を定め、取り組みを進めているところです。 一方、本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、その内容は記載しておりませんが、実施段階においては、いただいた御意見も参考として、関連する施策5、6及び7を推進してまいります。 なお、第3章では記載しておりませんが、施策5、6及び7に記載した(1)研修の充実において、教職員の負担軽減を考慮するよう記載を修正しました。	C
77	第1編 第3章	「障害者差別解消法の適切な運用に関する講座」の部分に「障害者差別解消法(合理的配慮の取り組み)の適切な運用に関する講座」と追加してください。 未だに「特別扱いができない」「周囲から不満が出る」などと合理的配慮の取り組みに関して理解を示さない学校があるようです。 『法律で義務化されていること』と『合理的配慮は、その配慮があれば一緒に学んだり、過ごしたりできるものである』ということをしっかり伝えて欲しいと思います。	第3章5(3) 研修等の充実においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策5、6及び7を推進してまいります。	C
78	第1編 第3章	計画的に研修を実施し、の後に、「その取り組みの成果を確認すること」に「取り組み、支援すること」を追加してください。 現にいろいろ研修を実施していただいておりますが、その成果がほとんど見ることができません。 研修内容を現場で活かしているのが重要だと思います。孤軍奮闘とならないよう支援体制を講じることが大切かと思えます。	第3章5(3) 研修等の充実においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策5、6及び7を推進してまいります。	C
79	第1編 第4章	第4章 埼玉県特別支援教育推進計画の目標と施策体系 2 本県における特別支援教育の現状と課題 ～(略)～ これまでに、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導・支援を充実することが課題と記されていますが、指導・支援を充実させるためには何が課題なのかははっきり示されていません。必要な教室、特別教室なども含み、現状は足りない施設設備が大きな問題になっていることがまったく記述されていません。環境整備計画の継承と発展というならこの部分の記述は大切なところだと思います。	いただいた御意見の内容を踏まえ、環境整備計画に記していた特別支援学校における過密状況への対応等について、第4章2の本文に追加しました。	A
80	第1編 第4章	これまで以上に、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導・支援を充実することが課題となっています。について、これまで以上に、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導・支援を充実するために「アセスメントをもとに」取り組むことが課題となっています。としてください。 一人ひとりのニーズを把握するためには、アセスメントが欠かせません。アセスメントをすることもなく、教員の経験値や自閉スペクトラム症＝絵カード・衝立という本人の理解を助けるため、不安を解消するための視点がないままの取り組みが多く、子どもたちは困っています。ぜひ、「アセスメント」ということを追加してください。	該当の文章については、第4章2本県における特別支援教育の現状と課題として、教育内容を包括的に記載したものです。いただいたアセスメントの御意見については、関連する諸施策を推進する際に、参考とさせていただきます。	C
81	第1編 第4章	(1) 連続性のある「多様な学びの場」の充実 そもそも「連続性のある『多様な学びの場』とは何か、なぜ、その充実が必要なのかということが、どこにも書かれていない。 誰一人として教育の制度から取り残されることなく、子どもたちひとり一人が豊かに成長していくために「連続性のある多様な学びの場」の充実が求められているのだと思います。そして、それこそが「インクルーシブな教育」であり、その実現のために様々な場の充実が求められているということだと思います。 その中で特別支援教育のセンター的機能を担い、連続性のある「多様な学びの場」の要であるのが特別支援学校であり、「特別支援学校設置基準」が策定されたことを踏まえて、過密状況の抜本的な改善など環境整備を含めた充実が図られなければ、「連続性のある多様な学びの場」を充実させることはできません。特別支援学校を要として「連続性のある多様な学びの場」の充実のために、教育環境の整備・充実をすすめる必要があることを記していただきたいと思えます。	連続性のある「多様な学びの場」の充実が重要なことと考えており、第4章3(1)のみならず、第1章2(2)本県における特別支援教育の方向性、3頁の【インクルーシブ教育システムについて】でも記載しております。 なお、いただいた御意見の内容を参考として、実施段階において、関連する施策9を推進してまいります。	C
82	第1編 第4章	(2) 特別支援教育を担う教員の専門性の向上 学校は教員以外にも様々な職員が子どもたちに関わり、円滑な教育活動の推進に努めているので、「教員」だけではなく子どもたちに関わるすべての「教職員」に、その職責に応じた特別支援教育に関する知識及び理解等の向上が求められていることから、教員ではなく「教職員」と記述する必要があると思えます。 また、教職員の専門性を向上させるためには、喫緊の課題となっている学校現場の多忙化解消、教職員の負担軽減を図りながら、様々な施策をすすめることが重要であることを明確に記述する必要があると思えます。	学校においては、教員以外にも様々な職員が教育活動に携わっていることから、御意見の内容を踏まえて第4章3(2)に記載した教員を教職員として修正しました。 なお、教職員の「多忙化」解消、負担軽減は重要なことと認識しており、本県では「学校における働き方改革基本方針」を定め、取り組みを進めているところです。 一方、本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、その内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、関連する施策5、6及び7を推進してまいります。	A
83	第1編 第4章	④「埼玉県特別支援教育推進計画の目標」について 1番大事な目標は「すべての学びの場の教育環境の整備」にすべきです。特に「特別支援学校の教室不足の解消」が目標とされない「計画」では、特別支援学校の教育の充実が期待されません。 ここにある「目標」は、結局、県としてやるべき条件整備は示さずに、教職員や関係機関の努力だけを求めている内容です。「一人ひとりのニーズに応じた教育」を行うためには、人的資源と物的資源の充実が不可欠です。「聴覚過敏の子がいても大人数の教室で学ばざるを得ない」「自閉スペクトラム症の子がパニックを起こしてもクールダウンする場所がない」「豊かな教科学習を実施したいのに、音楽室も図工・美術室も理科室もパソコン室もない」「教職員が不足して、校外に散歩に行くこともできない」など劣悪な環境の中で、「きめ細やかな指導」ができるわけがありません。県として教育環境の整備をどのように進めていくかの具体的な計画を「目標」の冒頭に示すべきです。	第4章3埼玉県特別支援教育推進計画の目標では、本計画における四つの目標をお示したところです。この中で、教育環境の整備についても記載しており、重要な目標として認識しています。いただいた御意見の内容を参考として、実施段階において、関連する施策9を推進してまいります。	C
84	第1編 第4章	②「埼玉県特別支援教育推進計画の目標」(P16-17)について おおぞら特別支援学校は、所沢東高校の再利用の学校です。しかも肢体不自由校と知的校が一緒です。知的の重複学級児童でも2階以上の教室で学ばざるを得ず毎日の教室移動が大きな困難をとまいます。肢体不自由校でも自立活動室を教室にせざるをえず、2階以上にある音楽室などは、実質使えません。学校に敷地内に工夫して鍵をたくさんつけてはいますが、児童、生徒が校外に出ないようにするために常に緊張が必要です。教室も不足している。児童生徒の命を守ることさえままならない環境のなかで、教職員や関係職員の努力だけを求めている内容では解決策になりません。埼玉県として教育環境をどうしていくのか具体的に示してください。	第4章3埼玉県特別支援教育推進計画の目標では、本計画における四つの目標をお示したところです。この中で、教育環境の整備についても記載しており、重要な目標として認識しています。いただいた御意見の内容を参考として、実施段階において、関連する施策9を推進してまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
85	第1編 第4章	(1)連続性のある「多様な学びの場」の充実 そもそも「連続性のある「多様な学びの場」」とは何か、なぜ、その充実が必要なのかを明確に記す必要がある。 誰一人として教育の制度から取り残されることなく、子どもたちひとり一人が豊かに成長していくために「連続性のある多様な学び」の充実が求められており、それこそがインクルーシブ教育であることを記した上で、様々な場の充実に言及する必要がある。 とりわけ、特別支援教育のセンター的機能を担い、連続性のある「多様な学びの場」の要である特別支援学校については、「特別支援学校設置基準」が策定されたことを踏まえて、過密状況の抜本的な改善など環境整備を含めた充実を図る記述とすることが必要。	連続性のある「多様な学びの場」の充実は重要なことと考えており、第4章3(1)のみならず、第1章2(2)本県における特別支援教育の方向性、3頁の【インクルーシブ教育システムについて】でも記載させていただいているところです。なお、いただいた御意見の内容を参考として、実施段階において、関連する施策9を推進してまいります。	C
86	第1編 第4章	(2)特別支援教育を担う教員の専門性の向上 学校は教員以外にも様々な職員が子どもたちに関わり、円滑な教育活動の推進に努めているので、「教員」ではなく「教職員」とすべき。したがって、児童生徒の関わる全ての教職員には、その職責に応じた特別支援教育に関する知識及び理解等の向上が求められている…とすること。 また、喫緊の課題となっている学校における多忙化解消、教職員の負担軽減を図りながら、専門性の向上のための研修を充実させる視点が重要であることを明確に記述すること。	学校においては、教員以外にも様々な職員が教育活動に携わっていることから、御意見の内容を踏まえて第4章3(2)に記載した教員を教職員として修正しました。 なお、教職員の「多忙化解消、負担軽減」は重要なことと認識しており、本県では「学校における働き方改革基本方針」を定め、取組を進めているところです。 一方、本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、その内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、関連する施策5、6及び7を推進してまいります。	A
87	第1編 第4章	(3)教育環境の整備 連続性のある「多様な学びの場」の充実のために、小中学校の通常学級、特別支援学級、通級による指導、特別支援学校、高等学校など、あらゆる教育の場の現状と課題等を的確に把握し、教育環境の整備を進めることが重要であることを明確に記述する必要があるとします。 とりわけ、連続性のある多様な学びの場の要となる特別支援学校の過密状況の改善は、策定された特別支援学校設置基準の理念に基づき市町村教育委員会とも連携しながら、最重要課題として早急に解決を図る必要があります。また、各障害種に応じた学校のニーズを把握し、教育環境の整備を進めることが重要です。 小中学校等における通級による指導や特別支援学級の充実、物理的な環境の整備や教職員の適切な配置など人的な環境の整備により、小中学校等の教育環境の整備を図ることも重要です。 高等学校においても同様に物理的・人的な環境を整備し、通級による指導や高校内分校の充実、特別な支援を必要とする生徒への指導・支援体制の構築等により教育環境の整備を図っていくことが必要があります。	連続性のある「多様な学びの場」の充実のため、教育環境の整備を進めることは重要なことと認識しております。いただいた御意見の内容を参考として、実施段階において、関連する施策8、9及び10を推進してまいります。	C
88	第1編 第4章	(3) 教育環境の整備 意見 目標が具体的でない せつかく法整備された設置基準(放置された既設校でなく、本来の基準)との関係でどこまで進めるのか具体的に示すべき。 とりわけ、学校新設と既設校の設置基準適合に向けた整備計画。 高校における特別支援のための専任スタッフの配置を入れるべき。	第4章3(3)教育環境の整備については、本計画における四つの目標のうちの1つを記載しています。 なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する施策9及び施策10を推進してまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
89	第1編 第4章	(3)教育環境の整備 ・～(略)また、特別支援学校においては・・・と記されているが、過密状況の解消をどのように行うのか、障害種別の学校ごとの課題とは何なのか、特別支援学校設置基準を踏まえた教育環境の整備とは具体的に何なのか、よく分かりません。4つの目標(課題)に対してこのような手立てを行っていくというのが明記されなければ、推進計画とはならないのではないのでしょうか。	第4章3埼玉県特別支援教育推進計画の目標では、(3)教育環境の整備も含め、本計画における四つの目標をお示したところです。これら目標への対応については、第2編「施策の展開」において記載しております。	C
90	第1編 第4章	(3)教育環境の整備 (1)に記したような連続性のある「多様な学びの場」の充実のために、小中学校の通常学級、特別支援学級、通級による指導、特別支援学校、高等学校など、あらゆる教育の場の現状と課題等を的確に把握し、教育環境の整備を進める必要があることを明確に記述すること。 その上で、次のような内容を記述すること。 とりわけ、連続性のある多様な学びの場の要となる特別支援学校の過密状況の改善は、策定された特別支援学校設置基準の理念に基づき市町村教育委員会とも連携しながら、最重要課題として解決を図ります。また、各障害種に応じた学校のニーズを把握し、教育環境の整備を進めます。 小中学校等における通級による指導や特別支援学級の充実、物理的な環境の整備や教職員の適切な配置など人的な環境の整備により、小中学校等の教育環境の整備を図ります。 高等学校においても同様に物理的・人的な環境を整備し、通級による指導や高校内分校の充実、特別な支援を必要とする生徒への指導・支援体制の構築等により教育環境の整備を図ります。 さらに、公立小・中学校等や県立学校の施設のバリアフリー化を推進します。	連続性のある「多様な学びの場」の充実のために、教育環境の整備を進めることは重要なことと考えております。いただいた御意見の内容を参考として、実施段階において、関連する施策8、9及び10を推進してまいります。	C
91	第1編 第4章	就学前から卒業後まで切れ目なく支援をつなぐことが重要です。 の部分に、 支援をつなぐことが重要なため、「サポート手帳」の活用について働きかけます。 と追加してください。	第4章3(4)関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実については、本計画における4つの目標の1つとして記載しているところです。御意見をいただいた「サポート手帳」の活用については、関連する施策1及び施策12で記載させていただいております。市町村の担当者を集めた会議等での周知も引き続き行ってまいります。	B
92	第1編 第4章	P18 施策1に(3)として情報収集と計画の改善と提案 理由 相談・支援だけだと相談者にとってはがっかりする結果に終わることが多い。現実の改善につなげるように教育委員会や機関に提言してほしいから。	いただいた御意見を踏まえ、埼玉県の特別支援教育の推進のため、施策1就学前における早期からの相談・支援の充実について取り組んでまいります。	D
93	第1編 第4章	P18 施策5(3)に加え臨時教員の正教員化 理由 臨時教員を3年もやっていただくと何にも代えがたい専門性と熱意を身につけることができるから	御意見として承りました。	D
94	第1編 第4章	P18 施策9(6)に加え(新設校だけでなく既設校も含んで) 理由 設置基準は新設校だけでなく教育環境を改善してほしいから 設置基準に満たなければ満たすように新設校を設置してほしいから	国が制定した「特別支援学校設置基準」は既存校も対象としております。施策9(6)の主な取組「特別支援学校設置基準と地域の実態を踏まえた適切な対応」には御提案の趣旨は包含されております。	D
95	第1編 第4章	P18 施策5に(2)として通学の手段の相談・協議・改善	御意見として承りました。教員が参加する各種研修会や市町村教育委員会の担当者を集めた会議等で取り上げるテーマの一つとして、御提案いただいた「通学の手段」を扱えるか検討を進めさせていただきます。	D
96	第2編 目標1 施策1 目標Ⅲ 施策9	視覚障害教育に関して要望します。早期からの教育支援が重要で、センター機能の充実を図るためには、人員を配置する必要があります。県内唯一の盲学校で、埼玉県全体の乳幼児の相談を一名で担う事は困難です。現在、一名で、約50家族に対して相談に当たっています。幼稚園の乳幼児教育相談の担当者を2名にしてください。	視覚障害特別支援学校に関する人員配置の御意見として承りました。 県単独での教員配置については困難ですが、教員定数の改善については引き続き、国に要望してまいります。	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
97	第2編 目標Ⅰ 施策1	施策1 就学前における早期からの相談・支援の充実 教職員の負担軽減に最大限配慮しながらすすめる必要があることを明記すること。 (1)公立幼稚園の支援体制の充実 《主な取組》の2項目目を「教職員の負担軽減に最大限配慮した資質向上に向けた研修機会の充実」とすること。	教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境整備とともに、特別支援教育の推進に取り組んでまいります。なお、本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、その内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、各施策を推進してまいります。	D
98	第2編 目標Ⅰ 施策1	「早期からの相談の充実」 保護者に特別支援教育勧めたくても、学校での評価が将来、進学に影響するのを嫌い、話が進展しない場合がある。特別支援教育を受けても進学・就職で不利にならない、新しい評価のシステムを導入してほしい。	本計画では、特別な支援を必要とする子供を持つ親に対し、施策1(2)の主な取組「支援体制や合理的配慮など本人や保護者に対する情報提供の強化」や施策12(2)保護者への適切な情報提供の取組について記述しております。	D
99	第2編 目標Ⅰ 施策1 目標Ⅱ 施策5	早期教育相談に関してページ20.30 盲学校の早期教育は、相談、支援をしていますが保護者のニーズが多様にあります。それなのにコーディネーターは一名です。そのニーズに応えることはできません。盲学校の早期教育を充実させるために、具体的な計画を明確にしてください。人員増、環境整備(相談できる施設設備の充実)	いただいた御意見については、施策1就学前における早期からの相談・支援の充実や、施策9県立特別支援学校における教育環境の整備を進める中で参考とさせていただきます。なお、教員の定数改善については、引き続き国に対して要望してまいります。	C
100	第2編 目標Ⅰ 施策1	生まれてすぐ、子どもに視覚障害があることがわかった保護者の辛い思いは想像を絶するものです。生まれてきた子どもが、保護者に愛されながら成長していくためには、保護者が前向きになれることと、障害のある子どもへの関わり方を知ることが必要不可欠です。そのためには早期教育相談にあたる十分な人員の確保が必要です。にも関わらず、県内に唯一の本校の校内でさえ、早期教育相談への理解がなされていない状態です。幼稚部学部主任、管理職にその必要性をどんなに訴えても、のれんに腕押し難に釘です。早期教育相談を充実させるためにも、是非県の方で十分な人員を確保し、学校への通達をお願いします。	いただいた御意見につきましては、重要なことと捉えております。施策1(2)「早期からの相談・支援体制の充実」に記載した、きめ細かな就学相談及び支援の実施に向け、参考とさせていただきます。なお、教員の定数改善については、引き続き国に対して要望してまいります。	C
101	第2編 目標Ⅰ 施策1	(2)早期からの相談・支援体制の充実 《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること ●教職員の負担軽減に最大限配慮した相談・支援を充実させるための体制の整備	教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境整備とともに、特別支援教育の推進に取り組んでまいります。なお、本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、その内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、各施策を推進してまいります。	D
102	第2編 目標Ⅰ 施策1 目標Ⅲ 施策9	(1)早期教育相談に関連して・・・p.20、39 県内1校しかない盲学校で、埼玉県内すべての視覚障害のある幼児の相談・支援を担っています。しかし、早期教育相談担当の定数は1名のみです。これでは、県内の視覚障害に悩む幼児や保護者の相談・支援を十分に行うセンター的機能は果たせません。県内に2校しかないろう学校でさえ、各校に2名体制です。盲学校における早期教育相談の充実を明確に書いてください。	本計画は、第1編第1章(2)「計画の位置付け」にあるとおり、今後3年間において公立学校における特別支援教育を推進するための基本的な考え方や取組を示したものです。御提案の趣旨は各学校の実情をよく把握することが重要なものであると受け止めさせていただき、関連する取組を推進してまいります。	C
103	第2編 目標Ⅱ 施策2	「ICTを活用した指導の充実」 通級が望ましい場合でも、通学がネックになるケースがある。また、中学校の通級がない地域やすでに不登校気味になっているケースにもぜひオンラインの授業が活用されて欲しい。	いただいた御意見を参考に、施策2の主な取組「一人一人の障害の状態に応じたICTを活用した指導の充実」を推進してまいります。	C
104	第2編 目標Ⅱ 施策2	(1)通常の学級における指導・支援の充実 「担任と特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育支援員や専門家との連携を充実します」 これは当然のことです、すでにコーディネーターはどなたも持っていることと思います。困っているのはコーディネーターも通常勤務があり、通常学級を担任していたり、特学や通級を担当していたりして、その上で校内の児童生徒の支援を考えたり連携連絡を取ったりすることは、たいへん困難な仕事です。「コーディネーターを専任にする」あるいは「コーディネーターが円滑に働けるように勤務の調整をする」などの具体的手立てを記入していただきたいです。	特別支援教育コーディネーターの専任化については国に要望してまいります。また、施策6(2)「学校内の体制整備」において、特別支援教育コーディネーターを中心に、全ての教員と協働した校内支援体制を整備する上での参考とさせていただきます。	C
105	第2編 目標Ⅰ 施策2	施策2 公立小・中学校等における障害のある児童生徒の学びの場 の中で、小・中学校における現状と課題として、環境整備計画にも示されていた、通級による指導の実施状況(令和3年度5月1日現在)の、通級指導教室数、児童生徒数などの表を掲載するべきです。	御意見にありました通級指導教室数や児童生徒数については、第3章環境整備計画の検証の3小・中学校等における教育環境の整備中に、経年変化を含めて記載しております。	B

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
106	第2編 目標1 施策2	施策2 公立小・中学校等における障害のある児童生徒の学びの場の充実 「公立小・中学校等における連続性のある「多様な学びの場」の充実」とすべき。また、教職員の負担軽減に最大限配慮しながらすすめる必要があることを明記すること。	教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境整備とともに、特別支援教育の推進に取り組んでまいります。なお、本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、その内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、各施策を推進してまいります。	D
107	第2編 目標1 施策2	(1)通常の学級における指導・支援の充実 とりくみを進めるにあたり、教職員の負担軽減の観点から様々な業務の見直しを進めることが必要であること記述すること。 《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること ●教職員の総業務量の削減	教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境整備とともに、特別支援教育の推進に取り組んでまいります。なお、本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、その内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、各施策を推進してまいります。	D
108	第2編 目標1 施策2	施策2 公立小・中学校等における障害のある児童生徒の学びの場の充実させるためには、指導の充実だけでなく、現に共に学んでいる事例の収集や周知を行うことで、教育現場に体験を蓄積していくことも有効だと思うので、「共に学んでいる事例の収集と周知に努めます」という文言を追加すべき。	いただいた御意見につきましては、関連する内容である施策2(3)の主な取組「支援籍学習や交流および共同学習の実施による心のバリアフリーの推進」を実施する際の参考とさせていただきます。また、既に行っている共に学んでいる事例の収集も継続し、ホームページの更新も定期的に行ってまいります。	C
109	第2編 目標1 施策2	施策2 公立小・中学校等における障害のある児童生徒の学びの場の充実 通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の人数が増加していることから、これらに対応できるよう、小・中学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への指導を充実します。 《意見》 通級や特別支援学級へ場を分ける方向ではなく、通常の学級において合理的配慮をおこない指導の充実を図り、一緒に学べるようにすべき	通常の学級における合理的配慮を行うことにつきましては、施策2(3)および、施策3(4)における、「支援籍学習や交流および共同学習の実施による心のバリアフリーの推進」を進める際の参考とさせていただきます。また、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が合理的配慮の提供により、共に学んでいる事例の収集も継続してまいります。	D
110	第2編 目標1 施策2	②21Pの、施策2 公立小・中学校等における障害のある児童生徒の学びの場の充実 の、担任と特別支援教育コーディネーターの連携による支援 についてですが、連携支援の実現のため、特に支援学級設置のない各普通小中学校での特別支援コーディネーターの選任化配置に加えて、特別手当の支給も行っていたらと、より普通教育における特別支援教育の推進に、学校全体でご協力いただけるのではないかと思います。現状は担任や生徒指導などを行いながら、さらに特別支援コーディネーターも兼任している場合もあるようです。 過剰な負担が現場の先生方にかからないような仕組みを整えていただければ、特別教育推進が、インクルーシブによりよく実現されるのではないかと考えております。	特別支援教育コーディネーターの役割の重要性につきましては、認識しております。特別支援教育を推進するために必要な人員確保のため、引き続き、国に対して教員定数の改善について要望してまいります。また、施策6(2)の校内の支援体制整備の取組を進めるにあたっての参考とするともに、教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境の整備を進め、研修の充実にも努めてまいります。	D
111	第2編 目標1 施策2	(2)通級による指導の充実 「小・中学校を巡回して行う指導の研究、…市町村による遠隔技術を活用した専門的な指導を行う取組などの好事例の収集・周知」 これでは、始めから1人の担当者が他校を回ったり、遠隔で指導したりすることが前提で、多くの学校に通級指導教室を設置する意思が伝わりません。発達障害等の児童生徒は、そもそも人の関わりで困難があり遠隔指導では効果が薄いとします。近い将来、多くの児童生徒が自分の学校で通級指導が受けられるように、通級による指導の充実を、まず予算をつけて担当者を確保し、13人に満たなくても開設できるようにして、「通級指導に行く」といふ実績を積みことから始めるしかないと考えます。 「通級による指導の充実」は「通級指導担当者の1人当たりの児童生徒を減らして、それぞれの児童生徒に手厚く時間をかけて指導ができる体制をつくる」とことだと思います。	ICT活用などの遠隔技術は、現在、多くの教育活動において、活用されております。通級による指導についても、遠隔技術や、指導・支援の選択肢の一つとして、児童生徒へのより効果的な指導・支援につながるよう考えております。また、通級による指導の基礎定数の引き下げについては、通級による指導を受ける児童生徒へのよりきめ細かな支援・指導の実施に向け、国へ要望を続けてまいります。	D
112	第2編 目標1 施策2	(2)通級による指導の充実 通級による指導を担当する教員については、10人を超える児童生徒を担当することが多いため、その負担を軽減するための施策を検討し、具体化する必要があることを明記すること。 《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること ●通級による指導を担当する教職員の負担軽減策の検討	通級による指導の充実のため、施策8(1)通級による指導や特別支援学級の充実、(2)人的配置、における取組を推進してまいります。また、通級による指導の基礎定数の引き下げについては、通級による指導を受ける児童生徒へのよりきめ細かな支援・指導の実施に向け、国へ要望を続けてまいります。	D
113	第2編 目標1 施策2	(3)特別支援学級における指導の充実 依然として特別支援学級の設置率が低い市町村もあることから、引き続き特別支援学級の設置を働き掛け、充実させることを明記すること。 また、とりくみを進めるにあたり、教職員の負担軽減の観点から様々な業務の見直しを進めることが必要であること記述すること。 《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること ●特別支援学級の設置率の低い市町村への働きかけによる設置の促進 ●教職員の総業務量の削減	特別支援学級等については、適切に設置していくことが必要であると考えています。県としては、適正な設置に向け、担当者の育成についても重要な視点と捉えており、担当者の育成を進めるとともに、教員定数の改善については、国へ引き続き要望してまいります。なお、本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、その内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、各施策を推進してまいります。	D
114	第2編 目標1 施策2	具体的には、支援籍学習や交流及び共同学習を実施することで、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、相互に理解を深め、支え合うための心のバリアフリーを推進します。の部分に 具体的には、支援籍学習や交流及び共同学習を実施することで、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、 どのような合理的配慮があれば共に学び、過ごすことができるのか 相互に理解を深め、支え合うための心のバリアフリーを推進します。 と文言を追加してください。 障害のない児童生徒が合理的配慮について考える機会にすることが重要だと思うからです。 児童生徒がただ同じ場所に居ても意味がありません	いただいた御意見につきましては、関連する内容である施策2(3)の主な取組「支援籍学習や交流および共同学習の実施による心のバリアフリーの推進」を実施する際の参考とさせていただきます。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学んでいる事例の収集も継続し、ホームページの更新も定期的に行ってまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
115	第2編 目標1 施策3	<p>施策3 特別支援学校における学びの場の充実 特別支援学校においては、特別支援教育のセンター的機能を担うなど、教職員の負担が大きくなっており、学校の多忙化解消、教職員の負担軽減は埼玉県も最重要課題としてのことから、P27の(5)特別支援学校のセンター的機能の充実に加えて、 (6)教職員の「多忙化」解消、負担軽減の項目を追加し、 (1)～(5)の取組を推進するために、非常に大きな役割を担っている特別支援学校の教職員の負担軽減をすすめるために、業務の見直しを行い、総業務量を削減していく必要があることを明記していただきたい。 その際、〈主な取組〉は、次のようなことになると思います。 ●教職員の業務の総合的な見直し</p>	<p>本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、御意見としていただいた内容については記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、各施策を推進してまいります。</p>	C
116	第2編 目標1 施策3	<p>盲学校での自立活動では、進路や就職先の幅を広げることは無論、あらゆる場面で適切な情報収集を行うためにPC操作について、重点的に指導を行います。 無論、視覚障害のある生徒が捜査を行うためには音声ソフトを用いることが前提になります。しかしながら、現状PC室で使われているリースPCは、スペックが低く、音声ソフトを起動すると、他のアプリケーションが落ちてしまうなどの不具合が多発しています。 一般の高校とスペックを揃えるのではなく、音声ソフトが問題なく動くよう配慮をお願いします。 併せて、生徒が教室で使うための生徒用PCを複数台配置していただくことで、文字を持たない生徒(点字を覚える前の生徒)でもノートテイクを行うことが出来ます。配置をお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>	E
117	第2編 目標1 施策3	<p>施策3 県立特別支援学校における学びの場の充実 (1)きめ細かな指導の充実 ～(略)さらに、障害の特性に応じたICTの活用についても、プロジェクトチームを組織し・・・とあるが、現在、各特別支援学校1名からなるプロジェクトチームではなく、R4年度から、ICTプロジェクトに関しては、高校と同様、幅広く随時募集をかける形になる予定で、プロジェクトチームは存在しなくなるのではないのでしょうか。したがってプロジェクトチームを組織し・・・という表現は正確ではないと思います。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	E
118	第2編 目標1 施策3	<p>施策3 特別支援学校における学びの場の充実 特別支援学校においても多忙化解消、教職員の負担軽減は喫緊の課題であることから、P27の(5)特別支援学校のセンター的機能の充実に加えて、 (6)教職員の「多忙化」解消、負担軽減の項目を追加し、 (1)～(5)の取組を推進するために、非常に大きな役割を担っている特別支援学校の教職員の負担軽減をすすめるために、業務の見直しを行い、総業務量を削減していく必要があることを明記すること。 〈主な取組〉 ●教職員の業務の総合的な見直し</p>	<p>教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境の整備とともに、特別支援教育の推進に取り組んでまいります。</p>	E
119	第2編 目標1 施策3	<p>ICT環境の充実に関して・・・p.24 盲学校における進路指導・自立活動では、GIGAスクール構想等が始まる前からパソコン操作が重要な技術の一つとして位置づけられてきました。 しかし、生徒の学習に使用するパソコンは、視覚障害者が使用する際に必須となる音声読み上げソフトや点訳ソフトを入れると容量を圧迫し、固まったり電源が落ちたり不具合が多く起きています。 高校と同じパソコンのスペックではなく、音声読み上げソフトや点訳ソフト・ディスプレイを装備しても十分な速度で動く盲学校にあったスペックのパソコンとネット環境の整備を計画に盛り込んでください。 具体的にはCPUのグレードアップが必要です。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、埼玉県の特別支援教育の推進のため、参考とさせていただきます。</p>	E
120	第2編 目標1 施策3	<p>(2)ICT環境の充実に関して・・・p.24 盲学校における職業教育では、ICT教育が声高に言われる前からパソコン操作が重要な技術の一つとして位置づけられてきました。しかし、生徒の学習に使用するパソコンは、視覚障害者がパソコンを使用する際に必須となる音声読み上げソフトや点訳即とを入れると容量を圧迫し、固まったり電源が落ちたり不具合が多く起きてしまいます。一般校でのパソコンのスペックではなく、盲学校にあったスペックのパソコンとネット環境の整備を計画に盛り込んでください。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、埼玉県の特別支援教育の推進のため、参考とさせていただきます。</p>	E
121	第2編 目標1 施策3	<p>私事ですが、言語聴覚士の資格を持ち、こどもに関わる仕事がしたいと思い支援学級の支援員をしていたことがあります。そのとき感じたことは、支援学級の先生の発達障害への専門性の低さでした。もちろん専門性が高い先生もいらっしゃり、子どもたちが安定して生活を送っていた時もありましたが、そうでないことも目の当たりにしてきました。専門性の低さはおそらく先生方の仕事量の多さからくるのではないかと思います。仕事に余裕があれば、プリントを手作りしたり、長期休みに勉強会に行ったりとできるのではないかと。 その仕事量の多い先生にさらに質の高い専門性を求めるのは酷ではないかと感じます。もちろん先生たちの質の向上のために研修を行うことは必要だとおもいます。ですが、先生だけに負担がかかりすぎではないかと。なので、教育現場に専門的な資格を持った人材を置くということが必要になってくるのではないかとおもいます。他職種が入ることを望んでいない教員の方は多いかとおもいますが、こどものことを考えて動いて欲しいとおもいます。もちろん専門職の人に丸投げではなく、教育的な専門を持った教員と専門職とで手を取り合って病院でいうようなカンファレンスを定期的に行ったり、学校の中で研修を行ったりし、みんなで一緒にこどもにとっての最適な道を考えていけたらいいのではないかと思います。 また、支援学級の支援員の研修も定期的に行ってください。こんな子がいるけど、どんな風に対応したらよいか、他の学校ではどのようにやっているのか、保護者への対応の仕方等、支援員の意見交換の場や質の向上も必要かとおもいます(実際働いていたときにやっていたかたです)。 教員だけに背負わせず、色々な人と力を合わせて子どもたちのことを考えていける教育現場になることを祈ります。 長くなりましたが、私からの意見は3つです。 1、発達障害に対して専門的な資格を持った人材を教育現場に置く お子様やその保護者の方が安心して預けられる学校が作られていくことを期待しております。</p>	<p>特別支援学級や通級指導教室を担当する教員が、専門性をもって児童生徒への支援・指導を行うことは重要であると認識しております。御意見の趣旨を踏まえ、施策6通級による指導、特別支援学級を担当する教員に求められる専門性の向上に努めてまいります。 また、市町村に配置されている「特別支援教育支援員」についても、重要なことと認識しております。施策8公立小・中学校等における教育環境の整備にある人的環境整備として、特別支援教育支援員の確保や配置について働きかけてまいります。</p>	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
122	第2編 目標Ⅰ 施策3	2. 病院のような個別のカンファレンスや、研修を教員、専門職、支援員とで定期的に行い意見を交わす場をつくる	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への適切な支援のため、教職員及び外部専門家等との連携は重要であると認識しております。 施策5(1)「研修の充実」を通して、校内支援体制の構築、また、特別な配慮や支援を要する児童生徒に対しての適切な継続支援等について、管理職や特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修を進めていく中で参考とさせていただきます。また、施策13在学中の連携にて関係機関との連携について、市町村教育委員会へ働きかけてまいります。	C
123	第2編 目標Ⅰ 施策3	3. 支援員の質の向上のための研修会を定期的に行う	特別支援教育支援員の資質向上は重要なものと認識しております。施策8公立小・中学校等における教育環境の整備にある人的環境整備として、特別支援教育支援員の確保や配置とともに、専門性の向上を図ることについても、実施段階で参考とさせていただきます。	C
124	第2編 目標Ⅰ 施策3	(2)指導・支援体制の充実 *~(略)臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の専門家の知見を活用して...とありますが、学校には常駐しておらず、時間も非常に少ないために、活用したくても十分に活用できていない状況への手立て(社会人特別非常勤講師の拡大など)を示すべきです。	臨床心理士等の専門家については、各学校からの希望を踏まえ、配置に努めております。今後とも効果的な専門家の活用に努めてまいります。	D
125	第2編 目標Ⅰ 施策3	(3)キャリア教育・職業教育の充実 *~(略)また、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態も視野に入れた職業教育・進路指導等...と記述されていますが、一般就労を希望する高等部生徒の就労率のみのグラフが示されているのには、違和感があります。	「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」は教育活動の結果の一つとして、埼玉県5か年計画においても、指標として設定しているものです。いただいた御意見については、今後の資料作成等において参考とさせていただきます。	E
126	第2編 目標Ⅰ 施策3	「一般就労を希望する高等部生徒の就労率」のみのグラフしか掲載していないのは問題。一般就労ではないが、作業所など進路目標の達成している生徒もたくさんいる。目標達成率こそ掲載すべき	「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」は教育活動の結果の一つとして、埼玉県5か年計画においても、指標として設定しているものです。いただいた御意見については、今後の資料作成等において参考とさせていただきます。	E
127	第2編 目標Ⅰ 施策3	(4)支援籍学習の展開 支援籍学習の推進が各学校や教職員の負担とならないよう、ボランティアの養成をはじめ支援籍学習を支える人材の育成にいつそう努める必要があります。支援籍学習を実施する児童生徒が増え、引率等で抜ける教職員が多くなり、学校の教育活動に支障をきたしかねません。そうしたことにならないよう、その対策を含めて施策に明記する必要があると思います。 したがって、《主な取組》には、次の項目(視点)を追加する必要があると思います。 ●支援籍学習を支える人材の確保と育成	いただいた御意見につきましては、第3編第2章の指標の設定において、目標Ⅰの指標として取り扱っております。表記は原案のままさせていただきますが、いただいた御意見の趣旨も含めて、支援籍学習を支える学校支援ボランティアの育成に努めてまいります。	C
128	第2編 目標Ⅰ 施策3	(4)支援籍学習の展開 ・支援籍学習を充実させるためには、教職員の負担軽減が必要です。支援籍学習に特化したボランティアや支援籍学習補助員制度など、人材確保と育成の新たな制度を検討するべきかと思えます。	いただいた御意見につきましては、第3編第2章の指標の設定において、目標Ⅰの指標として取り扱っております。表記は原案のままさせていただきますが、いただいた御意見の趣旨も含めて、支援籍学習を支える学校支援ボランティアの育成に努めてまいります。	C
129	第2編 目標Ⅰ 施策3	(4)支援籍学習の展開 支援籍学習の推進が各学校や教職員の負担とならないよう、ボランティアの養成をはじめ支援籍学習を支える人材の育成に努めることを明記すること。 《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること ●支援籍学習を支える人材の確保と育成	いただいた御意見につきましては、第3編第2章の指標の設定において、目標Ⅰの指標として取り扱っております。表記は原案のままさせていただきますが、いただいた御意見の趣旨も含めて、支援籍学習を支える学校支援ボランティアの育成に努めてまいります。	C
130	第2編 目標Ⅰ 施策3	引き続き、居住する地域の学校に副次的な籍を置く支援籍学習や居住地域における交流及び共同学習の取組を進めることで地域とのつながりを深め、心のバリアフリーを推進します。 引き続き、居住する地域の学校に副次的な籍を置く支援籍学習や居住地域における交流及び共同学習の取組を進めることで地域とのつながりを深め、どのような合理的配慮があれば共に学び、過ごすことができるのか相互に理解を深めることで心のバリアフリーを推進します。 と文言の追加をしてください。 交流および共同学習の実施の際に、受け入れ側の児童生徒が障害のある児童生徒と楽しく過ごすためにその場面で必要な合理的配慮について「考える」「工夫する」ということがあることが心のバリアフリーに繋がるものと思います。	表記は原案のままさせていただきますが、施策3(4)「副次的な籍の展開」の中で、いただいた御意見の趣旨も参考に、支援籍学習の取組を推進してまいります。	C
131	第2編 目標Ⅰ 施策3	(5)特別支援学校のセンター的機能の充実 「特別支援教育のセンター的機能の充実」ではないかと思う。また、「コーディネーター等の専門的な支援を行える人材の育成に努める」こととともに、そうした教職員を配置するための定数改善が必要であると強く感じている。県として国に強く求める姿勢を記述していただきたい。 したがって、《主な取組》として、次の項目(視点)を追加する必要があると思います。 ●コーディネーターなどの配置に関わる定数改善の国への要望	いただいた御意見の趣旨も含めて、施策3(5)の主な取組「特別支援学校におけるセンター的機能の充実」の中で引き続き国に働きかけてまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
132	第2編 目標I 施策3	盲学校が、センター的機能の充実を図るためには、柔軟な人事異動による人材育成が必要です。	特別支援学校の人事異動については、原則として県の方針等に沿って進めており、特別支援教育の専門性の維持・向上を図る必要性についても配慮しております。 なお、いただいた御意見も参考として、施策3(5)特別支援学校におけるセンター的機能の充実に努めてまいります。	D
133	第2編 目標I 施策3	(5)特別支援学校のセンター的機能の充実 ・図のセンター的機能の具体的内容すべてを特別支援教育コーディネーターのみで行うのには無理があると思います。センター的機能の充実には、コーディネーターも含めた新たな制度設計が必要ではないでしょうか。コーディネーター配置については定数改善も含めて国に要望していく必要があるのではないのでしょうか。	施策3(5)の主な取組「特別支援学校におけるセンター的機能の充実」の中で、引き続き国に対して働きかけてまいります。	C
134	第2編 目標I 施策3	(5)特別支援学校のセンター的機能の充実 「特別支援教育のセンター的機能の充実」とするべき 「コーディネーター等の専門的な支援を行える人材の育成に努める」視点とともに、そうした教職員を配置するための定数改善が必要であり、県として国に強く求める姿勢を記述すること。 《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること ●コーディネーターなどの配置に関わる定数改善の国への要望	学校教育法第74条に基づく特別支援学校のセンター的機能の充実にも努めてまいります。 なお、教員の定数改善については、引き続き国に対して要望してまいります。	D
135	第2編 目標I 施策3	特別支援学校のセンター的機能の充実 現状として、市町村の小中学校の校長からの要請がないとその機能は果たせていないようです。 保護者からの要請も受け入れられるようにシステムを変更しないと、発達障害に理解のない校長(本人の努力不足が原因であるという古い考え)の居る学校では問題解決の糸口すら見えない状況で、結局、児童・生徒が不登校になってしまうことになっています。 今は「絵に描いた餅」です。	いただいた御意見を踏まえつつ、施策5(1)における管理職を対象とした研修の充実を推進するとともに、法に基づいた特別支援学校におけるセンター的機能の充実にも努め、積極的な活用を働きかけるとともに、関係機関との連携について働きかけます。	D
136	第2編 目標I 施策3	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性も非常に低い状態です。専門性が高ければ校内はアセスメントをもとに構造化を始めとした特性に応じた対応ができ、ASDのある児童・生徒は校内で自信を持って過ごすことができているはずですが、残念ながらパニックを起こす、授業に参加しない、指示がないと動けないなどの事象が散見されています。 早急に学校全体でASDのある児童・生徒の一人ひとりのニーズを把握するために如何にアセスメントが欠かせないものか、そのアセスメントをもとに特性に応じた対応・環境調整が重要なかを理解している特別支援教育コーディネーターを育ててください。	いただいた御意見につきましては、施策5(1)、施策7(1)の主な取組「特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の一層の充実」を進める際の参考とさせていただきます。	C
137	第2編 目標I 施策3	(3)-1 専門性の維持・向上に関して・・・p.27 県内1校しかない盲学校において、視覚障害教育の専門的な支援を行える人材の育成はとて難しいです。経験を積み専門性を磨き、センター的機能の中心となる頃に、他障害種の学校へ異動になってしまいます。センター的機能の充実のためには、人材育成だけでなく学校の実情にあわせた柔軟な人事異動が必要です。	御意見として承りました。 特別支援学校の人事異動については、原則として県の方針等に沿って進めさせていただいており、特別支援教育の専門性の維持・向上を図る必要性についても配慮しております。	E
138	第2編 目標I 施策4	施策4 県立高等学校における学びの場の充実 (1)高等学校における特別支援教育の充実 高校内分校が設置されている高等学校が増えていることから、分校設置校においては分校の生徒との交流の機会を充実させることがインクルーシブ教育につながることを記述すること。 また、多忙化解消、負担軽減の観点から、取組を進めるにあたり、様々な業務の見直しを進める必要があることを明記すること。 《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること ●高校内分校設置校における交流および共同教育の推進 ●教職員の総業務量の削減	いただいた御意見につきましては、施策4(1)の主な取組「交流及び共同学習の実施による心のバリアフリーの推進」等を進める中で参考とさせていただきます。 なお、本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、その内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、各施策を推進してまいります。	C
139	第2編 目標I 施策4	あわせて、交流及び共同学習を実施することで、障害のある生徒と障害のない生徒が、相互に理解を深め、支え合うための心のバリアフリーを推進します。について、 あわせて、交流及び共同学習を実施することで、障害のある生徒と障害のない生徒が、どのような合理的配慮があれば共に学び、過ごすことができるのか相互に理解を深め、支え合うための心のバリアフリーを推進します。と文言を追加してください。 交流および共同学習の実施の際に、受け入れ側の児童生徒が障害のある児童生徒と楽しく過ごすためにその場面で必要な合理的配慮について「考える」「工夫する」ということがあることが心のバリアフリーに繋がるものと思います。 * p49も同様をお願いします。	いただいた御意見につきましては、施策4(1)の主な取組「交流及び共同学習の実施による心のバリアフリーの推進」等を進める中で参考とさせていただきます。	C
140	第2編 目標I 施策4	施策4 県立高等学校における学びの場の充実 高等学校において、障害のある生徒に対して切れ目なく必要な支援が行われるよう、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行います。 また、平成30年度から制度化された通級による指導の充実を図ります。 <意見> 分校など特別支援学校高等部の増設が進められているが、まずは高校への障害のある生徒の受け入れを進めるべき。通級で取り出しの教育をするのではなく、生徒どうしの関わりを大切にソーシャルスキルなど身に付けていけるようにすべき	特別な支援を必要とする生徒への対応には、施策10(2)の主な取組「特別な配慮や支援を必要とする生徒のための校内の支援体制整備」等を進める中で参考とさせていただきます。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
141	第2編 目標Ⅰ 施策4	p.28 高校における特別支援教育 「切れ目なく行われるよう」と書かれているが、中学校まで支援学校にいた生徒、通級指導教室で学習していた生徒にとっては、接続した教育は保障されていないのが、現実である。「切れ目ない」教育の保障こそが求められる。中学校まで支援学級や通級指導教室にいた生徒でそのまま高校での指導も希望する意向を確認すべきである。確認された生徒のすべてにその教育を保障することを明確に位置づける。	高等学校における特別支援教育の充実については、個々の生徒に必要な支援が義務教育段階から切れ目なく行われることが重要であると考えております。施策4に記載のとおり、生徒や保護者の意向に配慮し、適切な指導及び支援を行ってまいります。	D
142	第2編 目標Ⅰ 施策4	p.28 高校における特別支援教育 その後の「引き継ぎを行うことができるよう」とあるように、まずは、小、中、高すべての学校に特別支援教育コーディネーターを定数として配置すること。そのため国への定数配置を要望すること。県単独でも定数を確保すること。人的配置なしの施策は実効性を伴わない。	教員の定数改善については、引き続き国に対して要望してまいります。	D
143	第2編 目標Ⅰ 施策4	p.28 高校における特別支援教育 高校における通級指導教室が県内に広がらない現状に対して、具体的な施策がない、生徒を的確にアセスメントし、実態にもとづいた支援ができるようにするために、すべての公立高校において、コーディネーターを中心にした校内支援委員会を機能させることを明記する。	通級による指導については、平成30年度からの2年間、研究モデル校4校において指導体制や指導内容の研究、必要な教材等の整備を行ってまいりました。令和2年度から、研究モデル校は通級拠点校とし、新たに推進校2校を加えて、指導体制や指導内容等、通級指導の研究を行っております。 また、各県立高校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、その学校在籍の教員を特別支援教育コーディネーターとしております。特別支援学校のコーディネーターと連携を図り、当該生徒への支援アドバイスや教職員向けの校内研修会等を実施しております。 引き続き、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、取り組んでまいります。	B
144	第2編 目標Ⅰ 施策4	(2)発達障害等のある生徒への支援 に続き、次の項を起すこと (3)病気療養中の高校生への支援の充実 の項目を追加 小児医療センターに入院している高校生への支援など先進的な事例があるので、事例を示しながら、その充実策を記述すること。	いただいた御意見につきましては、施策の実施段階で参考とさせていただきます。	C
145	第2編 目標Ⅰ 施策4	通級による指導などの実施においては、生活上の課題の解決や自己理解を促すような指導を行うなど、卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施していくための指導体制の充実を図ります。 について、 通級による指導などの実施においては、生活上の課題の解決が苦手なことの補う方法や困ったときに助けを求めるスキルをつけることや自己理解を促すような指導を行うなど、卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施していくための指導体制の充実を図ります。 太文字の部分の追加をお願いします。 今の表現だと本人の努力が重要と誤解されます。	いただいた御意見については、施策4(2)「発達障害等のある生徒への支援」を推進する際に、参考とさせていただきます。	C
146	第2編 目標Ⅱ	目標Ⅱ 特別支援教育の担う教員の専門性向上 「教員」→「教職員」とした方が適切であると思います。(目標Ⅱの各施策の中で教員に限定される場合を除いては、「教職員」と記述することが適切です)	学校においては、教員以外にも様々な職員が教育活動に携わっていることから、御意見の内容を踏まえて、目標Ⅱのタイトルを「特別支援教育を担う教職員の専門性向上」と修正するとともに、施策5のタイトルも「全ての教職員に求められる特別支援教育に関する基礎的な知識及び理解等の向上」に修正しました。	A
147	第2編 目標Ⅱ 施策5 施策6 施策7	目標Ⅱの施策5～施策7に、「研修の充実」の項がありますが、研修が教職員の過度な負担となることがいよう、研修制度全般の見直しを進める必要があると思います。学校現場は多忙化を極めており、新たな研修等を実施するのであれば、廃止・縮小するものが必ずあります。すでに実施している研修等を充実させるのであっても、どうやってその時間等を確保するか、負担軽減策とセットで示されなければ学校現場の閉塞感が増すばかりです。埼玉県が最重要課題としている「教職員の「多忙化」解消、負担軽減」を踏まえた記述にさせていただきたいと思っております。 したがって、「主な取組」には、次のよう事項を追加する必要があると思います。 ●研修制度全般の見直し	本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、いただいた御意見の内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、研修のオンライン化を図るなど、研修について見直しを図りながら、関連する施策を推進してまいります。	C
148	第2編 目標Ⅱ 施策5	目標Ⅱ 特別支援教育を担う教員の専門性向上 施策5 全ての教員に求められる特別支援教育に関する基礎的な知識及び理解等の充実 (1)研修の充実(他の施策の研修についても同様) ・県立総合教育センターを中心とした～研修を実施します。とありますが、ICT活用がすすめられているときに、県立総合教育センターを中心とした研修の意義は薄いと思います。 ICT活用を含めた民間研修など研修制度の体系的な見直しを行い、教職員にとっての多様な研修を進めていくべきだと思います。	いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	E

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
149	第2編 目標Ⅱ 施策5	研修をすることは教員として当たり前のことで、それ自体を全く否定するものではありません。しかしながら、現場は教員不足です。病休者や産休育休の代休の教員が未補充の厳しい実態があります。戸田かけは高等特別支援学校では、常時2～5名の未補充問題があり、現場はとてつきつ状況が続いています。体力的にも精神的にもきつ、次の病休者を出すのも時間の問題だと思います。研修の充実よりも先に、当たり前の定数の教員を学校へ保障して下さい。現場の切なる声です。学校運営に必要な教員を、年間通して保障することは、推進計画の前提ではないでしょうか。	研修の充実を含めて、教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境の整備とともに、特別支援教育の推進に取り組んでまいります。なお、教員の定数改善については、引き続き国に対して要望してまいります。	E
150	第2編 目標Ⅱ 施策5	目標Ⅱ 特別支援教育の担う教員の専門性向上 「教員」→「教職員」とすべき(以下、目標Ⅱの中で教員に限定される場合を除いては、「教職員」と記述する) (1)研修の充実 研修が教職員の過度な負担となることがいよう、研修制度全般の見直しを進める必要があることを明記すること。 ＜主な取組＞として、次の項目(視点)を追加すること ●研修制度全般の見直し	学校においては、教員以外にも様々な職員が教育活動に携わっていることから、御意見の内容を踏まえて、目標Ⅱを「特別支援教育を担う教職員の専門性向上」と修正いたしました。また、施策5、施策6及び施策7に記載した(1)研修の充実において、教職員の負担軽減を考慮する旨を記載しました。	A
151	第2編 目標Ⅱ 施策5	P.30からの目標Ⅱの「全ての教員には、障害の特性に関する理解と指導方法を工夫できる力や・略」とあるが、まず「障害者権利条約の理念を理解し、社会的障壁の改善・除去を目指し」の文言を追加すべき。これは、P.32、34も同様である。	いただいた御意見を参考に、特別支援教育を取り巻く社会の動向などを踏まえ、本計画を推進してまいります。	D
152	第2編 目標Ⅱ 施策5	(3) 専門性の高い人材の確保 「教員採用選考試験において、……」小中学校に特別支援教育志望の人がたくさん採用される仕組みを作っていたと思います。今の制度では、特別支援教育に希望がある方はみな、県立の特別支援学校に採用されてしまう制度になっています。一方で小中学校は毎年のように学級が立ち上がり、担任のなり手がいず困っているのが現状です。①長く特別支援学級で臨探をしていて採用試験を受けている人を積極的に採用する②現在採用試験で行っている「加点方式」制度を積極的に発信する。③以前のように、「特別支援学級の採用枠」を作る。など、新しい制度を作っていただきたいです。このままでは、埼玉の特別支援学級は長く培ってきた生活単元学習さえ伝承せず、教科補充の教室となってしまうと大変危惧しています。	専門性の高い人材の確保につきましては、いただいた御意見を今後の参考にするとともに、施策5(1)及び、施策6(1)「研修の充実」において、専門性の向上を推進してまいります。	D
153	第2編 目標Ⅱ 施策5	(3) 専門性の高い人材の確保 ・目先の人材の確保のみに捕らわれていて、人材を育てていくという観点が全く感じられません。専門性はすぐに身につくものではないので、特別支援教育にじっくり関わっていくという意欲のある人材を、じっくり育てていくという観点が必要ではないでしょうか。	いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。目標Ⅱに関連する各施策において、研修の充実や人材の育成を含めて総合的に教員の専門性の向上に努めてまいります。	E
154	第2編 目標Ⅱ 施策5	(2) 計画的な人事交流の実施 人事交流の推進が教職員のモチベーションの向上につながるよう、希望に基づいて進めることが重要であるという視点を記述すること。	異校種との人事交流につきましては、本人の意向を確認して行っております。	D
155	第2編 目標Ⅱ 施策5	(3) 専門性の高い人材の確保 教育実習生の受け入れは重要であるが、学校と教職員の負担軽減に最大限配慮しながら、受け入れを促進する視点を明記すること。 「大学推薦特別選考」が本当に高い専門性を有する人材確保につながるのか疑問。すでに現場で力を発揮している経験豊かな実績のある臨時教職員をより適正に評価できるよう、現在の特別選考を改めていくことの方が、効果が大きいと考えられる。 人事異動については、地域の実情や学校運営及び教育活動の継続性に配慮することが専門性の向上に重要であるという視点も記述すること。	特別支援学校の人事異動については、原則として県の方針等に沿って進めさせていただいており、特別支援教育の専門性の維持・向上を図る必要性についても配慮しております。また、教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境整備とともに、専門性の高い人材確保に努めてまいります。	D
156	第2編 目標Ⅱ 施策5	職員の多忙化解消のためにも、教員の増加を求めたい。休みたくても年休、調整は取れないのが現場の現状です。以上です。	教員定数の改善につきましては、引き続き、国へ要望してまいります。	D
157	第2編 目標Ⅱ 施策5	(3) - 3 専門性の維持・向上に関して・・・p.31 専門性の高い人材の確保を目指すのであれば、障害種ごとに、専門的に学ぶ学生やそのような専門的な教員養成系大学との連携を強化する必要があります。	本計画は、第1章1(2)「計画の位置付け」にあるとおり、今後3年間に於いて公立学校における特別支援教育を推進するための基本的な考え方や取組を示したものです。いただいた御意見については、関連する内容である施策9(1)視覚障害特別支援学校について取り組んでまいります。なお、教員の定数については、引き続き国に対して要望してまいります。	E
158	第2編 目標Ⅱ 施策5	(3) 専門性の高い人材の確保 特別支援教育への関心を深めるとともに、その魅力を伝えるため、教員養成系大学と連携し、大学主催のセミナーや演習に講師を派遣するなど、教員志望者への動機付けを高める取組を推進します。 ＜意見＞ 障害のある子も小さい時から小中高、大学と一緒に学ぶ中で、障害のある人が教員になったり、障害のない人がともに学ぶ教育に関心を深め教員になったりしていけるようにすることが動機付けにつながる	いただいた御意見につきましては、埼玉県特別支援教育の推進のため、参考とさせていただきます。	E

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
159	第2編 目標Ⅱ 施策6	(1) 研修の充実 「・・・研修に参加しやすくなるよう、研修方法の見直しをおこないます。」 通級指導教室の新担当者研修は充実していて、勉強になりました。ところが、2年目からは何もなくなってしまいます。ぜひ「研修機会」を充実させてほしいです。そのためには、研修に出やすい指導体制も大切です。担当している児童数が多いので、隔週指導の児童が発生し、1回お休みになると次の指導が1か月先になり、研修でさえも受けにくい実情があるからです。また、オンライン研修は、もっとやりづらいです。なぜなら、期間を区切ってその間に視聴するというものが多く、それは1日の指導が終わってから放課後や休日に視聴するしかなく、たいへん負担でした。オンライン研修会であれば、日時を設定し、課業時間に校内で視聴できるようにしていただきたいです。	特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、通級による指導や特別支援学級を担当する教員の専門性の向上は、重要であると認識しております。令和4年度には、特別支援学級担任、通級指導教室担当者で2年目以降の方を主な対象とした研修を予定しております。 なお、研修にあたっては、教職員の負担軽減にも考慮しながら実施いたします。	C
160	第2編 目標Ⅱ 施策6	施策6 通級による指導、特別支援学級を担当する教職員に求められる専門性の向上 (1) 研修の充実 研修が教職員の過度な負担となることがいよう、研修制度全般の見直しを進める必要があることを明記すること。 ◀主な取組▶として、次の項目(視点)を追加すること ● 研修制度全般の見直し	施策5、6及び7に記載した(1)研修の充実において、教職員の負担軽減を考慮する旨を記載しました。	A
161	第2編 目標Ⅱ 施策6	(2) 校内の支援体制整備 管理職のリーダーシップが「的確でないことで学校現場が混乱している事例が多いことから、「学校管理職のリーダーシップの下」の記述を「管理職の的確なリーダーシップの下」とすること。	施策5(1)研修の充実において、管理職を対象とした研修を支援してまいります。	B

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
162	第2編 目標Ⅱ 施策6	公立小・中学校等からの要請に応じ、の部分について、公立小・中学校・保護者からの要請に応じ、と「保護者」を追加してください。 理由は、保護者からの要請も受け入れてもらえるようにシステムを変更しないと、発達障害に対して理解のない校長(本人の努力不足が原因であるという古い考え)の居る学校では問題解決の糸口すら見えない状況で、結局、児童・生徒が不登校になってしまうことになっています。 今は「絵に描いた餅」です。	いただいた御意見を踏まえつつ、施策5(1)研修の充実において、管理職を対象とした研修等に取り組んでまいります。また、施策3(5)の主な取組「特別支援学校におけるセンター的機能の充実」の中で、特別支援学校のセンター的機能の充実にも努めてまいります。	D
163	第2編 目標Ⅱ 施策6	施策6 通級による指導、特別支援学級を担当する教職員に求められる専門性の向上 「(3)専門性の向上」について、専門性の向上のためには、通級による指導や特別支援学級での経験を積み重ねていくことが何より重要だと思います。経験の十分に積み重ねていけるよう特別支援学級の臨任率の改善や、通級指導に当たる教員が10人を大きく超える児童生徒に対応していることに対する具体的な支援策をはじめとした労働条件の改善が必要であると思います。	教員の専門性の向上を図ることは大変重要だと認識しております。そのため、実施段階において、関連する内容である施策5、6及び7を推進してまいります。	E
164	第2編 目標Ⅱ 施策6	(3)専門性の向上 専門性の向上のためには、通級による指導や特別支援学級での経験を積み重ねていくことが重要であり、臨任率の改善や労働条件の改善の視点が重要である。	いただきました御意見につきましては、今後の行政業務の参考とさせていただきます。	E
165	第2編 目標Ⅱ 施策7	施策7 県立特別支援学校の教職員に求められる専門性の向上 「(3)専門性の向上」について、「準ずる」教育課程で学ぶ児童生徒の教育に関する専門性について触れられていません。視覚障害教育、聴覚障害教育、病弱教育、肢体不自由教育では、「準ずる」教育課程で学んでいる児童生徒もおり、その充実が課題になっています。各教科の指導を行う教員の確保が困難で、一人の教員が多数の科目を受け持っていたり、重複学級の教員が「出授業」を行っていたりします。「準ずる」教育課程を担当する教職員の負担が大きければ、児童生徒の教育活動にも支障をきたしかねません。こうした事態の具体的な解決策を検討する必要があります。したがって、「主な取組」として、次の項目(視点)を追加する必要があると思います。 ●「準ずる」教育課程の充実に向けた各教科の専門性のある教職員の育成・確保	いただいた御意見は重要なものと認識しております。障害種に応じた専門性や指導力を向上させるため、施策5及び施策7の取組を進める中で参考とさせていただきます。	C
166	第2編 目標Ⅱ 施策7	「施策7 県立特別支援学校の教員に求められる専門性の向上(p.34)について」 県内に盲学校は1校しかなく、盲学校に通う子どもたちにとってはここしか通う学校はありません。盲学校に対する保護者、子どもたちからの期待は当然大変大きく、勤務する教員も高い専門性を向上、維持することが必須です。 そのため、教員は不易と流行どちらをも学び、子どもたちに指導するまでにすることは並大抵のことではありません。視覚障害教育を学ぶため、国リハやライトハウスなどの専門的な他機関や、他県の盲学校との人事交流や研修会など、学ぶ機会を増やしてほしいです。 また、学び得た専門性を維持、継承できるよう、盲学校から弱視学級へ、または視覚障害教育に関する他機関に異動できるなど、専門性向上についての具体的な計画を記してください。 よろしく願いいたします。	特別支援学校の人事異動については、原則として県の方針等に沿って進めており、特別支援教育の専門性の維持・向上を図る必要性についても配慮しております。なお、研修については校内研修の推進など、特別支援学校の教員の専門性向上に関する施策を推進する上での御意見として承りました。	D
167	第2編 目標Ⅱ 施策7	施策7 県立特別支援学校の教職員に求められる専門性の向上 (1)研修の充実 特別支援学校の教職員の専門性を向上させるためには、教職員の負担軽減に最大限配慮しながら、研修の充実を図ることが重要であることを記載すること。 《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること ●研修制度全般の見直し	施策5、6及び7に記載した(1)研修の充実において、教職員の負担軽減を考慮する旨を記載しました。	A
168	第2編 目標Ⅱ 施策7	・P.34 施策7 県立特別支援学校の教員に求められる専門性の向上の(1)研修の充実で、「長期研修や専門研修の推進」の記載がありますが、特定の研修だけでなく学校外で長期間にわたる研修には代替教員を配置し予算措置をしてください。今年度、筑波大学の現職教職員研修に行かせていただきましたが、1か月、3か月、1年のコースがある中、代替の教員が配置されないことから1か月のものしか参加する余地がありませんでした。それも、学校内の様々な支援があった中で実現できたものです。管理職も外部での専門研修を受けてほしいけれど勧められないのが現状です。また、今回の研修は「職専免」での扱いとなり、交通費など全て自己負担で何も保障されない中で研修でした。他県での研修生は、1年の研修が許され代替教員も配置され、住宅などの手当でも出されています。研修を求めているだけでなく、心おきなく研修に行けるよう代替措置を少しでも支給して下さい。	埼玉県の特別支援教育の推進について御理解をいただき、感謝申し上げます。施策7の研修の実施を進めるに当たっての御意見として承りました。	E
169	第2編 目標Ⅱ 施策7	県内に1校しかない盲学校でさらに理療という専門性の向上についての理解や計画もお願いしたいです。	いただいた御意見については、施策7(3)ア「視覚障害教育」の取組に対するものとして承りました。	D
170	第2編 目標Ⅱ 施策7	県内に1校の盲学校における専門性は他の研修とは別のものが必要であると思われます。具体的な専門性向上のための研修計画を示してください	いただいた御意見は、校内研修の推進など、障害種に応じた特別支援学校の教員の専門性向上に関する施策を推進する中で、参考とさせていただきます。	C
171	第2編 目標Ⅱ 施策7	(3)専門性の向上 「準ずる」教育課程で学ぶ児童生徒の教育に関する専門性について触れること。 視覚障害教育、聴覚障害教育、病弱教育、肢体不自由教育では、「準ずる」教育課程で学んでいる児童生徒もおり、その充実が課題になっています。各教科の指導を行う教員の確保が困難な状況であることに触れつつ、その解決策を検討する必要があります。 《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること ●「準ずる」教育課程の充実に向けた各教科の専門性のある教職員の育成・確保	特別支援学校の教員には、児童生徒の実態に応じた高い専門性が求められていることを受け止め、障害種に応じた専門性や指導力を向上させるため、関連する施策を推進してまいります	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
172	第2編 目標Ⅱ 施策7	意見(視覚障害教育に関連する部分) 専門性の維持・向上に関して…p.34 視覚障害教育において、点字指導や歩行指導、日常生活訓練などは、免許取得の過程だけではなく、専門的な研修や現場での経験が必要です。 「専門性の向上を図ります」や「自立活動の指導の充実」「障害種に応じた専門性や指導力の向上」というのは、具体的にどのように図る(充実・向上させる)のかを計画として示してください。	本計画は、3年間の施策や取組を示したものです。施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備を進める中で、さらに具体的な内容となるよう努めてまいります。	D
173	第2編 目標Ⅱ 施策7	(3)ー2 専門性の維持・向上に関して…p.34 県内に1校しかない盲学校の教員にとって、視覚障害教育の専門性を向上させるには県立総合教育センターを中心とした研修では足りません。点字指導や歩行指導、日常生活訓練など高度な専門性を学ぶには、他県の盲学校との研修会や他機関での研修が必要です。	いただいた御意見は、特別支援学校の教員の専門性向上に関する施策を推進する中で、参考とさせていただきます。	D
174	第2編 目標Ⅱ 施策7	(3)ー4 専門性の維持・向上に関して…p.34 視覚障害教育において、特支免許を保有しているから自立活動の指導ができるとは言えません。点字指導や歩行指導、日常生活訓練などは、免許取得の過程だけでは全く足りず、専門的な研修や現場での経験が必要です。専門性＝特支免許の取得という考え方や表現はやめてください。 「専門性の向上を図ります」や「自立活動の指導の充実」「障害種に応じた専門性や指導力の向上」と書いてありますが、具体的にどのように図る(充実・向上させる)のかを計画として示してください。	本計画は、第1章1(2)「計画の位置付け」にあるとおり、今後3年間に於いて公立学校における特別支援教育を推進するための基本的な考え方や取組を示したものです。いただいた御意見については、関連する内容である施策9(1) 視覚障害特別支援学校について取り組んでまいります。なお、教員の定数については、引き続き国に対して要望してまいります。	D
175	第2編 目標Ⅲ 施策8	「公立小・中学校における教育環境の整備」 ① 通級や特別支援学級は児童・生徒にとって、心休まる居場所になっていたり、担当教師たちに会うのを楽しみにしている面がある。この視点からの配慮で空間づくりの予算の充実も求める。	施策8公立小・中学校等における教育環境の整備を通して、市町村教育委員会が策定している計画を踏まえ、通級による指導や特別支援学級の充実等、教育環境の整備に取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。	B
176	第2編 目標Ⅲ 施策8	「公立小・中学校における教育環境の整備」 ②「浮きこぼれ」と言われる 児童・生徒の支援も項目だてて考えて欲しい。	「特定分野に特異な才能のある児童生徒」への支援については、国において検討されているところであり、本計画の対象としておりません。今後の国の動向を注視してまいります。	D
177	第2編 目標Ⅲ 施策8	施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備 (1)通級による指導や特別支援学級の充実 特別支援学級については、依然として設置率が低い市町村もあることから、引き続き市町村教育委員会に特別支援学級の設置を働き掛け、充実にも努める必要があると思います。 通級による指導については、担当する教員が10人以上の児童生徒を受け持っているケースが多いことから、その支援策を検討し、担当教員の負担軽減及び児童生徒の学習環境の充実にも努める必要があり、そのことを記述する必要があると思います。 したがって、〈主な取組〉として、次の項目(視点)を追加する必要があると思います。 ●特別支援学級の設置率の低い市町村への働きかけによる設置の促進 ●通級による指導を担当する教員の負担軽減策の検討	特別支援学級の設置に関する御意見につきましては、多様な学びの場の充実にとって重要であるため、施策8の主な取組「通級による指導や特別支援学級の充実」を推進する中で参考にさせていただきます。 なお、教員の負担軽減につきましても、重要な視点であると捉えております。通級指導教室担当者のみならず、全ての教職員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境の整備に努めるとともに、特別支援教育の推進に努めてまいります。	C
178	第2編 目標Ⅲ 施策8	(1) 通級による指導や特別支援学級の充実 「…通級による指導や特別支援学級の充実について、市町村教育委員会へ働きかけます」 「働きかける」だけでは充実していかないと考えます。「特別支援学級100%設置」「通級指導教室80%設置」などの目標基準を設けて、お金のない市教委に補助金が出るための制度を設けるなど、県として動けることを具体的に示していただきたいです。市教委の担当の方は数年で変わり、制度や実態をやっと理解していただけると次の方が変わってゼロからの説明になるのが実情です。「働きかける」だけでは変わっていきにくいです。ぜひ県としての基準や予算を設けていただきたい。	通級による指導、特別支援学級においては、より一層の充実が必要であり、そのために、設置率の向上のほか、人材の育成、関係機関との連携、様々な視点が必要であると捉えております。県としては、通級による指導・特別支援学級のより一層の充実に向け、上記の視点で取組を進めてまいります。教員定数の改善についての御意見につきましては、参考とさせていただきます。あわせて、国へ引き続き要望してまいります。	C
179	第2編 目標Ⅲ 施策8	①「施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備」について、小・中学校等について「通級による指導や特別支援学級の充実について、市町村教育委員会へ働きかけます」とあり、県としての施策がなく、市町村に丸投げになっています。通級や特別支援学級は、必要とする子どもがいるすべての学校に設置する方向を検討すべきです。特別支援学級の設置率を上げるということはこれまでも目標になっていたはずですが、記載が全くなしです。人的配置については、通級による指導の担当教員について「義務標準法」による定数を適切に配置するとか書いていません。これはごく当然のことで、教育環境の整備のための県の「施策」に値しません。「全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会」は、中教審答申のパブリックコメントで「8人で1学級という現在の編成基準の検討が必要だと考える。複数学年にわたる児童生徒を指導することや児童生徒の状態が多様化していることなどから、1人の教員が8人の児童生徒を指導するには困難な状況がある」として、定数改善を国に求めています。本県の設置校でも同様に希望しています。県は現場の願いを受け止めて、県としても国に要求すべきです。国が動かないなら県として何が出来るかを考えるべきです。通級における指導については、設置の条件を元に戻し、さらに1教室の児童生徒数を減らしていく方向を検討すべきです。特別支援学級については、県独自の編成基準や加配の充実を図るべきです。	通級による指導、特別支援学級においては、適切に設置していくことが必要であると考えております。また、県としては、設置率の向上において、担当者の育成についても重要な視点と捉えております。担当者の育成を進めるとともに、教員定数の改善についての御意見につきましては、県として参考とさせていただきます。あわせて、国へ引き続き要望してまいります。	D
180	第2編 目標Ⅲ 施策8	施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備 (1)通級による指導や特別支援学級の充実 特別支援学級については、依然として設置率が低い市町村もあることから、引き続き市町村教育委員会に特別支援学級の設置を働き掛け、充実にも努める必要がある。 通級による指導については、担当する教員が10人以上の児童生徒を受け持っているケースが多いことから、その支援策を検討し、担当教員の負担軽減及び児童生徒の学習環境の充実にも努める必要があることを明記すること。 〈主な取組〉として、次の項目(視点)を追加すること ●特別支援学級の設置率の低い市町村への働きかけによる設置の促進 ●通級による指導を担当する教員の負担軽減策の検討	特別支援学級の設置に関する御意見につきましては、多様な学びの場の充実のために重要であることから、施策8の主な取組「通級による指導や特別支援学級の充実」を推進する中で参考にさせていただきます。 なお、教員の負担軽減につきましても、重要な視点であると捉えております。通級指導教室担当者のみならず、すべての教職員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境の整備に努めるとともに、特別支援教育の推進に努めてまいります。	C
181	第2編 目標Ⅲ 施策8	施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備において、囲み記述部分で最初に通級について記述があるが、まずは通常の学級で共に学んでいる実態を記述すべき。 その上で、施策説明本文も(1)通級による…から始めるのではなく、(1)通常学級で共に学ぶための施策を記述し、(2)通級による…とすべき。	いただいた御意見を参考とさせていただきます。 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることから、通常の学級における指導・支援の充実が重要であるため、施策2(1)において、「障害の特性に応じた支援を充実します。」と記載しております。	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
182	第2編 目標Ⅲ 施策8	<p>(1) 通級による指導や特別支援学級の充実 豊富な経験を有する特別支援教育推進専門員の巡回支援を小・中学校等に対して実施し、通級指導教室や特別支援学級における担当教員の指導力の向上を図ります。 通級による指導及び特別支援学級の指導は、発達障害についてかなりの知識を持たないと指導ができないと思います。特別支援教育推進専門員には、児童・生徒の行動の理由・背景や困り感を即座に理解し、通級の担当教員に特性に配慮した対応・環境調整を説明できる人材の登用をお願いします。 また、巡回指導で成果が出ているのか把握するシステムを早急に構築してください。通級指導を受けている期間は児童・生徒にとっては貴重な期間です。成果がないということは避けねばなりません。 重要なポジションの人材の登用に関しては、専門性を重視していただくようお願いいたします</p>	<p>いただいた御意見を参考とさせていただきます。 通級による指導や特別支援学級における特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、こうした児童生徒に対する適切な学びの場を充実することは重要であることから、施策8(1)の特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室における指導・支援の経験を豊富に有する特別支援教育推進専門員による巡回支援を実施してまいります。巡回支援は学校を複数回訪問するもので、初回訪問時の課題を踏まえて継続的に指導することで、成果を確認しながら指導してまいります。今後も、充実した助言・支援が行えるよう努めてまいります。</p>	D
183	第2編 目標Ⅲ 施策8	<p>施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備 通級による指導や特別支援学級における特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。こうした児童生徒に対する適切な学びの場を確保するため、引き続き、通級による指導や特別支援学級の充実について、市町村教育委員会へ働きかけます。 <意見>通級や特別支援学級による場を分けた教育ではなく、まずは通常の学級と一緒に学べるための定数や教員の配置など教育環境を整備すべき</p>	<p>いただいた御意見を参考とさせていただきます。 教員定数はいわゆる「義務標準法」により定められ、また、その給与は国庫負担又は地方交付税によりますが、教員の増員は国の計画でも明記されなかったため、記載は困難ですが、教育予算の拡充や教員定数の改善は国に要望します。 また、特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであることから、通常の学級における指導・支援の充実も重要であると捉えています。そのため、施策2(1)において、「障害の特性に応じた支援を充実します。」と記載しております。</p>	D
184	第2編 目標Ⅲ 施策8	<p>38ページ 通級指導教室について 巡回指導も子どもが移動する他校通級指導教室も負担が大きいこと、教育効果が半減することにより、不適切と考える。本来、児童生徒のいる学校の職員が担任と日常的に連携して指導してこそ、子どもの発達につながる支援となる。国の13人に1人という基礎定数はあまりに現実と乖離している。国の定数改善を具申し、改善されるまで県として単独加配して充たすべきである。</p>	<p>通級指導教室の担当教員を県独自の予算で措置することは、現在の厳しい財政状況では困難ですが、教員定数の増員について、引き続き国に対して要望してまいります</p>	D
185	第2編 目標Ⅲ 施策8	<p>施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備 (2) 人的配置 「標準法」の改正により通級による指導を担当する教員の配置が基礎定数化されたこと、埼玉県では13人～25人までは1人しか配置していないことは、子どもたちの学習環境にとっても教職員の負担という観点からも大きな問題があると思います。 通級による指導を担当する教員が10人以上の児童生徒を受け持っている場合は、子どもたちの学習環境の充実および担当教員の負担軽減のための具体的な施策を検討する必要があります。その一例が「教員の兼務発令を活用した巡回型の指導」の実施であるのかもしれませんが、それだけでは極めて不十分です。早急な検討が求められています。 したがって、「主な取組」として、次の項目(視点)を追加する必要があると思います。 ●通級による指導を担当する教員の負担軽減、及び児童生徒の学習環境の充実策の検討・具体化</p>	<p>発達障害を含む特別な支援・指導を必要とする児童生徒への支援・指導に向け、通級による指導、特別支援学級については、適切に設置していくことが必要であると考えています。 県としては、設置率の向上において、担当者の育成も重要な視点と捉えております。担当者の育成を進めるとともに、教員定数の改善については、国へ引き続き要望してまいります。 なお、担当教員の負担軽減に関する御意見については、教員が健康で活力を持って教育活動に従事できる環境の整備に努めるとともに、特別支援教育の推進に取り組んでまいります。</p>	C
186	第2編 目標Ⅲ 施策8	<p>(2) 人的配置 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の改正により基礎定数化された通級による指導の担当教員について、適切に配置します」 ①通級指導教室について 令和元年9月1日付 第625号文書により、各市町村の通級指導の現場は大変混乱していることはご存じのはずです。「各市町村の合計の児童生徒数に対して人数の多い順に…配置決定する」としたことから、混乱が生まれています。各市町村の人数競争となり、9月1日締め切りで次年度の児童生徒を集める市があったり、次年度教室を存続させるために追加募集を行ったり、一方で13人未満の町は設置をあきらめたりしてはならない実情があります。同じ埼玉県に住みながら、居住地域で通級が受けられたり受けられなかったりするとはあってはなりません。 また、多くの人数が1人の担当者に割り当てられ、隔週指導にせざるを得ない児童生徒が出てきたり、校内の児童のフォローがおろそかになったり、それぞれの指導が広く浅いものにならざるを得ないです。県教育委員会の「1人の担当者が1週間まで指導できる」との判断は、間違っています。1人の児童生徒を週8時間まで指導できるはずですが、p8の「環境整備計画の検証」にこの第625号文書にかかる混乱について何も述べられていず、さらに、p38に、その改正についての記述もありません。「連続性のある『多様な学びの場』の充実」をうたうのであれば、通級指導教室の充実のために、「各市町村に通級指導教室を設置するよう働きかけ、県としても教室開設のための補助金を出し担当者の配置をします」と明記すべきです。</p>	<p>通級による指導、特別支援学級においては、適切に設置していくことが必要であると考えております。また、県としては、設置率の向上において、担当者の育成についても重要な視点と捉えております。担当者の育成を進めるとともに、教員定数の改善についての御意見につきましては、参考とさせていただきます。あわせて、国へ引き続き要望してまいります。</p>	D
187	第2編 目標Ⅲ 施策8	<p>②特別支援学級について 今の制度は1学級8名定員ですが、特に自閉症・情緒特別支援学級での在籍8名に1人担任は、学級経営が困難です。自閉症・情緒学級には、知的遅れのない子どもから知的に重い障害の児童、さらに、情緒が不安定でパニックや他害のある児童などが同時に在籍することが多く、ベテランであっても1人担任では困難です。 特別支援学級の人的配置を改善するなら、ぜひとも県独自に予算を付け、せめて自閉症・情緒学級は7名定員や6名定員にしてほしいです。</p>	<p>通級による指導、特別支援学級においては、適切に設置していくことが必要であると考えております。また、県としては、設置率の向上において、担当者の育成についても重要な視点と捉えております。 なお、特別支援学級につきましては、いわゆる「義務標準法」に基づき、障害種ごとに8人を上限として学級編制を行っております。上限の引下げは教員の増員を伴いますので、現在の厳しい財政状況では困難ですが、教員定数の増員について、引き続き国に対して要望してまいります。</p>	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
188	第2編 目標Ⅲ 施策8	(2) 人的配置 「標準法」の改正により通級による指導を担当する教員の配置が基礎定数化されたことで、埼玉県では13人～25人までは1人しか配置していないことは、子どもたちの学習環境にとっても教職員の負担という観点からも大きな問題である。通級による指導を担当する教員が10人以上の児童生徒を受け持っている場合は、子どもたちの学習環境の充実および担当教員の負担軽減のための具体的な施策を検討する必要がある。その一例が「教員の兼務発令を活用した巡回型の指導」の実施であるのかもしれないが、それだけでは極めて不十分であり、早急な検討が求められていることを踏まえた記述すること。 ≪主な取組≫として、次の項目(視点)を追加すること ●通級による指導を担当する教員の負担軽減、及び児童生徒の学習環境の充実策の検討・具体化	いただいた御意見を参考とさせていただきます。 担当教員の負担軽減に関する御意見については、教員が健康で活力を持って教育活動に従事できる環境の整備に努めるとともに、特別支援教育の推進に取り組んでまいります。また、児童生徒の学習環境の整備・充実については、市町村教育委員会の担当者を集めた会議等で呼びかけてまいります。	C
189	第2編 目標Ⅲ 施策9	埼玉県の特別支援教育を本気で推進するためには、人権侵害ともいえるような学校・教室不足を抜本的に解消する学校建設の計画を、知的特別支援学校のみならず、肢体不自由特別支援学校、全県一区で通学保障すら十分にされていない県内1校の盲学校(埼玉一学園)に対する教育環境の整備(寄宿舎の増設・スクールバスの増車等)などを、解決する見通しを示す計画としなければならない。ましてや、国において、「特別支援学校設置基準」が策定・公表されたにも関わらず、埼玉県は何も対応をしないという宣言をしたことになり、この計画を公表することによって、多くの関係者が落胆することになることが目に見える。 勤務校の川口特別支援学校の過剰過密は、異常なスピードで進んでいる。劣悪な教育条件の中で子どもたちを預かり、必死になって仕事をしているが、教職員の努力にだけに頼るような計画では、障害を持つ子どもたちの明るい未来を見据えることはできない。少なくとも本校の過密解消のためには、高校内分校の設置計画ではなく、学区内の小中学部の特別支援学校の新設が急務である。そのことに対して、言及・記載する推進計画となることを求める。	御意見として承りました。	E
190	第2編 目標Ⅲ 施策9	視覚に障害のある教職員は生徒の人生の先輩や手本として盲学校に必要な人材です。しかし、教育環境の充実については本人たちのニーズをしっかりと聞き取ったものではない状況です。 県は現場のニーズをしっかりと捉えた環境整備を行なってください。	計画の策定に当たっては学校現場の方からも意見交換会を開催し、御意見をいただいております。いただいた御意見については、施策9県立特別支援学校における教育環境の整備を進める中で参考とさせていただきます。	C
191	第2編 目標Ⅲ 施策9	①視覚障害特別支援学校が県内に一校であることを踏まえた「教育環境の充実」とは具体的にどのようなことか、計画として示してください。	本計画は、3年間の施策や取組を示したものです。施策9県立特別支援学校における教育環境の整備を進める中で、さらに具体的な内容となるよう努めてまいります。	D
192	第2編 目標Ⅲ 施策9	②「視力の発達を補う観点から、早期からの療育が重要である」としているのなら、センター的機能の充実のためにも、幼稚園の早期教育相談の加配を増やすことを具体的な計画として示してください。	本計画は、3年間の施策や取組を示したものです。施策9県立特別支援学校における教育環境の整備を進める中で、さらに具体的な内容となるよう努めてまいります。	D
193	第2編 目標Ⅲ 施策9	③「児童生徒のニーズに応じた教育環境」が何か、具体的に示した上で、それに対応させた充実のための計画を示してください	本計画は、3年間の施策や取組を示したものです。施策9県立特別支援学校における教育環境の整備を進める中で、さらに具体的な内容となるよう努めてまいります。	D
194	第2編 目標Ⅲ 施策9	施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 ＜囲みの中の文章について＞ 知的障害特別支援学校については、近年、小学部の児童の増加が著しいため、これに対応したとり組みが必要となっていることを記す必要があると思います。	囲みの中の文章については、施策9県立特別支援学校における教育環境の整備における概要を記したものであり、具体的な内容は、施策以下の各項目と取組で記載しているところです。 知的障害特別支援学校については、引き続き、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置、校舎の増築など可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していきます。	D
195	第2編 目標Ⅲ 施策9	施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 ＜囲みの中の文章について＞ 肢体不自由特別支援学校については、幅広い観点から児童生徒の通学における負担軽減を図るのであるならば、その具体的な記述が「通学区域の見直し」のみでは不十分です。「幅広い観点」を示していません。新たな学校建設、スクールバスの増便やルート見直しなども観点として記す必要があると思います。	囲みの中の文章については、施策9県立特別支援学校における教育環境の整備における概要を記したものであり、具体的な内容は、施策以下の各項目と取組で記載しております。 肢体不自由特別支援学校については、通学区域が広範であるため、これまで保護者の要望等を踏まえ、通学時間を短縮できるよう努めてきました。 引き続き、各学校の受入規模にも配慮しながら、隣接の特別支援学校との通学区域の見直しを行うなど、様々な観点から通学時間の短縮に向けた取組を進めます。	D
196	第2編 目標Ⅲ 施策9	施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 ＜囲みの中の文章について＞ 視覚障害、聴覚障害、病弱特別支援学校については、「視覚障害、聴覚障害、病弱特別支援学校における教育環境の整備を進めます」と記されていますが、どのような教育環境の整備が必要なのか具体的に示されていません。県内に1～2校しかないことを踏まえ、それぞれの障害種別のニーズや専門性に対応して、どのような教育環境の整備が必要であるのかを具体的に記す必要があると思います。	囲みの中の文章については、施策9県立特別支援学校における教育環境の整備における概要を記したものであり、具体的な内容は、施策以下の各項目と取組で記載しているところです。 施策9では、各障害種ごとの特別支援学校に係る取組を記載しており、施策及び取組を進める中で、教育環境の整備に努めてまいります。	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
197	第2編 目標Ⅲ 施策9	施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 ＜囲みの中の文章について＞ 教育環境の整備に当たっては、「特別支援学校設置基準」だけでなく、9月より施行された「医療的ケア児支援法」を踏まえる必要があると思います。	囲みの中の文章については、施策9県立特別支援学校における教育環境の整備における概要を記したものであり、具体的な内容は、施策以下の各項目と取組で記載しているところです。 医療的ケアに関することについては、関連する内容である施策15において取組を推進してまいります。	D
198	第2編 目標Ⅲ 施策9	(1)視覚障害特別支援学校 (2)聴覚障害特別支援学校 県内に1校～2校しかない障害種類の学校であり、高い専門性が求められると同時に、全県(広域)からの教育相談等に対応する必要がありますとは言ってもありません。「早期からの療育が重要であるため、～センター的機能の充実を図り～」と記されていますが、センター的機能は「早期からの療育」だけではなく、県内に1校～2校しかない学校として、もっと幅広い意味でセンター的機能が求められていると思います。視覚障害児教育・聴覚障害児教育の推進のためには、教育相談担当の教員の加配、点訳や手話通訳などを行う専門職員の配置など十分な人的措置、障害特性に応じて必要な専門機器の導入・配備を含めた特別支援学校のセンター的機能の充実が必要であり、あわせて幼稚園、小・中学校、高等学校等と連携した障害特性に対応した多様な学びの場を充実させていくことが重要であることを記す必要があります。 また、「早期からの療育が重要である」ことから、保育士、幼稚園免許を持つ教員の適切な配置が求められていることにも言及する必要があります。 県内に1校～2校しかない障害種類学校としての専門性を向上させる観点から、国や他県との連携が重要であることを記す必要があると思います。 したがって「主な取組」として、次のような修正・追加が必要であると考えます。 ●幼児児童生徒のニーズに応じた(情報保障のための)教育環境の充実 →「幼児」を追記 ●保育士、幼稚園免許を持つ教員の適切な配置 ●専門性を向上させるための国や他県との連携(幅広い研修機会の確保・充実等)	いただいた御意見については、参考とさせていただき、関連する内容である施策1、施策3、施策7、施策9の取組を推進してまいります。 なお、教員の定数改善については、引き続き国に対して要望してまいります。 また、早期からの療育が重要であるとの御意見を踏まえ、主な取組を「幼児児童生徒のニーズに応じた教育環境の充実」に修正しました。	C
199	第2編 目標Ⅲ 施策9	⑥「施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備」について 2021年9月24日に「特別支援学校設置基準」が制定されました。文科省の「特別支援学校設置基準の公布等について(通知)」では、「設置基準策定以前に設置されている特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、設置基準によらないことができることとしているが、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めること」とあります。ですから、既存校が速やかに設置基準を満たすための具体的な計画が必要です。多くの特別支援学校で、設置基準の面積基準を満たしておらず、「図書室」は普通教室に転用されています。この現状を解決するための具体的な「施策」が必要です。 また、2020年1月31日付け「通知」で「令和2年度から令和6年度までの期間(集中取組期間)において、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行うとともに、集中取組期間において、教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画(集中取組計画)を令和2年度末までのできる限り早い時期に策定するよう」求められています。この「埼玉県特別支援教育推進計画」が文科省通知にある「集中取組計画」になるのだと県教委は説明していますが、この計画は文科省が求める「集中取組計画」の内容になっていません。例えば、「計画」のP42で、「小学部の増加が最も多い」と分析しながら、施策は「高校の空き教室利用の分枝に高等部の一部を移す」という計画が中心で、矛盾しています。小中学部の児童増加に対応する施策がいづつかの学校の「増築」だけでは到底解決されません。「増築」の計画すらない学校の教育環境改善はどのように考えているのでしょうか。肢体不自由校の過密課題の解消や、長時間通学解消も、学校新設をしなければ解決できないにもかかわらず、新設の検討がありません。特別支援学校全体の教室不足の抜本的な解消につながる具体的な学校建設の計画を示すべきです。	特別支援学校設置基準に係る対応については、施策9(6)特別支援学校設置基準への対応において記載したところですが、今後の整備に係る内容についても、同様に施策9の各項目において記載しているところであります。	D
200	第2編 目標Ⅲ 施策9	③「施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備」(P39-44)について 「埼玉県特別支援教育推進計画」では、文科省が求める「集中取組計画」になっているとは思えません。小学部の増加が最も多いのに、増築の計画すらい学校ではどうしたらよいのでしょうか。学校新設の目標をしっかりと定めてなど、具体的な解決案を示してください。	県立特別支援学校の教育環境の整備のうち、学校の設置等に係る内容は、施策9(5)に記載しており、主な取組の記載についても、本計画期間中に実施する内容を具体的に修正しています。	D
201	第2編 目標Ⅲ 施策9	施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 (○環境整備計画では、知的障害特別支援学校および肢体不自由特別支援学校の児童生徒数の推移がH20～H30年の期間のものとして学部別に示されていましたが、今回はカットされています。これでは経年経過が見られないばかりか、これまでの環境整備のとりくみの検証も行えず、環境整備計画を継承・発展させた計画にはならないと思います。少なくとも障害種別、学部別児童生徒数の推移などは、最新の情報を入れて再掲すべきだと考えます。 さらに、肢体不自由特別支援学校では、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加していることから、医療的ケアを必要とする児童生徒数の推移も示すべきであると思います。	障害種別の児童生徒数の推移については、表1「県立特別支援学校児童生徒数の推移について」において、過去10年間の児童生徒数を記載しております。 また、学部別児童生徒数については、表2「県立知的障害特別支援学校の学部別児童生徒数」において、知的障害特別支援学校の状況を記載しています。 なお、医療的ケアを必要とする児童生徒数の推移表として示していませんが、施策15(1)において、医療的ケアを必要とする子供が安心して学校で学べる環境を確保するため、学校における医療的ケアの実施体制を充実してまいります。	D
202	第2編 目標Ⅲ 施策9	(1)視覚障害特別支援学校 (2)聴覚障害特別支援学校 とともに早期からの療育の重要性が記述されていますが、全県からの相談に対応できる環境(人的・物的)が整っていません。県として早期教育相談等への支援策を示すべきです。	視覚障害及び聴覚障害ともに、早期からの療育が重要であることから、特別支援学校におけるセンター的機能の充実を図り、支援に努めてまいります。	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
203	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 <囲みの中の文章について> 知的障害特別支援学校については、近年、小学部の児童の増加が著しいため、これに対応したとりくみが必要となっていることを記す必要がある。 肢体不自由特別支援学校については、幅広い観点から児童生徒の通学における負担軽減を図るのであるならば、その具体的な記述が「通学区域の見直し」のみでは不十分（「幅広い観点」を示していない）。新たな学校建設、スクールバスの増便やルート見直しなども観点として記す必要がある。 視覚障害、聴覚障害、病弱特別支援学校における教育環境の整備とは何かを示されていない。県内に1～2校しかないことを踏まえた記述とし、それぞれの障害種別のニーズや専門性に対応した教育環境の整備が必要であることを記す必要がある。 教育環境の整備に当たっては、「特別支援学校設置基準」だけでなく、9月より施行された「医療的ケア児支援法」を踏まえる必要があること。</p>	<p>囲みの中の文章については、施策9県立特別支援学校における教育環境の整備における概要を記したものであり、具体的な内容は、施策以下の各項目で記載しているところです。</p>	D
204	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>(1)視覚障害特別支援学校 (2)聴覚障害特別支援学校 県内に1校～2校しかない障害種の学校であり、高い専門性が求められると同時に、全県（広域）からの教育相談等に対応する必要があることから、単純に「早期からの療育が重要であるため、～センター的機能の充実を図り～」という表現は極めて不十分と言わざるを得ない。 視覚障害児教育・聴覚障害児教育の推進のためには、教育相談担当の教員の加配、点訳や手話通訳などを行う専門職員の配置など十分な人的措置、障害特性に応じて必要な専門機器の導入・配備を含めた特別支援学校のセンター的機能の充実を図る必要がある。あわせて幼稚園、小・中学校、高等学校等と連携した障害特性に対応した多様な学びの場を充実させていくことが重要であることを記す必要がある。 また、「早期からの療育が重要である」ことから、保育士、幼稚園免許を持つ教員の適切な配置が求められていることにも言及する必要がある。 県内に1校～2校しかない障害種別学校としての専門性を向上させる観点から、国や他県との連携が重要であることを明記する必要がある。 <主な取組>の修正 ●幼児児童生徒のニーズに応じた（情報保障のための）教育環境の充実 →「幼児」を追記 <主な取組>として、次の項目（視点）を追加すること ●保育士、幼稚園免許を持つ教員の適切な配置 ●専門性を向上させるための国や他県との連携（幅広い研修機会の確保・充実等）</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただき、関連する内容である施策1、施策3、施策7、施策9の取組を推進してまいります。 また、教員の定数改善については、引き続き国に対して要望してまいります。 なお、視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校については幼稚園があることから、幼児を追記いたします。</p>	D
205	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>「特別支援学校の設置基準」の記述が雑。しっかりと設置基準の中味も掲載すべき</p>	<p>御意見として承りました。</p>	E
206	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>意見（視覚障害教育に関連する部分） 教育環境の整備に関して・・・p.39 視覚障害特別支援学校が県内に1校であることを踏まえた「教育環境の充実」とは具体的にどのようなことか、計画として示してください。 児童生徒のニーズに応じた教育環境」が何か、具体的に示した上で、それに対応させた充実のための計画を示してください。</p>	<p>本計画は、3年間の施策や取組を示したものです。施策9県立特別支援学校における教育環境の整備を進める中で、さらに具体的な内容となるよう努めてまいります。</p>	D
207	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>(4)教育環境の整備に関して・・・p.39 視覚障害特別支援学校が県内に1校であることを踏まえた「教育環境の充実」とは具体的にどのようなことか、計画として示してください。 「視力の発達を補う観点から、早期からの療育が重要である」としているなら、センター的機能の充実のためにも、早期教育相談担当の定数を増やすことを具体的な計画として示してください。 「児童生徒のニーズに応じた教育環境」が何か、具体的に示した上で、それに対応させた充実のための計画を示してください。</p>	<p>本計画は、第1章1(2)「計画の位置付け」にあるとおり、今後3年間に於いて公立学校における特別支援教育を推進するための基本的な考え方や取組を示したものです。いただいた御意見については、関連する内容である施策9(1)視覚障害特別支援学校について取り組んでまいります。 なお、教員の定数については、引き続き国に対して要望してまいります。</p>	C
208	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>39ページ 特別支援学校の教室不足が始まり何年が経過したか詳細に記述すべき。すでに20年におよんでいる。 設置基準の策定は国と設置者の責務として、特別支援学校の教育条件の改善を進めるためである。県財政が厳しいのであれば、特別支援学校の設置に関わる国庫補助率を今の2分の1から3分の2へ引き上げることを県として、国へ要望すべきである。さらに国の集中取組期間の延長も要望して、年限をきっぱり決めて、教室不足数を0にする計画を示したものにしない。</p>	<p>本計画では、新たな学校設置については、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置、校舎の増築など可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していく旨を記述しております。 なお、特別支援学校設置基準への対応に当たっては多額の財源が必要なことから、財政的支援制度の充実について要望してまいります。</p>	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
209	第2編 目標Ⅲ 施策9	日頃より特別支援教育へご尽力頂き感謝申し上げます。 より安心して地域で暮らしていくことが出来るよう、県内の特別支援教育における課題につきまして、下記の点を挙げさせていただきます。 1. 肢体不自由児対象の特別支援学校の適切な設置 ・通学中の交通事故や緊急時に保護者がすぐに駆け付けられることが出来ない距離であることのリスク ・長距離通学による児童の身体的負担が大きい	肢体不自由特別支援学校については、通学時間を短縮できるよう、スクールバスの増便、停留所の配置の工夫や運行ルートの見直しなどを行ってきました。 いただいた御意見も参考にしながら、引き続き、様々な観点から、通学時間の短縮に向けた取組を進めます。	C
210	第2編 目標Ⅲ 施策9	4. 知的児童対象の過密解消と同時並行で課題に取り組む姿勢 ・人数が少ない少数派であることから、後回しにされがちな肢体不自由児にもどうか目を向けて欲しい。問題は山積しているため、スピーディーな対応を望む。	肢体不自由特別支援学校については、通学時間を短縮できるよう、スクールバスの増便、停留所の配置の工夫や運行ルートの見直しなどを行ってきました。 いただいた御意見も参考にしながら、引き続き、様々な観点から、通学時間の短縮に向けた取組を進めます。	C
211	第2編 目標Ⅲ 施策9	施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 (3) 病弱特別支援学校 「入院等により、通学して教育を受けることが困難な」生徒は高等学校にもおり、埼玉県では小児医療センターに入院している高校生への支援をすすめています。そうした支援体制をいっそう発展させる必要があると思います。したがって、「小・中学校等」に加えて「高等学校」とも連携し、教育機会の一層の充実を図る…という記述にする必要があると思います。	病弱特別支援学校においては、小中学部の児童生徒は在籍しているものの、高等部の生徒が在籍しておりません。そのため、病弱特別支援学校を主体とした、施策9(3)においては、小・中学校等との連携を記載しているところです。なお、県立高等学校の生徒で1か月以上の長期入院が見込まれる場合は、別に、学習支援を行っております。	B
212	第2編 目標Ⅲ 施策9	施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 (4) 肢体不自由特別支援学校 肢体不自由特別支援学校の通学区域が広範であることは、学校数が少ないということにほかなりません。児童生徒数はここ数年を見れば横倍で推移しているが、もともと学校が不足している状況にあることが長時間通学を余儀なくされていることの最大の要因だと思います。 したがって、隣接の特別支援学校との通学区域の見直しだけでなく、新たな学校建設を含め様々な観点から通学時間の短縮に向けて検討を進める必要があり、そのことを明記する必要があります。 医療的ケアを必要とする児童生徒が増え続けており、適切な「ケアルーム」を確保することも困難な状況です。また、看護教員・看護師も要ケア児(ケア件数)に対して不足している、保護者の負担も非常に大きいのが現状です。「医療的ケア児支援法」制定や社会的ニーズの高まりを踏まえて、「ガイドライン」の見直しとともに、学校における医療的ケアの実施体制の一層の整備・充実を図る必要があることを明記していただきたいと思います。 (施策15とは別に、医療的ケアを必要とする児童生徒が特段に多い肢体不自由特別支援学校の教育環境の整備の課題として記す必要があると思います。)	肢体不自由特別支援学校については、通学区域が広範であるため、これまで保護者の要望等を踏まえ、通学時間を短縮できるよう努めてきました。 引き続き、各学校の受入規模にも配慮しながら、隣接の特別支援学校との通学区域の見直しを行うなど、様々な観点から通学時間の短縮に向けた取組を進めます。 また、肢体不自由特別支援学校における医療的ケアは重要と認識しております。いただいた御意見については施策15の主な取組「学校における医療的ケア実施体制の充実」の中で、参考にしながら取り組んでまいります。	C
213	第2編 目標Ⅲ 施策9	(3) 病弱特別支援学校 ・現在、行われている高校生支援について何の記述もありません。小・中学校との連携のみの記述では現状認識としても不十分です。	病弱特別支援学校においては、小中学部の児童生徒は在籍しているものの、高等部の生徒が在籍しておりません。そのため、病弱特別支援学校を主体とした、施策9(3)においては、小・中学校等との連携を記載しております。なお、県立高等学校の生徒で1か月以上の長期入院が見込まれる場合は、別に、学習支援を行っております。	D
214	第2編 目標Ⅲ 施策9	(4) 肢体不自由特別支援学校 ・通学区域が広範なのは、学校の絶対数が足りないためです。通学時間を短縮するにはスクールバスの増便や停留所の配置の工夫、運行ルートの見直し、通学区域の見直し等では根本的な解決はできません。必要な地域への新たな学校建設も検討材料にするべきです。	肢体不自由特別支援学校については、通学区域が広範であるため、これまで保護者の要望等を踏まえ、通学時間を短縮できるよう努めてきました。 引き続き、各学校の受入規模にも配慮しながら、隣接の特別支援学校との通学区域の見直しを行うなど、様々な観点から通学時間の短縮に向けた取組を進めます。	D
215	第2編 目標Ⅲ 施策9	3) 病弱特別支援学校 「入院等により、通学して教育を受けることが困難な」生徒は高等学校にもおり、埼玉県では小児医療センターに入院している高校生への支援をすすめています。そうした支援体制をいっそう発展させる必要がある。したがって、「小・中学校等」に加えて「高等学校」と連携し、教育機会の一層の充実を図ることを明記する必要があります。	病弱特別支援学校においては、小中学部の児童生徒は在籍しているものの、高等部の生徒が在籍しておりません。そのため、病弱特別支援学校を主体とした、施策9(3)においては、小・中学校等との連携を記載しているところです。なお、県立高等学校の生徒で1か月以上の長期入院が見込まれる場合は、別に、学習支援を行っております。	D
216	第2編 目標Ⅲ 施策9	(4) 肢体不自由特別支援学校 肢体不自由特別支援学校の通学区域が広範であることは、学校数が少ないということにほかならない。児童生徒数はここ数年を見れば横倍で推移しているが、もともと学校が不足している状況にあることが長時間通学を余儀なくされていることの最大の要因である。 したがって、隣接の特別支援学校との通学区域の見直しだけでなく、新たな学校建設を含め様々な観点から通学時間の短縮に向けて検討を進める必要があることを明記すること。 また、医療的ケアを必要とする児童生徒が増え続けており、適切な「ケアルーム」を確保することも困難で、看護教員・看護師もケア件数に対して不足している、保護者の負担も大きい実情がある。「医療的ケア児支援法」制定や社会的ニーズの高まりを踏まえて、「ガイドライン」の見直しとともに、学校における医療的ケアの実施体制の一層の整備・充実を図る必要があることを明記すること。(施策15とは別に、医療的ケアを必要とする児童生徒が特段に多い肢体不自由特別支援学校の教育環境の整備の課題として記すこと)	肢体不自由特別支援学校については、通学区域が広範であるため、これまで保護者の要望等を踏まえ、通学時間を短縮できるよう努めてきました。 引き続き、各学校の受入規模にも配慮しながら、隣接の特別支援学校との通学区域の見直しを行うなど、様々な観点から通学時間の短縮に向けた取組を進めます。 また、肢体不自由特別支援学校における医療的ケアは重要なことと認識しております。いただいた御意見については施策15の主な取組「学校における医療的ケア実施体制の充実」の中で、参考にしながら取り組んでまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
217	第2編 目標Ⅲ 施策9	肢体不自由特別支援学校では教室不足がないような記述になっている。児童生徒数増加のため、教室等も足りないし、スクールバスの通学時間も増加しているということ。 主な取組が「通学時間の短縮」だけでよいのか。	御意見として承りました。	E
218	第2編 目標Ⅲ 施策9	・肢体不自由特別支援学校において、保護者負担の軽減及び看護教員の増員。 現在、医療的ケアを必要とする児童生徒は増加している。学校現場では、校外学習(学校周辺への散歩等も含め)に医療的ケア(特に吸引)を必要とする児童生徒の保護者が同行しているが、看護教員が増員し、同行することで保護者負担は軽減されると考える。各学部(小低、小高、中学部、高等部)に1人プラス2人の計6人は必要であるとする。緊急対応時もカバーできるのではないかと。	肢体不自由特別支援学校における医療的ケアは重要なことと認識しております。 埼玉県医療的ケアの実施体制の充実のため、施策15(1)において、保護者の負担軽減に取り組むことなどについて記載しております。	D
219	第2編 目標Ⅲ 施策9	・肢体不自由特別支援学校の新設。 越谷特別支援学校の教室不足、過密化を解消するために、川口市近辺に肢体不自由特別支援学校を新設していただきたい。そうすることで、教室の過密化、不足を補えるだけでなく、登校するために朝早くからスクールバスに長時間乗車する児童生徒の負担(同じ姿勢で長時間乗車、スクールバスに乗るために早起きしなくてはならない、オムツに排泄した時に学校に着くまでそのまま待たなければならず、オムツかぶれ等のリスクもある)が軽減される。保護者の負担(児童生徒をスクールバスに乗せるために朝早くに起きなくてはならない。卒業までの12年間続けることは容易ではない。)も軽減される。今後大規模災害が起きた際、自宅から学校に近い方がより保護者も教員も対応しやすいのではないかと。	肢体不自由特別支援学校の通学時間の短縮に向けた取組をこれまで行ってきました。 今後とも、各学校の受入規模にも配慮しながら、隣接する特別支援学校との通学区域の見直しを行うなど、様々な観点から通学時間の短縮に向けた取組を進めます。	D
220	第2編 目標Ⅲ 施策9	肢体不自由校のスクールバス長時間通学を解消できるよう、肢体不自由校も新設していただきたい。	肢体不自由特別支援学校については、通学時間を短縮できるよう、スクールバスの増便、停留所の配置の工夫や運行ルートの見直しなどを行ってきました。 いただいた御意見も参考にしながら、引き続き、様々な観点から、通学時間の短縮に向けた取組を進めます。	C
221	第2編 目標Ⅲ 施策9	・P.40 施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備の(4) 肢体不自由特別支援学校で、主な取組みで「通学時間の短縮に向けた継続的な取組」しか挙げられていませんが、肢体不自由特別支援学校の課題は通学時間と施策15の医療的ケアだけなのでしょうか。肢体不自由の特別支援学校の現状をどのように考えているのでしょうか。学校や教室不足は知的特別支援学校の問題だけなのでしょうか。知的特別支援学校だけでなく、それぞれの障害種の特別支援学校の課題を正確にとらえ、それに沿った具体的な取組みを掲げて下さい。知的以外の障害種の特別支援学校をないがしろにし過ぎです。	本計画では、施策9県立特別支援学校における教育環境の整備において、知的障害をはじめ、視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由と障害種別に取組を記載しております。	D
222	第2編 目標Ⅲ 施策9	施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 (4)肢体不自由特別支援学校 肢体不自由特別支援学校の通学区域が広範であることは、学校数が少ないということにほかなりません。児童生徒数はここ数年間を見れば横倍で推移していても、もともと学校が不足している状況にあることが長時間通学を余儀なくされていることの最大の要因だと思います。 したがって、隣接の特別支援学校との通学区域の見直しだけでなく、新たな学校建設を含め様々な観点から通学時間の短縮に向けて検討を進める必要があり、そのことを明記する必要があると思います。	肢体不自由特別支援学校については、通学時間を短縮できるよう、スクールバスの増便、停留所の配置の工夫や運行ルートの見直しなどを行ってきました。 いただいた御意見も参考にしながら、引き続き、様々な観点から、通学時間の短縮に向けた取組を進めます。	D
223	第2編 目標Ⅲ 施策9	施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 (4)肢体不自由特別支援学校 医療的ケアを必要とする児童生徒が増え続けており、適切な「ケアルーム」を確保することも困難な状況です。また、看護教員・看護師も要ケア児(ケア件数)に対して不足していて、保護者の負担も非常に大きいのが現状です。「医療的ケア児支援法」制定や社会的ニーズの高まりを踏まえて、「ガイドライン」の見直しとともに、学校における医療的ケアの実施体制の一層の整備・充実を図る必要があることを明記していただきたいと思っております。 (施策15とは別に、医療的ケアを必要とする児童生徒が特段に多い肢体不自由特別支援学校の教育環境の整備の課題として記す必要があると思っております。)	肢体不自由特別支援学校における医療的ケアは重要なことと認識しております。いただいた御意見については施策15の主な取組「学校における医療的ケア実施体制の充実」の中で、参考にしながら取り組んでまいります。	C
224	第2編 目標Ⅲ 施策9	・教室不足が続いています。新校の建設でも若干の改善がある学校があるとしても根本的な解決にはなりません。肢体不自由校の長時間通学は学区が広すぎるために起こっていることです。学校を増やして下さい。	肢体不自由特別支援学校については、通学時間を短縮できるよう、スクールバスの増便、停留所の配置の工夫や運行ルートの見直しなどを行ってきました。 いただいた御意見も参考にしながら、引き続き、様々な観点から、通学時間の短縮に向けた取組を進めます。	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
225	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>肢体不自由特別支援学校の増設</p> <p>通学に関しての保護者の負担が大きいのは、通学距離が長すぎることも上げられます。通学区域を変更しても、通学バスの台数を増やしても、多少通学時間は短くなると思いますが、1時間半が1時間20分になるだけです。そして、そもそも通学バスに乘れなくて、困っています。どんな障害を抱えていても、通学バスに乘れるようになることが、保護者の負担軽減になります。また、肢体不自由という観点からも、1時間を超える乗車時間は、子供にとっても負担になります。</p> <p>県南部の肢体不自由校は、過密の問題も抱えています。知的障害の過密も問題ですので、知肢併設、あるいはインクルーシブ教育の観点からも、地域の学校に分校の設置を考えてください。小、中だけでなく、高校の行き先も考えてください。</p>	<p>肢体不自由特別支援学校については、通学時間を短縮できるよう、スクールバスの増便、停留所の配置の工夫や運行ルートの見直しなどを行ってきました。いただいた御意見を参考にしながら、引き続き、様々な観点から、通学時間の短縮に向けた取組を進めます。</p>	D
226	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備</p> <p>(5) 知的障害特別支援学校</p> <p>知的障害特別支援学校については、「環境整備計画に基づき、戸田かけはし高等特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校を整備した」とありますが、近年、小学部の児童が大幅に増加していることから、高等部段階の対策だけでは不十分なことは明らかです。小・中学部の児童生徒が増加していることに対応した教育環境の整備が求められています。スクールバスや給食のない高校内分校の設置では、既存校の中学部の卒業生の多くは進学することができず、教室不足・過密対策としての効果は薄いと云わざるを得ません。</p> <p>現在の全県的な教室不足の状況や小学部の児童の急増から考えれば、県有施設等の活用による新設校の設置は少なくとも8校程度、小学部から高等部まで対応した学校として計画的に整備していく必要があると思います。また、分校は高校内分校に限らず、市町村とも連携して小・中学校等への分校の設置も検討し具体化していく必要があると思います。「可能性のあるものすべてについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していく」のであれば、そうしたことを具体的に記す必要があると思います。</p> <p>したがって、《主な取組》として、次の項目(視点)を追加する必要があると思います。</p> <p>●小学部児童の増加に対応した教室不足の解消のための取組の具体化(学校建設、小・中学校分校設置など)</p>	<p>本計画では、知的障害特別支援学校については、「引き続き、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置、校舎の増築など可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していきます。」と記載しています。</p>	C
227	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>(6) 特別支援学校設置基準への対応</p> <p>公布された「特別支援学校設置基準」は、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準として位置づけで策定されています。そして、「設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」と明確に記されています。したがって、設置基準策定以前に設置されている特別支援学校においても、可能な限り速やかに設置基準を満たすように努めることが求められており、「今後、特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、地域の実態に応じた適切な対応に努めます」という表現は、設置基準の趣旨に合致していません。設置基準の趣旨を正確に踏まえて記述していただきたいと思えます。</p> <p>今後新たに建設する特別支援学校はもとより、既存校においてもできるだけ早い時期に設置基準を満たすよう各特別支援学校の施設設備の改善に向けて最大限努力すること、また、教室不足の状況を毎年度調査し、実態把握に努めるとともに特別教室も含めて本来必要な教室が早期に確保できるよう努力するという趣旨で記述される必要があると思います。</p> <p>したがって、《主な取組》は、次のような項目(視点)とする必要があると思います。</p> <p>●特別支援学校設置基準の趣旨を踏まえた計画的な教育環境の整備</p> <p>●転用された特別教室を含む不足教室の調査と解消</p>	<p>特別支援学校設置基準のうち、施設及び設備の規定は、令和5年4月1日から施行されるとともに、現に存するものについては、当分の間、なお従前の例によることができるとされています。あわせて、設置者に対しては、設置基準より低下した状態にならないようにすること、水準の向上を図るよう努めることも規定されています。一方、国の通知によると、制定主旨として、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としたことが記されています。こうしたことから、今後、特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、地域の実態に応じた適切な対応に努めるよう記載したものです。</p>	D
228	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>目標Ⅲ 教育環境の整備</p> <p>(6) 特別支援学校設置基準への対応</p> <p>意見 同項目を譲りながら 具体的な目標がない。</p> <p>地域の実態に応じた適切な対応に努めます。とは何か？先述のように設置基準は既設校には当面適用しないとのことであるが、県ではあくまで本来の設置基準に基づく環境整備計画を具体的に進めるべき。具体的に学校新設計画等を明記せよ。</p>	<p>特別支援学校設置基準のうち、施設及び設備の規定は、令和5年4月1日から施行されるとともに、現に存するものについては、当分の間、なお従前の例によることができるとされています。あわせて、設置者に対しては、設置基準より低下した状態にならないようにすること、水準の向上を図るよう努めることも規定されています。一方、国の通知によると、制定主旨として、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としたことが記されています。こうしたことから、今後、特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、地域の実態に応じた適切な対応に努めるよう記載したものです。</p>	D
229	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>(5) 知的障害特別支援学校</p> <p>環境整備計画P22で示されていた。○県立知的障害特別支援学校 学校別児童生徒数のこれまでの推移の表がカットされています。この資料は経年で知的障害特別支援学校の児童生徒数の状況が一目で分かる貴重な資料なので令和3年度までの推移を資料として必ず掲載するべきだと考えます。併せて学部別の児童生徒数の推移グラフも示すべきです。</p>	<p>障害種別の児童生徒数の推移については、表1「県立特別支援学校児童生徒の推移について」において、過去10年間の児童生徒数を記載しております。</p> <p>なお、学校別児童生徒数の推移は掲載しておりませんが、本計画の通読性等も考慮し、他の統計等を参照することで把握可能な資料は精査しています。</p>	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
230	第2編 目標Ⅲ 施策9	(5)知的障害特別支援学校 知的障害特別支援学校については、「環境整備計画に基づき、戸田かけはし高等特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校を整備した」とあるが、近年、小学部の児童が大幅に増加していることから、高等部段階の対策だけでは不十分ことは明らかであり、そのことに対応した教育環境の整備が求められていることと言及する必要がある。スクールバスや給食のない高校内分校の設置では、既存校の中学部の卒業生の多くは進学することができず、教室不足・過密対策としての効果は薄いと云わざるを得ない。 県有施設等の活用による新設校の設置は少なくとも8校程度、小学部から高等部まで対応した学校として計画的に整備していく必要がある。また、分校は高校内分校に限らず、市町村とも連携して小・中学校等への分校の設置も検討し具体化していく必要がある。「可能性のあるものすべてについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していく」のであれば、そうしたことを具体的に記す必要がある。 《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること ●小学部児童の増加に対応した教室不足の解消のための取組の具体化(学校建設、小・中学校分校設置など)	知的障害特別支援学校については、引き続き、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置、校舎の増築など可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していきます。	C
231	第2編 目標Ⅲ 施策9	(6)特別支援学校設置基準への対応 公布された「特別支援学校設置基準」は、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準として位置づけで策定されている。そして、「設置者は、特別支援学校の編成、施設及び設備等がこの設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」と明確に記されている。したがって、設置基準策定以前に設置されている特別支援学校においても、可能な限り速やかに設置基準を満たすことになるように努めることが求められており、「今後、特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、地域の実態に応じた適切な対応に努めます」という表現は、設置基準の趣旨に合致していない。 今後新たに建設する特別支援学校はもとより、既存校においてもできるだけ早い時期に設置基準を満たすよう各特別支援学校の施設設備の改善に向けて最大限努力すること、また、教室不足の状況を毎年度調査し、実態把握に努めるとともに特別教室も含めて本来必要な教室が早期に確保できるよう努力するという趣旨で記述される必要がある。 《主な取組》は、次の項目(視点)とすること ●特別支援学校設置基準の趣旨を踏まえた計画的な教育環境の整備 ●転用された特別教室を含む不足教室の調査と解消	特別支援学校設置基準のうち、施設及び設備の規定は、令和5年4月1日から施行されるとともに、現に存するものについては、当分の間、なお従前の例によることとされています。あわせて、設置者に対しては、設置基準より低下した状態にならないようにすること、水準の向上を図るよう努めることも規定されています。一方、国の通知によると、制定主旨として、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としたことが記されています。こうしたことから、今後、特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、地域の実態に応じた適切な対応に努めるよう記載したものです。	D
232	第2編 目標Ⅲ 施策9	(7)市町村教育委員会との連携 県南部地域、県東部地域の地域も過密状態にあることから、地域を限定せず、関係市町村教育委員会との連携が必要である。 市町村教育委員会との連携は、市町村立特別支援学校の設置だけでなく、小・中学校等への特別支援学級や特別支援学校分校の設置、県立特別支援学校の設置なども含め、双方向的な協議による連携が重要であることを記述する必要がある。 《主な取組》は、次の項目(視点)とすること ●特別支援学級設置についての働きかけ(大規模支援学級の解消、拠点校方式の見直し) ●市町村立特別支援学校の建設や小・中学校等への特別支援学校分校設置に向けた市町村教育委員会との継続的な協議・連携	知的障害特別支援学校の過密状況への対策のため、児童生徒や保護者に配慮した上で、関係市町村教育委員会と連携し、情報交換や協議を進めます。 その際、いただいた御意見も参考とさせていただきます。	C
233	第2編 目標Ⅲ 施策9	主な取組が①「県東部地域特別支援学校の設置」②「高校内分校」③「校舎の増築」のみ。①はすでにこれまでの3年間の計画です。つまり、これからの計画は②と③のみ。この計画をどうするのが最も重要だったはず。この部分がないので、今回の計画は「教育推進計画」という全体のことを浅く触れるだけのものになってしまったのではないだろうか。せっかく国が設置基準を作成したのだから、それに対応した計画こそ作成すべき。仮に22年度中の作成になっても(時間がかかっても)、しっかりと記した計画をつくるべき。→大変だと思いますがここが踏ん張り所。	御意見として承りました。	E
234	第2編 目標Ⅲ 施策9	加須市在在の児童生徒の中には、宮代特別支援学校と熊谷特別支援学校、どちらも距離が遠い。付近に校肢体不自由特別支援学校を新設することで、児童生徒の負担(同じ姿勢で長時間乗車、スクールバスに乗るために早起きしなくてはならない、オムツに排泄した時に学校に着くまでそのまま待たなければならず、オムツかぶれ等のリスクもある)が軽減される。保護者の負担(児童生徒をスクールバスに乗せるために朝早くに起きなくてはならない。卒業までの12年間続けることは容易ではない。)訪問教育に関しても、自宅までの距離が短ければ、午前2コマ、午後2コマ行うことも可能になるのではないかと。また訪問の教員の負担も軽減される。授業に向かう道中、また帰校する道中、安全運転は必須であるが、距離が長くなればなるほど交通事故のリスクはそれなりに高くなる。事故率もかなり軽減されると考える。 ぜひ、今後の特別支援学校の在り方、そこに通う児童生徒、保護者、そして働く教員のためにも、看護教員の増加、新設設置をよろしく願っています。	いただいた御意見を踏まえ、施策15の主な取組「学校における医療的ケアの実施体制の充実」の取組に当たっては、学校の実情を把握しながら、保護者負担の軽減に取り組むことなどについて記載しております。	C
235	第2編 目標Ⅲ 施策9	本当に必要なことは何かを考えるべきです。2021年9月24日に「特別支援学校設置基準」が制定されました。文科省の「特別支援学校設置基準の公布等について(通知)」では、「設置基準策定以前に設置されている特別支援学校の編成並びに施設及び設備については、当分の間、設置基準によらないことができる」としていますが、現実には早急な設置が必要です。事故が起きないと動けないのでしょうか？ 厳しい現実をもっと知っていたら、と思わずにはいられません。	いただいた御意見の内容も参考として、実施段階において、関連する内容である施策9を推進してまいります。	C
236	第2編 目標Ⅲ 施策9	知的障害特別支援学校の教室不足について、学校によっては非常に厳しい状況である。小中学部単独校の所沢、狭山、川口各特別支援学校においては、喫緊の対策が求められている。新設校の設置や校舎の増築を希望しているが、時間がかかるとかかっている。本計画では、高校内分校の設置だけではなく、小中学部の分校または分教室の設置を急いでいただきたい。	第3章2特別支援学校における教育環境の整備においては、環境整備計画に基づく取組の検証として、目標の設定、目標、令和2年度末時点の達成状況を記載しております。なお、いただいた御意見の内容も参考として、実施段階においては、関連する内容である施策9を推進してまいります。	C
237	第2編 目標Ⅲ 施策9	特別支援学校の設置基準について、策定以前に設置されている特別支援学校の編成、施設、設備について当分の間、設置基準によらないことができるということですが、より早く基準を満たすようにしていただきたい	特別支援学校設置基準に係る対応については、施策9県立特別支援学校における教育環境の整備の(6)において記載しております。	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
238	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備 (5)引き続き、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置、校舎の増築など可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していきます。</p> <p><意見>これ以上特別支援学校を増設することなく、小中学校で学べるようにしていくべき。学校教育法施行令22条の3に該当する児童生徒が認定特別支援学校就学者の基準であると法改正が行われたにもかかわらず、それ以外の児童生徒も特別支援学校へ勧められ、過密状況が生じている。</p>	<p>特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであることから、必要な指導・支援を受けられるよう、施策2において小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実に取り組んでまいります。</p>	D
239	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>・P.40～41 施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備の(5) 知的障害特別支援学校で、「知的障害特別支援学校の在籍児童生徒数の増加」を認識しながらも、主な取り組みは学校建設がすでに決まっている「県東部地域特別支援学校(仮称)の設置」だけなのでしょうか。県内の知的特別支援学校へ巡回相談に行く機会がありますが、教室ではなかった狭い部屋でさえ教室転用しその中に子供たちが詰め込まれている、廊下に机を並べて学習している、トランポリンは週に1回使えばいい方など、県内の知的特別支援学校の現状は言うまでもなく悲惨な状況です。また、P.42で「知的障害特別支援学校における児童生徒の増加については、小学部の増加が最も多く、次いで中学部が増加しています。」と認識しているのであれば、今後も知的特別支援学校の児童生徒が増えていくことは目に見えているはずです。</p> <p>高校内分校の設置や校舎の増築といった小手先だけの取り組みではなく、学校建設が強く求められているのではないのでしょうか。県東部地域特別支援学校(仮称)以外の新校建設を掲げて下さい。新校建設を明記することが難しかったとしても、少なくとも新校建設に向けた取り組みを掲げて下さい。</p>	<p>本計画では、施策9(5)知的障害特別支援学校の本文に記載したとおり、引き続き、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置、校舎の増築など可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していきます。</p>	D
240	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>・P.41 施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備の(6) 特別支援学校設置基準への対応で、主な取り組みとして「特別支援学校設置基準と地域の実態を踏まえた適切な対応」としていますが、設置基準は最低限の基準を示したものであり、特別教室など不十分な点も多くあると思っています。設置基準が策定されたこととはとても重要なことですが、埼玉県としてそこに合わせるのではなく、埼玉県の特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒にとってよりよい環境を整備していくようお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、特別支援学校設置基準は、設置者に対して、設置基準より低下した状態にならないようにすること、水準の向上を図るよう努めることも規定されています。一方、国の通知によると、制定主旨として、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としたことが記されています。こうしたことから、今後、特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、地域の実態に応じた適切な対応に努めてまいります。</p>	D
241	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>設置基準を踏まえて 設置基準への対応については、具体的な基準・水準の引き上げとして視点を明確にすべき 県内の特別支援学校のすべてにおいて、校舎面積未充足校・図書室、自立活動室未設置校について、2021年末に行われた教室不足調査結果分析結果にもとづいて、設置基準未充足率を明らかにして、それを充足させるための整備を何年度を目標におこなうかを計画に盛り込む。 寄宿舎の整備も大変遅れている。寄宿舎教育(生活教育)の意義を位置づけ、社会参加を進める視点での寄宿舎の条件整備についても計画に反映させる。</p>	<p>特別支援学校設置基準のうち、施設及び設備の規定は、令和5年4月1日から施行されるとともに、現に存するものについては、当分の間、なお従前の例によることができるとされています。あわせて、設置者に対しては、設置基準より低下した状態にならないようにすること、水準の向上を図るよう努めることも規定されています。一方、国の通知によると、制定主旨として、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としたことが記されています。こうしたことから、今後、特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、地域の実態に応じた適切な対応に努めるよう記載したものです。</p>	D
242	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>・施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備(P39～44)について 2021年9月24日に「特別支援学校設置基準」が制定され、「可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めること」とあります。 多くの特別支援学校で、設置基準の面積基準を満たしておりません。是非とも、この現状を解決するための具体的な「施策」をお願い致します。</p>	<p>特別支援学校設置基準のうち、施設及び設備の規定は、令和5年4月1日から施行されるとともに、現に存するものについては、当分の間、なお従前の例によることができるとされています。あわせて、設置者に対しては、設置基準より低下した状態にならないようにすること、水準の向上を図るよう努めることも規定されています。一方、国の通知によると、制定主旨として、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としたことが記されています。こうしたことから、今後、特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、地域の実態に応じた適切な対応に努めるよう記載したものです。</p>	D
243	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>P41 (6)の「地域の実態」には「既設の学校も含めて地域の実態に応じて」 理由 設置基準は新設校だけでなく教育環境を改善してほしいから</p>	<p>国が制定した「特別支援学校設置基準」は既存校も対象としております。施策9(6)の主な取組「特別支援学校設置基準と地域の実態を踏まえた適切な対応」には御提案の趣旨は含まれております。</p>	C
244	第2編 目標Ⅲ 施策9	<p>P41 (7)「協議を進めます。」を「協議と協力(申し出を受けることを含む)を進めます。」に 理由 県と川口市が新設校設置のため話だけでなく実際に助け合ってほしい。</p>	<p>御提案の趣旨については、施策9(7)市町村教育委員会との連携の取組を進める中で参考とさせていただきます。</p>	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
245	第2編 目標Ⅲ 施策9	特別支援学校設置基準に基づいて、教室不足が解消されるよう、抜本的な解消策を示してください。小中学部の児童生徒は、増加が続いているので、高校内分校や校舎の増築などでは、不十分です。抜本的な解消策を示してください。	特別支援学校設置基準のうち、施設及び設備の規定は、令和5年4月1日から施行されるとともに、現に存するものについては、当分の間、なお従前の例によることができるとされています。あわせて、設置者に対しては、設置基準より低下した状態にならないようにすること、水準の向上を図るよう努めることも規定されています。一方、国の通知によると、制定主旨として、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としたことが記されています。こうしたことから、今後、特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、地域の実態に応じた適切な対応に努めるよう記載したものです。	D
246	第2編 目標Ⅲ 施策9	県立特別支援学校児童生徒数の推移について 表1・表2はもう少し長い経過を追った資料とする必要があります。また、この間の増加が著しく、県としても過密・教室不足が喫緊の課題としている知的障害特別支援学校については、各学校の児童生徒数の推移を学部別に示す資料も必要だと思います。少なくとも県が「教室不足対策事業」として2校の高等養護学校(さいたま桜・羽生ふじ)を開設させた2007年度以降の推移を見ていく必要があります。2007年度は特別支援教育元年であり、すでにこの時点で「教室不足」が深刻化しはじめていたわけであり、「対策事業」に始まり「環境整備計画」までの県の対策により、どのような経過をたどり、どこに課題があるのかが明確になるのではないのでしょうか。知的障害養護学校(現在の特別支援学校)の教室不足は2000年代の前半から深刻化してきました。当時は200人を超える大規模校と呼ばれ、「教室不足」への対策が必要だと言う声が大きくなっていました。埼玉県はそうした関係者・県民の願いに応じて「教室不足対策事業」を実施し、2007年度のさいたま桜と羽生ふじを皮切りに、20013年度の草加かみやき特別支援学校の開校まで、高等部単独校2校、高校内分校3校、小中高に対応した特別支援学校4校(東西南北に各1校)を開設させました。2007年度当時、私は和光南養護学校に勤務していました。当時としては県下の大規模校でしたが、その在籍者数は243人でした。2007年度は200人を超える知的障害の県立学校は8校でした。それが2021年度は200人以下の知的障害特別支援学校は、26校中わずかに8校で、6校は300人を超える超大規模校となりました。しかし、2013年度開校の草加かみやき特別支援学校以降に開校した学校は、高等部単独校2校および高校内分校1校と高等部対象校のみであることからすると、少なくとも表2は2013年度以降の推移を、できれば学校別に示すことが必要だと思います。2013年度と2021年度の在籍数を比較すると高等部は1.09倍なのに対して、中学部は1.33倍、小学部は実に1.70倍と激増しています。県がこの間すすめてきた高等部単独校や高校内分校の建設・設置は「処方箋違い」であったと言わざるを得ません。しかも、今後も2023年に旧岩槻特別支援学校跡地に開校予定の県東部地域特別支援学校(仮称)が小学部から高等部までを対象としていることを除いては、新設が予定されているのは高校内分校6校と高等部対策が中心になっています。対策のスピードや規模の問題はもとより、現在すすめられている高等部を中心とした対策では、教室不足の抜本的解決は困難であり、小学部から高等部までを対象とした知的障害特別支援学校を計画的に新設する必要があることは明らかです。連続性のある「多様な学びの場」や特別支援教育のセンター的機能の要である特別支援学校の過大・過密、教室不足の抜本的な解決の道筋が示されなければ、特別支援教育の「推進」はあり得ないと思います。「推進計画」の中に特別支援学校の過大・過密、教室不足問題をスピード感をもって計画的に解決していくための道筋を明確にしていきたいと強く願います。	掲載した表については、表1が県立特別支援学校児童生徒の過去10年間の推移、表2が県立知的障害特別支援学校の学部別児童生徒数の過去4年間の推移を示しております。本計画においては、これら過去からの推移及び表3にある将来に向けた推計等を踏まえて、特別支援学校における教育環境の整備に努めるよう施策や取組を記載しています。	D
247	第2編 目標Ⅲ 施策9	[県立特別支援学校児童生徒の推移について]のグラフ[表1]と[表2]はともにR3年度までのものですが、環境整備計画では、知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移はH40(R10年)まで示されていました。今後の児童生徒数の推移を推計値として今後10年間程度は示すべきではないでしょうか。特に[表2]では、H30とR3の比較で、高等部は48名減ですが、小学部は392名の増加です。小学部が増加している現状に対応する施策についてP40(5)知的障害特別支援学校の部分でも何も触られていません。高等部対応の施策だけでは解決できません。	県立知的障害特別支援学校の児童生徒数については、表3「県立知的障害特別支援学校児童生徒数の推計」で令和13年度まで示しております。なお、知的障害特別支援学校の児童生徒数が増加しておりますが、学部別の状況も表2で掲載しているとおり認識しております。その上で、施策9(5)に記載した知的障害特別支援学校の整備を図ることとしております。	B
248	第2編 目標Ⅲ 施策9	県立特別支援学校児童生徒数の推移について 表1・表2はもう少し長い経過を追った資料とすること、また、知的障害特別支援学校については各学校の児童生徒数の推移を学部別に示す必要がある。少なくとも県が「教室不足対策事業」として2校の高等養護学校(さいたま桜・羽生ふじ)を開設させた2007年度以降の推移を見ていく必要がある。2007年度は特別支援教育元年であり、すでにこの時点で「教室不足」が深刻化しはじめていたわけであり、「対策事業」に始まり「環境整備計画」までの県の対策により、どのような経過をたどり、どこに課題があるのか明確になるはずである。埼玉教は11・12の有識者等意見交換会にそうした図表を示して意見を述べてきたところであり、その経緯を県として尊重していただきたい。「教室不足対策事業」として最後(2013年度)に開校した草加かみやき特別支援学校以降に開校した学校は、高等部単独校2校および高校内分校1校と高等部対象校のみであり、今後も2023年に旧岩槻特別支援学校跡地に開校予定の県東部地域特別支援学校(仮称)が小学部から高等部までを対象としていることを除いては、新設が予定されているのは高校内分校6校と高等部対策が中心になっている。しかし、2013年度以降の学部別の推移をみれば明らかのように、高等部は1.09倍なのに対して、中学部は1.33倍、小学部は実に1.70倍と激増しています。現在すすめられている高等部を中心とした対策では、教室不足の抜本的解決は困難であることは明らかであり、小学部から高等部までを対象とした知的障害特別支援学校を計画的に新設する必要がある。	掲載した表については、表1が県立特別支援学校児童生徒の過去10年間の推移、表2が県立知的障害特別支援学校の学部別児童生徒数の過去4年間の推移を示しております。本計画においては、これら過去からの推移及び表3にある将来に向けた推計等を踏まえて、特別支援学校における教育環境の整備に努めるよう施策や取組を記載しています。	D
249	第2編 目標Ⅲ 施策9	児童生徒数の推計 知的障害特別支援学校全体の推計ではなく、地域別および学校ごとの推計を示す必要があります。また、各学校では、この間の教室不足の状況の中で多くの特別教室を普通教室に転用してきました。転用された特別教室の種類や数などを明らかにし、それらを還元させた上で各学校が現実的に受け入れられる規模(=受け入れ想定規模(最大規模ではなく、開校当初の想定規模))をあわせて示す必要があります。P44の表5は地域別の受入規模とあわせて学校ごとの過密状況を示すことで、どの地域にどの校種の学校の新設等が必要なかが明確になると思います。	表5において、地域別の受入規模及び児童生徒数の推計を示しております。本計画においては、これらを踏まえ、特別支援学校における教育環境の整備に努めるよう施策や取組を記載しています。	D
250	第2編 目標Ⅲ 施策9	児童生徒数の推計 知的障害特別支援学校全体の推計ではなく、地域別および学校ごとの推計を示す必要がある。また、各学校の受け入れ想定規模(最大規模ではなく、開校当初の想定規模)をあわせて示し、P44には地域別の受入規模とあわせて学校ごとの過密状況を示すことで、どの地域にどの校種の学校の新設等が必要なかが明確になるはずである。	表5において、地域別の受入規模及び児童生徒数の推計を示しております。本計画においては、これらを踏まえ、特別支援学校における教育環境の整備に努めるよう施策や取組を記載しています。	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
251	第2編 目標Ⅲ 施策9	計画期間中における特別支援学校の整備について 表4に示されているのは、現段階で計画が進行中のものばかりです。「高校内分校」と「校舎の増築」については、「今後の高校内分校の設置」や「今後の校舎の増築」は「引き続き検討」と示されているのに、「新設校」はすでに明らかにされている県東部地域特別支援学校(仮称)がR5年度に開校する以外は「引き続き検討」の文字すらありません。これでは検討すらしないということになり、推進計画には値しないと思います。「可能性のあるもの全てについて検討」というのであれば、「新設校」はもちろん給食やスクールバスのある「高校内分校」の設置、「小中学校等への分校」の設置等についても「検討」していくことを明確に記していただきたいと思います。 「計画期間終了後についても、引き続き、特別支援学校の整備を計画的に進める必要があります」と記されたことは評価します。しかし、表5に「地域別の児童生徒数の受入規模」が示されていますが、この受入規模は最大数であり、各学校の教室数に定員一杯(小中学部であれば6人、高等部は8人)まで受け入れることを想定した人数だと思われる。 特別支援学校の場合、すべての学級が定員一杯になることは想定し難く、また、重複学級は小中学部、高等部ともに定員は3人であり、少なくとも重複学級が一定数あることを勧奨する必要があります。さらに、各学校では教室不足の中で多くの特別教室を普通教室に転用してきており、それを復元させた上(開校当初の状態)での受入規模を示す必要があると思います。そうした本来の受入規模(=「受入想定規模」)に対して、各学校がどれだけ過密な状況になっているのかを示した上で、どの地域にどういった規模の学校の新設等が必要なのかを示す必要があります。「推進計画」というからには、そうした具体的な計画を示すことが求められていると思います。	表5において、地域別の受入規模及び児童生徒数の推計を示しております。本計画においては、これらを踏まえ、特別支援学校における教育環境の整備に努めるよう施策や取組を記載しています。 なお、表4において、検討を終えたものについては、具体的な記載に改めています。	D
252	第2編 目標Ⅲ 施策9 第3編 第2章	〔計画期間中における特別支援学校の整備について〕 所沢おおぞら特別支援学校は、全校で300名超、小学部100名超です。来年もスクールバス増便が予定され、多目的室を教室に転用する検討がされています。小学部低学年生が4階の音楽室まで行かなければなりません。 西部地区R6年度において受入規模一児童生徒数=179名。 179名受入規模を上まわります。 第3編埼玉県特別支援教育推進計画進行管理第2章指標の設定P.53によると西部地区は狭山清陵高校内分校開校しか該当せず、児童生徒数増加が解消しません。 福岡高校跡地に小中又は小中高の知的障害特別支援学校を設置してほしいです。	本計画では、知的障害特別支援学校については、「引き続き、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置、校舎の増築など可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していきます。」と記載しています。 なお、第3編第2章に掲載した指標において、検討を終えた西部地区の高校内分校として、新座柳瀬高校内分校(仮称)を追記しています。	D
253	第2編 目標Ⅲ 施策9	〔表4〕 計画期間中における特別支援学校の整備計画で、新設校の部分に引き続き検討の一がありませんが、期間中は全く検討しないことを示しているのでしょうか。これまで、「あらゆる方策を検討する」と県教委が言ってきたことと大きく矛盾します。	表4において、計画策定までに検討を終えたものは、記載を追加しています。 なお、新設校の設置も含めて、可能性のあるものについては、引き続き検討してまいります。	D
254	第2編 目標Ⅲ 施策9	〔表5〕 地域別の児童生徒数の受け入れ規模の一覧表がR3年度とR6年度の比較で出ていますが、環境整備計画では示されていた過密状況の欄がカットされています。それぞれ過密状況の欄を作り、どのように改善されたのか分かる表にして頂きたいと思います。	表5において、地域別の知的障害特別支援学校の児童生徒数と受入規模について記載しております。過密状況はその差分となっておりますが、欄を追加すると文字が小さくなり判読が困難となるため、省略しております。	D
255	第2編 目標Ⅲ 施策9	計画期間中における特別支援学校の整備について 表4に示されているのは、現段階で計画が進行中のものであり、「高校内分校」と「校舎の増築」については、「今後の高校内分校の設置」や「今後の校舎の増築」は「引き続き検討」と示されているのに、「新設校」はすでに明らかにされている県東部地域特別支援学校(仮称)がR5年度に開校する以外は「引き続き検討」の文字すらありません。これでは検討すらしないということになり、推進計画には値しないのではないかと。「可能性のあるもの全てについて検討」というのであれば、「新設校」はもちろん「小中学校等への分校の設置」等についても「検討」していくことを明確に記す必要がある。 「計画期間終了後についても、引き続き、特別支援学校の整備を計画的に進める必要があります」と記されたことは評価したい。しかし、表5に「地域別の児童生徒数の受入規模」が示されているが、この受入規模は最大数であり、各学校の教室数に定員一杯(小中学部であれば6人、高等部は8人)まで受け入れることを想定した人数だと思われる(違うのであれば、「意見募集案内」の「4 意見の取り扱い」(2)に「いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します」としていることを踏まえ、明確に答えていただきたい)。特別支援学校の場合、すべての学級が定員一杯になることは想定し難く、また、重複学級は小中学部、高等部ともに定員は3人であり、少なくとも重複学級数の平均値(県立特別支援学校にどの程度の割合で重複学級があるのか)を勧奨する必要がある。さらに、各学校では教室不足の中で多くの特別教室を普通教室に転用してきており、それを復元させた上(開校当初の状態)での受入規模を示す必要がある。そうした本来の受入規模(=「受入想定規模」)に対して、各学校がどれだけ過密な状況になっているのかを示した上で、どの地域にどういった規模の学校の新設等が必要なのかを示すことが重要である。「推進計画」というからには、そうした具体的な計画を示すことが求められている。	表4において、検討を終えたものについては、具体的な記載に改めています。 また、表5において、地域別の受入規模及び児童生徒数の推計を示しております。本計画においては、これらを踏まえ、特別支援学校における教育環境の整備に努めるよう施策や取組を記載しています。	D
256	第2編 目標Ⅲ 施策9	P44 新設校に県南部地域特別支援学校(肢体不自由併置校)も 理由 既設校として川口特別支援学校があり新設校として戸田かけはし高等特別支援学校ができたが、それでも南部の知的障害、肢体不自由児の教育環境が改善されないため。	南部地域における知的障害特別支援学校の児童生徒が増加していることは認識しております。 本計画では、施策9(5)知的障害特別支援学校の本文において、「県有施設等の活用による新設校の設置」も含め、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していきます。」と記載しております。	D
257	第2編 目標Ⅲ 施策10	施策10 県立高等学校における教育環境の整備 …拠点校を中心に大学教員や臨床心理士などの専門家による巡回支援を行い… 意見 巡回支援では間に合わない。専任スタッフの配置を順次行うよう明記せよ。	県立高等学校における特別支援教育を推進するため、施策10においては、主な取組として「特別な配慮や支援を必要とする生徒のための校内の支援体制整備」と「高等学校拠点校巡回支援の充実」を記載しております。 他の関連する施策も含めて、県立高等学校における特別支援教育を充実してまいります。	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
258	第2編 目標Ⅲ 施策10	<p>施策10 県立高等学校における教育環境の整備</p> <p>(1)通級による指導の推進</p> <p>通級による指導の実施により、学校及び教職員の多忙化に拍車がかかることがないよう、必要な人的・物的教育環境の整備をすすめることを明記する必要があると思います。</p> <p>したがって、《主な取組》として、次の項目(視点)を追加する必要があります。</p> <p>●通級による指導の導入に必要な人的・物的な教育環境の整備</p>	<p>通級による指導については、平成30年度からの2年間、研究モデル校4校において指導体制や指導内容の研究、必要な教材等の整備を行ってまいりました。令和2年度から、研究モデル校は通級拠点校とし、新たに推進校2校を加えて、指導体制や指導内容等、通級指導の研究を行っております。</p> <p>加えて、連携する特別支援学校の教員が定期的に訪問して、通級指定校の教員に対して指導助言を行うとともに、臨床心理士等の専門家を派遣しての指導助言も行っております。</p> <p>今後も引き続き、発達障害の生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、取り組んでまいります。</p> <p>なお、教員の加配措置については、引き続き国に対して要望してまいります。</p>	D
259	第2編 目標Ⅲ 施策10	<p>(2)指導・支援体制の充実</p> <p>指導・支援体制の充実のとりにくみを進めるにあたり、学校現場の多忙化解消、教職員の負担軽減の観点から様々な業務の見直しを進める必要があることを明記する必要があると思います。</p> <p>したがって、《主な取組》として、次の項目(視点)を追加する必要があります。</p> <p>●教職員の総業務量の削減</p>	<p>本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、御意見としていただいている内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、各施策を推進してまいります。</p> <p>なお、通級による指導については、連携する特別支援学校の教員が定期的に訪問して、通級指定校の教員に対して指導助言を行うとともに、臨床心理士等の専門家を派遣しての指導助言を行っております。</p> <p>今後も引き続き、発達障害の生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に努めてまいります。</p>	D
260	第2編 目標Ⅲ 施策10	<p>施策10 県立高等学校における教育環境の整備</p> <p>(1)通級による指導の推進</p> <p>通級による指導の実施により、学校及び教職員の多忙化に拍車がかかることがないよう、必要な人的・物的教育環境の整備をすすめることを明記する必要がある。</p> <p>《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること</p> <p>●通級による指導の導入に必要な人的・物的な教育環境の整備</p>	<p>通級による指導については、平成30年度からの2年間、研究モデル校4校において指導体制や指導内容の研究、必要な教材等の整備を行ってまいりました。令和2年度から、研究モデル校は通級拠点校とし、新たに推進校2校を加えて、指導体制や指導内容等、通級指導の研究を行っております。</p> <p>加えて、連携する特別支援学校の教員が定期的に訪問して、通級指定校の教員に対して指導助言を行うとともに、臨床心理士等の専門家を派遣しての指導助言も行っております。</p> <p>今後も引き続き、発達障害の生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、取り組んでまいります。</p> <p>なお、教員の加配措置については、引き続き国に対して要望してまいります。</p>	D
261	第2編 目標Ⅲ 施策10	<p>施策10 県立高等学校における教育環境の整備</p> <p>(2)指導・支援体制の充実</p> <p>指導・支援体制の充実のとりにくみを進めるにあたり、学校現場の多忙化解消、教職員の負担軽減の観点から様々な業務の見直しを進める必要があることを明記する。</p> <p>《主な取組》として、次の項目(視点)を追加すること</p> <p>●教職員の総業務量の削減</p>	<p>本計画につきましては、特別支援教育を総合的に推進するための個別計画であることから、御意見としていただいている内容は記載しておりませんが、実施段階においては「学校における働き方改革基本方針」を踏まえつつ、各施策を推進してまいります。</p> <p>なお、通級による指導については、連携する特別支援学校の教員が定期的に訪問して、通級指定校の教員に対して指導助言を行うとともに、臨床心理士等の専門家を派遣しての指導助言を行っております。</p> <p>今後も引き続き、発達障害の生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、取り組んでまいります。</p>	D
262	第2編 目標Ⅲ 施策10	<p>施策10 県立高等学校における教育環境の整備においても、困み記述が通級だけになっているが、埼玉県では知的な障害のある生徒も含めて県立高等学校に進学卒業してきた実績もあることから、それについても記述すべき。</p> <p>その上で、説明本文も(1)通級による指導の推進ではなく、(1)共に学び育つための教育環境の整備を最初にあげ、その次に(2)通級による指導の推進、とすべき</p>	<p>いただいた御意見については、施策10(2)の主な取組「特別な配慮や支援を必要とする生徒のための校内の支援体制整備」等を進める中で参考とさせていただきます。</p>	C
263	第2編 目標Ⅲ 施策10	<p>施策10 県立高等学校における教育環境の整備</p> <p>(1)通級による指導</p> <p>(2)指導・支援体制の充実</p> <p><意見></p> <p>障害のある生徒の受け入れを進めるため、通常の学級の指導・支援体制の充実を第1に教育環境の整備をすべき。生徒の年齢も考慮して通級といった取り出しの教育ではなく、他の生徒とのかかわりの中で社会性を身に付けていけるようにすべき</p>	<p>通級による指導については、平成30年度からの2年間、研究モデル校4校において指導体制や指導内容の研究、必要な教材等の整備を行ってまいりました。令和2年度から、研究モデル校は通級拠点校とし、新たに推進校2校を加えて、指導体制や指導内容等、通級指導の研究を行っております。</p> <p>また、各県立高校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、その学校在籍の教員を特別支援教育コーディネーターとしております。特別支援学校のコーディネーターと連携を図り、当該生徒への支援アドバイスや教職員向けの校内研修会等を実施しております。</p> <p>引き続き、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、取り組んでまいります。</p>	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
264	第2編 目標Ⅲ 施策11	施策11 学校施設のバリアフリー化の推進 (1)県立学校施設のバリアフリー化 県立学校においては、特別支援学校や障害を有する生徒が在籍し必要とする高等学校へのエレベーターの設置を進めてきた経緯もあるので、引き続き推進することを記述する必要がある。	県立学校へのエレベーターの設置は計画的に整備を進めているところです。引き続き、エレベーターの設置を推進してまいります。	B
265	第2編 目標Ⅲ 施策11	施策11 学校施設のバリアフリー化の推進 (2)公立小・中学校等施設のバリアフリー化 県として市町村に対して「情報提供」を行い「支援」するだけでなく、連携して公立小・中学校等のバリアフリー化を推進する姿勢を記述する必要がある。	市町村立学校のバリアフリー化については、それぞれの設置者が判断することと考えております。県としては、いただいた御意見を踏まえ、バリアフリー化が促進されるよう国の補助金の活用など適切な情報提供を行い、必要な支援を行ってまいります。	B
266	第2編 目標Ⅳ 施策11	施策11 学校施設のバリアフリー化の推進 バリアフリー基準適合義務の対象となる施設に公立小・中学校等が追加されたことなどを踏まえて、県立学校施設においてもバリアフリー化を進めるとともに、公立小・中学校等施設のバリアフリー化を支援します。 ＜意見＞ バリアフリー化の加速化を進め、エレベーターの設置に努めるを追加	県立学校施設のバリアフリー化についてはこれまで、スロープや多目的トイレなどの整備に取り組んでおり、エレベーターの設置については、計画的に進めております。今後もエレベーターの設置も含めた学校施設のバリアフリー化に引き続き取り組んでまいります。 なお、市町村立学校については、エレベーターの設置も含めたバリアフリー化が促進されるよう国の補助金の活用など適切な情報提供を行い必要な支援を行ってまいります。	B
267	第2編 目標Ⅳ 施策11	P46「市町村に対して情報提供を行い、」の次に「各自治体のバリアフリーについての進み具合を公表し、」の文言を入れる理由 他市の進み具合について公開されることによって参考にでき進めることができるから	学校施設のバリアフリーに関する調査については、市町村別の調査結果を公表しております。市町村が整備を進めるにあたって参考にさせていただければと考えております。	B
268	第2編 目標Ⅳ 施策12	施策12 就学前の連携 ・就学前のどういふ状態の子どもたち(在宅、保育所、幼稚園、母子通園施設など)を想定しているのかわからない表記になっています。	本計画は、第1章1(2)計画の位置づけに記載したとおり、公立学校を対象としております。	E
269	第2編 目標Ⅳ 施策12	施策12 就学前の連携 (1)早期からの関係機関等との連携 「特別な配慮や支援が必要な子供」が「発達障害」を含むことを分かりやすく示す必要がある。また、囲みの中と(1)の冒頭の表記が異なっているため、「特別な配慮や支援が必要な子供」に統一する必要がある。	いただいた御意見を踏まえ、(1)の表記を「特別な配慮や支援が必要」と修正します。	A
270	第2編 目標Ⅳ 施策12	(2)保護者への適切な情報提供 情報提供を図るとともに、相談体制の充実に努めることを明確に示す必要がある。 ＜主な取組＞の修正 ●支援のための相談窓口の周知及び相談体制の充実	施策12就学前の連携の実施にあたっては、いただいた御意見も参考とさせていただきます。	C
271	第2編 目標Ⅳ 施策12	P47「適切な情報提供」を「適切な情報提供と関係機関への提言」 2か所ある「情報提供を図ります。」に加えて「とともに悩んでいることに対する支援方策を教育委員会や関係機関に提言します。」 理由 情報提供だけでなく相談者にとってははがかりする結果に終わることが多い。具体的な方策を提言し改善することこそ相談者に安心してもらうことに通じる。」	いただいた御意見も参考にしながら、施策12「就学前の連携」について取り組んでまいります。	C
272	第2編 目標Ⅳ 施策13	施策13 在学中の連携 (4)地域との連携 「特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの設置推進」ということが唐突に出てきていますが、埼玉県では「学校自己評価システム」がその役割を十分に果たしているため、新たにコミュニティ・スクールの設置を推進するのではなく、学校自己評価システムを原則通りに機能させることが重要だと思います。 また、特別支援学校のセンター的機能を充実させるためには、そのための条件整備が不可欠であり、現在のような学校が過大・過密化した状況では、教職員も不足しており(「標準法」では学校規模が大きくなり学級数が増えるほど、教職員の配置割合が悪くなる)、学校と教職員の自己犠牲的な努力によって何とかセンター的機能を果たしているのが実情です。「センター的機能の充実」を掲げるのであれば、そのための条件整備もあわせて検討し推進していただきたいと思います。学校現場の努力ではまずでどうすることもできないような状況にあり、「推進計画」というのであれば、推進のための具体的な環境や条件の整備を示していただきたいと思います。 したがって、＜主な取組＞は次のように修正・加筆する必要があると思います。 ●特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの設置推進 一学校自己評価システムにおける学校評価懇話会の充実 ●特別支援学校におけるセンター的機能の充実とそのための条件整備	コミュニティ・スクールの設置は地域との連携を推進するために有効な取組と考えています。なお、いただいた御意見も参考として、施策3(5)特別支援学校におけるセンター的機能の充実にも努めてまいります。	C
273	第2編 目標Ⅳ 施策13	施策13 在学中の連携 ・どこに在学している幼児、児童、生徒を対象に記述しているのかわからない表記になっています。 (4)地域との連携 ＜主な取組＞ ●特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの設置推進 ⇒ などの新たな施策ではなく、現在の学校自己評価システムでの学校評価懇話会の充実・発展などによる地域支援ネットワーク作りのほうが実効性があり、スムーズであると考えます。	本計画は、第1章1(2)計画の位置づけに記載したとおり、公立学校を対象としております。 なお、施策13(4)の主な取組「特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの設置推進」は、地域との連携を推進するために有効な取組と考え記載しています。	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
274	第2編 目標IV 施策13	<p>施策13 在学中の連携 (4)地域との連携 「特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの設置推進」とあるが、埼玉県では「学校自己評価システム」がその役割を十分に果たしているため、新たにコミュニティ・スクールの設置を推進するのではなく、学校自己評価システムを原則通りに機能させることが重要である。</p> <p>また、特別支援学校のセンター的機能を充実させるためには、そのための条件整備が不可欠であり、現在のような学校が過大・過密化した状況では、教職員も不足しており、「標準法」では学校規模が大きくなり学級数が増えるほど、教職員の配置割合が悪くなる)、学校と教職員の自己犠牲的な努力によって何とかセンター的機能を果たしているのが実情である。「センター的機能の充実」を掲げるのであれば、そのための条件整備もあわせて検討し推進する必要がある。</p> <p>《主な取組》の修正 ●特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの設置推進 一学校自己評価システムにおける学校評価懇話会の充実 ●特別支援学校におけるセンター的機能の充実とそのための条件整備</p>	<p>コミュニティ・スクールの設置は地域との連携を推進するために有効な取組と考えています。なお、いただいた御意見も参考として、施策3(5)特別支援学校におけるセンター的機能の充実にも努めてまいります。</p>	C
275	第2編 目標IV 施策13	<p>49ページ コミュニティ・スクールについては、特別支援学校においては必要ない。その施策を学校におしつけてはならない。学校の中身を外部化し、学校自己評価システムにもとづいた、学校評価懇話会こそを充実すべきである。 生徒の主権者教育を拡充する意味でも懇話会を発展継承すべきである。</p>	<p>コミュニティ・スクールの設置は地域との連携を推進するために有効な取組と考え、本計画の施策13(4)地域との連携の取組として記載しています。</p>	D
276	第2編 目標IV 施策14	<p>施策14 卒業後の連携 (1)就労関係機関との連携 埼玉県では一般就労を希望し、それが実現できなかった特別支援学校の卒業生に対して、「チームびかびか」のとりくみを行っています。こうしたとりくみを県庁や教育センターだけでなく、十分な人的・物的環境を整備した上で特別支援学校をはじめとした県立学校等へも広げていくことが重要だと考えます。特別支援学校への導入は、在校生にとってもロールモデルにもなり、県立高校等への導入は障害者理解につながると考えます。</p>	<p>「チームびかびか」の取組は、県立学校にも周知し、業務の一部として、既の実施しているものもありますが、施策14の主な取組「地域の就労機関と連携した卒業後の支援体制づくり」の取組を進める中で、引き続き取り組んでまいります。</p>	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
277	第2編 目標IV 施策15	(1)学校における医療的ケア実施体制の充実 ・第2段階(具体的には、関係する医師、担任・・・などが連携し、必要な支援を行います。とありますが現在でもすでに行っていること)の記述です。現在の医療的ケアが看護教員、看護師のキャパシティを超えている現状認識とそれに対する対応策がありません。また、医ケアルームの不足など条件整備も整っていません。これらに対する対応策も一切記述がありません。 ・保護者負担は通学時のみではありません。学校滞滞時における保護者付き添いなどに関して全く言及されていません。 《主な取組》 ● 医療的ケアの実施体制の充実 ⇒ 大まかすぎてとりくみにならないと思います。(具体的に充実のための方策を記述すべきです)	いただいた御意見を踏まえ、施策15(1)学校における医療的ケア実施体制の充実に、人工呼吸器管理に関するモデルケースの実施について加筆し、修正を行いました。	A
278	第2編 目標IV 施策14	(2)生涯学習や余暇活動の充実 アスリートや芸術家等の外部講師を招いて授業を実施とあります。もちろんそのように取り組んでいただくことは推奨します。しかし障害の重い児童生徒には難しい授業になる可能性もあります。ぜひ、すべての児童生徒に還元できる芸術鑑賞会やワークショップ等を毎年開催するような計画を立てて下さい。生涯学習ステーションを活用した情報発信とありますが、一人で生涯学習ステーションに行くことができる卒業生はほんの一部です。多くの卒業生の余暇の過ごし方は、保護者に委ねられています。特に障害の重い卒業生はなおさらです。移動支援等を利用したとしても、支援員と1対1で過ごす内容が多いのが実情です。特に障害の重い卒業生はなおさらです。移動支援等を利用したとしても、支援員と1対1で過ごす内容が多いのが実情です。余暇の充実を図るためには、障害を持った方が、保護者以外の方とともに、出かけられるような制度面を充実させること。そして障害を持つ方々も参加できるようなサークルの場を、補助金等をだして地域に増やしていく取り組みについても言及して下さい。生涯学習ステーションについても、実際に、どの地域にどのような設置がされ、どのような取り組みがされているのが説明して下さい。	本計画については、公立学校における特別支援教育を推進するものであることから、施策14(2)「生涯学習や余暇活動の充実」の実施に当たっては、関係機関との連携に努めてまいります。なお、同頁に記載した生涯学習ステーションは、生涯学習活動を支援するための県のホームページです。県内の指導者やイベント、講座などの生涯学習に関する情報を発信してまいります。	D
279	第2編 目標IV 施策14	施策14 卒業後の連携 (1)就労関係機関との連携 埼玉県では一般就労を希望し、それが実現できなかった特別支援学校の卒業生に対して、「チームぴかぴか」のとりくみを行っている。こうしたとりくみを県庁や教育センターだけでなく、十分な人的・物的環境を整備した上で特別支援学校をはじめとした県立学校等へも広げていくことが重要である。	「チームぴかぴか」の取組は、県立学校にも周知し、業務の一部として、既に実施しているものもありますが、施策14の主な取組「地域の就労機関と連携した卒業後の支援体制づくり」の取組を進める中で、引き続き取り組んでまいります。	D
280	第2編 目標IV 施策14	進路指導に関して・・・p.50 準ずる教育を受ける生徒が卒業する盲学校において、卒業後の進路は就労だけでなく進学もあります。視覚障害のある生徒が進学をする際には、学習環境の整備や通学環境の整備等様々な支援が必要であり、センター的機能を果たす特別支援学校においては、卒業後の生徒の支援も行っています。この計画では進学について何も触れられていないこと、卒業後の支援にも教職員が多くなる労力をかけていることへの具体的な改善や支援体制の充実に関する計画を示してください。	いただいた御意見、進学での支援について承知しております。埼玉県の特別支援教育の推進のため、今後の行政業務の参考とさせていただきます。	E
281	第2編 目標IV 施策14	(5)進路指導に関して・・・p.50 準ずる教育を受ける生徒が卒業する盲学校において、卒業後の進路は就労だけでなく進学もあります。視覚障害のある生徒が進学をする際には、学習環境の整備や通学環境の整備等様々な支援が必要であり、センター的機能を果たす特別支援学校においては、卒業後の生徒の支援も行っています。この計画では進学について何も触れられていないこと、卒業後の支援にも教職員が多くなる労力をかけていることへの具体的な改善や支援体制の充実に関する計画が一言も書かれていないことは問題です。計画として示してください。	いただいた御意見、進学での支援について承知しております。埼玉県の特別支援教育の推進のため、今後の行政業務の参考とさせていただきます。	E
282	第2編 目標IV 施策14	生涯学習 障害のある子ども・青年の生涯学習の推進は埼玉県教育基本計画の中の柱の1つである。にもかかわらず、「生涯学習ステーション」しか手立てが書かれていない。まず「生涯学習ステーション」の事業の内容が障害のある子どもや青年の地域生活に即した内容にするために充実させる手立てを明記する。その「生涯学習ステーション」を活用する際も、サポートが必要なので活用するにあたっての福祉との連携などの視点も盛り込む。さらに、高等部卒業後の「学ぶ機会」の保障は重要課題である。特別支援学校に2年間もしくは3年間の専攻科の設置も計画に位置付ける。さらに生涯にわたってさまざまな地域生活の中での学習の機会の保障を記述する。	いただいた御意見を参考に、埼玉県の特別支援教育の推進のため、施策14卒業後の連携について取り組んでまいります。	C
283	第2編 目標IV 施策14	・施策14 卒業後の連携(P50)について余暇の充実を図るために、障害を持った方が、保護者以外の方と共に出かけられるような社会資源を作ってください。障害を持つ方々も参加できるようなサークルの場を、補助金などを出して地域に増やしてください。	いただいた御意見について記載は困難ですが、特別支援教育の推進のため、施策14卒業後の連携に取り組んでまいります。	D
284	第2編 目標IV 施策15	2. 医療的ケア児の保護者の負担軽減 ・現状のシステムだと保護者の離職につながるため、保護者の付き添い期間を可能な限り短縮する	施策15の主な取組「医療的ケアの実施体制の充実」の中で、保護者負担の軽減に取り組んでまいります。	C
285	第2編 目標IV 施策15	3. 学校看護師の適切な配置 ・医療的ケア児児童や医療的ケアの項目の増加による看護師の増員を図る ・送迎時介護タクシーに看護師を配置し、送迎に保護者付き添いを前提としない制度づくり	いただいた御意見は学校における医療的ケアの実施体制の充実において重要なものと認識しております。各学校の実情を把握しながら、施策15に取り組んでまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
286	第2編 目標IV 施策15	<p>施策15 医療的ケアが必要な子供への対応についての意見</p> <p>具体的な医療的ケアの充実の内容として、「関係する医師、担任、養護教諭、学校に勤務する看護師などが連携し、必要な支援を行います。」と示されているが、これはすでに進んでいる内容である。教職員、保護者からの意見を吸い上げ、今の課題を果がしっかりと把握することを強く求める。</p> <p>医療的ケアを受けている児童生徒が年々増加していく中で、ケアルームだけでは、お昼の注入の対応はできない。しかし、現状では、学校に、水道などが完備された部屋はない。早急に施設設備の改修をしなくては、そもそも安全な医療的ケアは実施できず、できていない。</p> <p>医療的ケアを受けている児童生徒の保護者の多くが送迎に負担を感じている。特に肢体不自由は県内に少なく、遠方よりの登校で、片道に2時間を要している保護者もいる。また、距離だけでなく、運転している保護者が常に吸引の心配をしながらの送迎のため、心理的な負担も大きい。結果として、登校の回数が減少し、教育の機会が奪われている。肢体不自由校の環境整備は、学区の見直しのみであるが、それでは全く解決されない。今必要なのは肢体不自由校の新設である。また、タクシー券利用は、保護者同伴は余儀なくなされるため、負担軽減にはつながりにくい。看護師同乗のスクールバスやタクシーの検討が早急に必要である。このまま、放置すれば、教育を受ける権利の侵害を続けることになる。よろしくお願いたします。</p>	<p>施策15の主な取組「学校における医療的ケア実施体制の充実」の取組の中で、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校の実情を把握し、取り組んでまいります。</p>	C
287	第2編 目標IV 施策15	<p>施策15 医療的ケアが必要な子供への対応(P.51)</p> <p>保護者負担軽減のため「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立は良かったです。</p> <p>～学校における医療的ケアの実施体制を充実します～とのことですが、看護教員を増やすと教員が減ってしまう今の定数法とは別枠で医療的ケアの実施体制を充実させてほしいです。具体的には現状の看護教員の他に時間数で看護師を配置する等してほしいです。</p>	<p>本計画では、学校における医療的ケアの実施体制の充実について、施策15(1)において、「関係する医師、担任、養護教諭、学校に勤務する看護師などの連携や、通学等における保護者の負担軽減などに取り組む」と記載しております。いただいた御意見についてはこの取組を進めるに当たって参考とさせていただきます。</p>	C
288	第2編 目標IV 施策15	<p>施策15 医療的ケアが必要な子供への対応</p> <p>「医療的ケアが必要な子供への対応」を独立して施策化することについては評価できますが、「学校における医療的ケアの実施体制を充実」するとし中身は、「関係する医師、担任、養護教諭、学校に勤務する看護師などが連携し、必要な支援を行う」ことや「学校における医療的ケアを行うことのできる人材を確保するため、認定特定行為業務従事者を養成する」ことなど、すでに学校現場でとくみ努力しているものです。</p> <p>看護教員が教員定数の中から配置されていることで、ケア児が増加してもなかなか看護教員を増やすことができないなど、むしろ学校現場の努力でどうにもならないことばかりであり、教育行政による環境や条件の整備こそが求められています。</p> <p>県教委として、医療的ケアの充実のためにどのような環境・条件整備を行うのかを明記する必要があります。</p> <p>制定された「医療的ケア児支援法」には、国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を負うことが示されており、学校設置者に対しても、「学校に在籍する医療的ケア児が『保護者の付添いがなくても』適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするために、看護師等(保健師、助産師、看護師、准看護師)の配置その他の必要な措置を講ずるものとする」と明示しています。つまり、保護者によるケアを前提としない学校における医療的ケアの実現が求められています。</p> <p>この法の趣旨を正確に記した上で、その趣旨の実現のための施策・取組を推進する必要があると思います。</p> <p>したがって、《主な取組》については、次のようなものとする必要があると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校における医療的ケアの実施内容の充実と安全な実施体制の確立 ●市町村教育委員会と連携した医療的ケアを必要とする子供の教育環境の整備 ●看護師・看護教員の増員、医療的ケアの充実のための予算の増額等に関する国への働き掛け 	<p>いただいた御意見を踏まえ、施策15の主な取組「学校における医療的ケアの実施体制の充実」の実施に当たっては、学校の実情を把握しながら、適切な看護師の配置に努めてまいります。</p> <p>なお、特別支援教育の推進のため必要な教員の定数改善については、引き続き、国へ要望してまいります。</p>	C
289	第2編 目標IV 施策15	<p>施策15 医療的ケアが必要な子供への対応</p> <p>制定された「医療的ケア児支援法」には、国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を負うことが示されており、学校設置者に対しても、「学校に在籍する医療的ケア児が『保護者の付添いがなくても』適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするために、看護師等(保健師、助産師、看護師、准看護師)の配置その他の必要な措置を講ずるものとする」と明示している。つまり、保護者によるケアを前提としない学校における医療的ケアの実現が求められている。</p> <p>この法の趣旨を正確に記した上で、その趣旨の実現のための施策・取組を推進する必要がある。</p> <p>《主な取組》については、次のようなものとする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校における医療的ケアの実施内容の充実と安全な実施体制の確立 ●市町村教育委員会と連携した医療的ケアを必要とする子供の教育環境の整備 ●看護師・看護教員の増員、医療的ケアの充実のための予算の増額等に関する国への働き掛け 	<p>いただいた御意見を踏まえ、施策15の主な取組「学校における医療的ケアの実施体制の充実」の実施に当たっては、学校の実情を把握しながら、適切な看護師の配置に努めてまいります。</p> <p>なお、特別支援教育の推進のため必要な教員の定数改善については、引き続き、国へ要望してまいります。</p>	C
290	第2編 目標IV 施策15	<p>障害などで通学バスに乗りできない児童生徒は、保護者の送迎で通っているのがほとんどです。家族だけでは困難になると福祉サービスを利用することになるが、都合よく利用することができず通学困難になることが多い状態です。居住によっては福祉対応の差があることも要因の一つで、保護者の思いが届きにくい。通学できず訪問教育を選択せざるを得ない状況も出ています。通学バスに看護師が乗車することで、ケア児も早期にバス乗車ができるようになり、通日数も増えて学習時間が多くなり、多くの友だちと過ごせることで学ぶことが多くなります。</p> <p>自分でできることが増え、生活がより楽しく豊かになるのではないかと思います。児童生徒の楽しみが増え、保護者も送迎の負担が減り、他家族との時間ができると、安定した状態で生活が送れると思います。</p> <p>学校における医療的ケアも、授業中でも席を離れてケアルームに向かずには対応できず、ケアルームでの待ち時間もあり授業に戻ることができないことも発生しています。ケアを必要とする児童生徒の学習時間を保つためにも、ケア対応児童生徒に合わせた看護教員の増員に配慮してほしいと思います。</p>	<p>特別支援学校における教育環境の整備について、いただいた御意見を踏まえ、関連する内容である施策9及び15を推進してまいります。</p>	C
291	第2編 目標IV 施策15	<p>・P.51 施策15 医療的ケアが必要な子供への対応で「医療的ケアの実施体制を充実」としていますが、そのためにも看護教員の十分な配置が必要であるかと思えます。医療的ケアを必要としている児童生徒は増加しているため以前より看護教員を増やしていますが、看護教員は教員定数内から出しているのが現状です。前任校では、看護教員を増やざるを得ない状況の中、自立活動専任や担任を減らしたこともありました。「医療的ケアの実施体制を充実」とするならば、そこに必要な看護教員を教員定数外で配置して下さい。</p>	<p>教員定数については、国の制度に基づき配置しているところで、御提案の教職員定数の改善につきましては、引き続き、国へ要望してまいります。</p>	C
292	第2編 目標IV 施策15	<p>医ケアが必要な子どもへの対応</p> <p>医ケアの整備をするときに、「保護者の負担軽減」を図る視点と同様に、医ケアを受ける子どもの側に、適切で安全で、人権を保障された上での「医ケア」が安定して施されることが尊重されて整備されなくてはならない。「医ケア」をうけるということは、人間としてもっとも根源にあるいのちや安心を他者に預けて託すという側面がある。ただ「行為」としてのケア体制があればいいわけではなく、人間として大切に扱われている、重んじられているという実感を伴った上でケアでなければならない。日替わり、時間交代の「誰から受けるケア」なのかさえ本人が選べないような、機械的な行為にならないように、教育的な配慮とねらいをもち、時間的・空間的な適切さをもった「医ケア」体制整備でなくてはならない。よって、看護ケア職員は常勤で、教育的立場にたった職員を配置するだけの予算の確保が必要である。</p>	<p>教員定数については、国の制度に基づき配置しているところで、御提案の教職員定数の改善につきましては、引き続き、国へ要望してまいります。</p>	E

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
293	第2編 目標IV 施策15	<p>施策15 医療的ケアが必要な子供への対応 「医療的ケアが必要な子供への対応」を独立して施策化することについては評価できますが、「学校における医療的ケアの実施体制を充実」するとした中身は、「関係する医師、担任、養護教諭、学校に勤務する看護師などが連携し、必要な支援を行う」ことや「学校における医療的ケアを行うことのできる人材を確保するため、認定特定行為業務従事者を養成する」ことなど、すでに学校現場でとりにくみ努力しているものです。 看護師が教員定数の中から配置されていることで、ケア児が増加してもなかなか看護師を増やすことができないなど、むしろ学校現場の努力ではどうにもならないことばかりであり、教育行政による環境や条件の整備こそが求められています。県教委として、医療的ケアの充実のためにどのような環境・条件整備を行うのかを明記する必要があります。 制定された「医療的ケア児支援法」には、国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を負うことが示されており、学校設置者に対しても、「学校に在籍する医療的ケア児が『保護者の付添いがなくても』適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするために、看護師等(保健師、助産師、看護師、准看護師)の配置その他の必要な措置を講ずるものとする」と明示しています。つまり、保護者によるケアを前提としない学校における医療的ケアの実現が求められています。 この法の趣旨を正確に記した上で、その趣旨の実現のための施策・取組を推進する必要があると思います。</p> <p>したがって、「主な取組」については、次のようなものとする必要があると思います。 ●学校における医療的ケアの実施内容の充実と安全な実施体制の確立 ●市町村教育委員会と連携した医療的ケアを必要とする子供の教育環境の整備 ●看護師・看護教員の増員、医療的ケアの充実のための予算の増額等に関する国への働き掛け</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、施策15の主な取組「学校における医療的ケアの実施体制の充実」の実施に当たっては、学校の実情を把握しながら、適切な看護師の配置に努めてまいります。 なお、特別支援教育の推進のため必要な教員の定数改善については、引き続き、国へ要望してまいります。</p>	C
294	第2編 目標IV 施策15	<p>・施策15 医療的ケアが必要な子どもへの対応(P50)について 安心して医療的ケアが受けられるように、早急に施設設備の改修が必要です。看護教員・看護師もケア件数に対して不足しています。保護者の負担も大きいです。 医療的ケアの実施体制の充実のために、具体的な方策を記述してください。どうぞ御検討をよろしくお願い致します。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、施策15医療的ケアが必要な子供への対応(1)学校における医療的ケア実施体制の充実において、人工呼吸器管理に関するモデルケースの実施について加筆し、修正を行っております。</p>	A
295	第2編 目標IV 施策15	<p>P51「通学等における保護者の負担軽減」を「通学・授業時等における保護者の負担軽減と通学方法の実現」に理由 授業時に保護者がずっと在籍しなければならない状態、学習できるのに通学方法が不備のため通学できない状態を保護者と協議しながら改善されたい。</p>	<p>御意見として承りました。 なお、施策15医療的ケアが必要な子供への対応(1)学校における医療的ケア実施体制の充実において、人工呼吸器管理に関するモデルケースの実施について加筆し、修正を行っております。</p>	C
296	第2編 目標IV 施策15	<p>・「医療的ケア児」支援法が制定されたにもかかわらず、医療的ケアが必要な子どもたちの学習権と家族支援の具体的な計画が示されていません。 法の趣旨を踏まえて、学習権が保障され、保護者によるケアを前提としない医療的ケアが実現となるよう、具体的な計画を明記してください。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、施策15医療的ケアが必要な子供への対応(1)学校における医療的ケア実施体制の充実において、人工呼吸器管理に関するモデルケースの実施について加筆し、修正しました。</p>	A

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
297	第2編 目標IV 施策15	<u>通学バスに看護師配置をしてください。</u> 医療的ケア児の中でも、気管切開、人工呼吸器など医療的ケアが必要な児童は、通学バスに乗れません。保護者による自主通学が必要です。そのため、 ☆通学時間が長すぎる。 ☆保護者が運転できないケースもある。 ☆医療的ケアしながらの運転が危険など訴えてきました。学校に通わせたいものの、通学手段がなく、あきらめて訪問教育にせざるを得ない人もいます。今回、保護者付き添いが必須ですが、介護タクシー等による通学が認められ、助成されることとなりました。とても画期的でありがたいのですが、まだまだ、問題が多いです。 ☆看護師の配置はないので、送迎時保護者の付き添いが必須であり、学校内待機が外れていても、自宅に帰る往復時間が1時間半かかるケースがある。そして、学校に1時間半かけて、戻らなければならない。全く休めません。 就学奨励費の返金時期が、半年に一回だとすると、往復1万5千円かかるとして、週3回通うとすると、15,000×12で180000円、半年で108万円かかります。そんなに高額を立て替え払いするのは厳しいので、タクシー会社から、県への請求書払いにしていたらいいでしょうか？ また、訪問教育の時のスクーリング代では、福祉タクシーに乗るとき運賃のほか、自費で介助費用が掛かっていました。2000円×12回=24000円 年間で288,000円自己負担となります。 その費用の負担が大変です。 介護タクシー費用の助成は、今まで通学できなかった人には朗報ですが、相当の負担があるので、通学バスに看護師配置していただきたいです。	医療的ケアが必要な児童生徒が通学バスに乗車できない場合は、これまで訪問教育に限定していた福祉タクシーの利用について、医療的ケアが必要な児童生徒に対象を拡大しているところです。 いただいた通学バスへの看護師の配置については、引き続き研究してまいります。	C
298	第2編 目標IV 施策15	<u>学校内の待機をなくしてください。</u> 子どもの医療的ケアがあると、夜中の吸引や体位交換、家事等で、睡眠不足の母にとって、学校内待機はつらいです。また、体の不調や、兄弟等の行事で待機できないと、学校を休まなければならない。人工呼吸器の待機解除について、遅々として進んでいない印象です。人工呼吸器以外の、たまたま酸素を使う場合や、カニューレオフの吸引、注入時間の長さによっても、待機になるケースがあります。看護師の増員をお願いいたします。 <u>医療的ケア児以外の難治性てんかん等のバス乗車も可能にしてください。</u> 医療的ケア児以外にも、通学バスに乗れない児童がいます。 難治性てんかん等、通学バスに乗れることにはなっていますが、実際にてんかん発作が起こっても、救急車を呼ぶ以外何もできないと言われる。また、発作が起こりそうなら、乗らないでほしいともいわれます。自分の子供を守るためには、自主通学するしかありません。 難治性てんかんなどでも安全にバスに乗れるように、乗務員さんの対応や、看護師の配置をお願いします。	いただいた御意見を踏まえ、施策15医療的ケアが必要な子供への対応(1)学校における医療的ケア実施体制の充実に、人工呼吸器管理に関するモデルケースの実施について加筆し、修正を行っております。	A
299	第3編 第1章 第2章	P.52. 53に、第3編 埼玉県特別支援教育推進計画の進行管理において、「本計画を着実に進めるため、～(中略)～PDCAサイクルに基づく検証」とうたっているが、第2章の「指標の設定」において、「⑥特別支援学校の整備」の欄に、新設校の設置はR5年度の県東部地域特別支援学校(仮称)以外に、何も示されていない。高校内分校・校舎の増築には、「検討中」の記載があるが、R6年度までに、新設校を検討すらしめないという、行政責任の放棄であり、全く意味を持たない計画・指標である。	県では、現在、知的障害特別支援学校の過密対策として、新校の建設や高校内分校、既存校舎の増築等の対応を行っております。 本文中に記載したとおり、県有施設の活用による新設校の設置も含めて、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから計画的に整備していきます。	D
300	第3編 第1章 第2章	第3編 埼玉県特別支援教育推進計画の進行管理 第3編 第1章に「本計画を着実にすすめるため、目標ごとに具体的な指標を設けます」と記され、第2章に4つの目標に対して8の指標が示されています。 しかし、P18の「4 埼玉県特別支援教育推進計画の施策体系」では4つの目標に対して、15の施策と43の「主な取組」が示され、第2編「施策の展開」でそのことがより詳しく記されています。こうした流れからすれば、第3編では、具体的な「施策」や「主な取組」についての指標が示されることが必然であり、示された「指標」は極めて不十分と指摘させていただきます。 別に提出した意見において、P44の「計画期間中における特別支援学校の整備について」に關わって指摘したと同様に、指標は、現段階で計画が進行中のものを並べただけであり、「高校内分校」と「校舎の増築」については、「今後の高校内分校の設置」や「今後の校舎の増築」は「引き続き検討」と示されているのに、「新設校」はすでに明らかにされている県東部地域特別支援学校(仮称)がR5年度に開校する以外に「引き続き検討」の文字すらありません。県が喫緊の課題として位置付けてきた特別支援学校の過密・過密、教室不足への対策として、新たな学校の建設については、検討すらしめないということであれば、「特別支援教育推進計画」の名に値しないと思います。 特別支援学校の過密・過密、教室不足の抜本的解決をはじめとした教育環境の整備の道筋を明確に示すことなくして、特別支援教育の「推進」はなしえないと思います。	本計画においては、第3編第1章に記載したとおり、施策ごとではなく、目標ごとに具体的な指標を設けているところです。 また、指標のうち、特別支援学校の整備について、検討を終えたものについては、具体的な記載に改めています。	D
301	第3編 第2章	第2章 指標の設定 目標Ⅰ～Ⅳ の15の施策に対して、指標が⑧しかないのはどうしてなのでしょう。 少なくとも15の施策に対しては、15の指標が必要なのではないでしょうか。	本計画においては、第3編第1章に記載したとおり、施策ごとではなく、目標ごとに具体的な指標を設けています。	D
302	第3編 第1章 第2章	第3編 埼玉県特別支援教育推進計画の進行管理 第3編第1章に「本計画を着実にすすめるため、目標ごとに具体的な指標を設けます」と記され、第2章に4つの目標に対して8の指標が示されている。 しかし、P18の「4 埼玉県特別支援教育推進計画の施策体系」では4つの目標に対して、15の施策と43の「主な取組」が示され、第2編「施策の展開」でそのことがより詳しく記されています。こうした流れからすれば、第3編では、具体的な「施策」や「主な取組」についての指標が示されることが必然であり、示された「指標」は極めて不十分と指摘させていただきます。 P44の「計画期間中における特別支援学校の整備について」で指摘したように、指標は、現段階で計画が進行中のものを並べただけであり、「高校内分校」と「校舎の増築」については、「今後の高校内分校の設置」や「今後の校舎の増築」は「引き続き検討」と示されているのに、「新設校」はすでに明らかにされている県東部地域特別支援学校(仮称)がR5年度に開校する以外に「引き続き検討」の文字すらありません。県が喫緊の課題として位置付けてきた特別支援学校の過密・教室不足への対策として、新たな学校の建設については、検討すらしめないということであれば、特別支援教育推進計画の名に値しないということ強く指摘する。	本計画においては、第3編第1章に記載したとおり、施策ごとではなく、目標ごとに具体的な指標を設けているところです。 また、指標のうち、特別支援学校の整備について、検討を終えたものについては、具体的な記載に改めています。	D
303	第3編 第2章	P52 IIに「特別支援学校における正規職員と臨時教員の割合をいれR6年に正規教員を95.0%に理由 3年以上の臨時教員を正規教員とし教員不足を解消してほしい。	御意見として承りました。 今後とも、児童・生徒数、退職者数、再任用者数の動向及び定年年齢引上げの影響を見極めながら、長期的な展望に立ち、新採用者の確保に最大限努力してまいります。	D
304	第3編 第2章	目標Ⅲ ⑥特別支援学校の整備 で新設校の設置の欄は県東部地域特別支援学校(仮称)がR3—R5開校の計画のみで、高校内分校の設置、校舎の増築の欄にあるような検討中の表記がありません。R4～6年度の計画で新設校は検討すらしめないということなのでしょう。	第3編第2章の指標において、計画策定までに検討を終えたものについては、記載を追加しています。 なお、新設校の設置も含めて、可能性のあるものについては、引き続き検討してまいります。	D

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
305	第3編 第2章	P53 新設校に県南部地域特別支援学校(肢体不自由併置校)も 理由 既設校として川口特別支援学校があり新設校として戸田かけはし高等特別支援学校ができたが、それでも南部の知的障害、肢体不自由児の教育環境が改善されないため。	南部地域における知的障害特別支援学校の児童生徒が増加していることは認識しております。 本計画では、施策9(5)知的障害特別支援学校の本文において、「県有施設等の活用による新設校の設置」も含め、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していきます。」と記載しております。	D
306	第3編 第2章	Ⅲに教室の改善 「間仕切り教室の解消」「R5」に「0%」 「特別教室(音楽室、木工室、図書室)と更衣室の確保」「R5」に「100%」 理由 劣悪な学習環境である。普通学校と比べてもひどいのではないかと。	御意見として承りました。	E
307	第3編 第2章	53ページ 高校内分校について 高校内分校の定員が割れている現状がある。本計画案にも書かれている通り、これだけ小学部の子どもが増えているので、その先10年の過密進行は否めない。高校内分校の施策では、抜本的解消にはならない。学校を東西南北に必要な数設置する計画を求める。 そもそも、緊急時でも災害時でもないのに教育に「間借り」があってはならないとかがえる。	高校内分校はインクルーシブ教育の推進と、地域の特別支援学校における過密の緩和を図るため、特に過密となっている県南部・東部地域を中心に設置を進めております。 本計画では施策9(5)知的障害特別支援学校の本文において、「県有施設等の活用による新設校の設置」も含め、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していく旨を記述しております。	D
308	その他	『『埼玉県特別支援教育推進計画(案)』に対する県民コメント(意見募集)の実施について』の「4 意見の取り扱い」の(2)に「いただいた御意見の概要と、(中略)なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。」と記されていますが、類似意見をまとめて公表する場合であっても、どのような意見が何件あったのかについてはきちんと公表してください。 また、一人が多数の意見を提出することもあることから、人数のみならず意見の件数も公表してください。	御意見をいただいた人数及び件数等につきましては、公表させていただきます。	E
309	その他	『『埼玉県特別支援教育推進計画(案)』に対する県民コメント(意見募集)の実施について』の「4 意見の取り扱い」の(2)に「いただいた御意見の概要と、(中略)なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。」と記されていますが、類似意見をまとめて公表する場合であっても、どのような意見が何件あったのかについてはきちんと公表していただきたい。 また、一人が多数の意見を提出することもあることから、人数のみならず意見の件数も公表すること。(今回、埼玉高教は提出する意見は61件となる)	御意見をいただいた人数及び件数等につきましては、公表させていただきます。	E
310	その他	・全国的な課題でもありますが、教員の未配置未補充は大きな問題であり、子どもたちの教育さえ危うい状況です。ほとんどの特別支援学校で教員の未配置未補充が当たり前となり、それも複数の場合が珍しくありません。その現状をどのようにとらえているのでしょうか。特別支援教育を支えるうえで教員は不可欠であり、子どもたち、保護者、教職員にとって大きな問題です。人材育成ももちろん必要ですが、人材確保に必死になっている現状に対する施策も掲げて下さい。	いただいた御意見についての記載は困難ですが、教員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境整備とともに、特別支援教育の推進に努めてまいります。	D